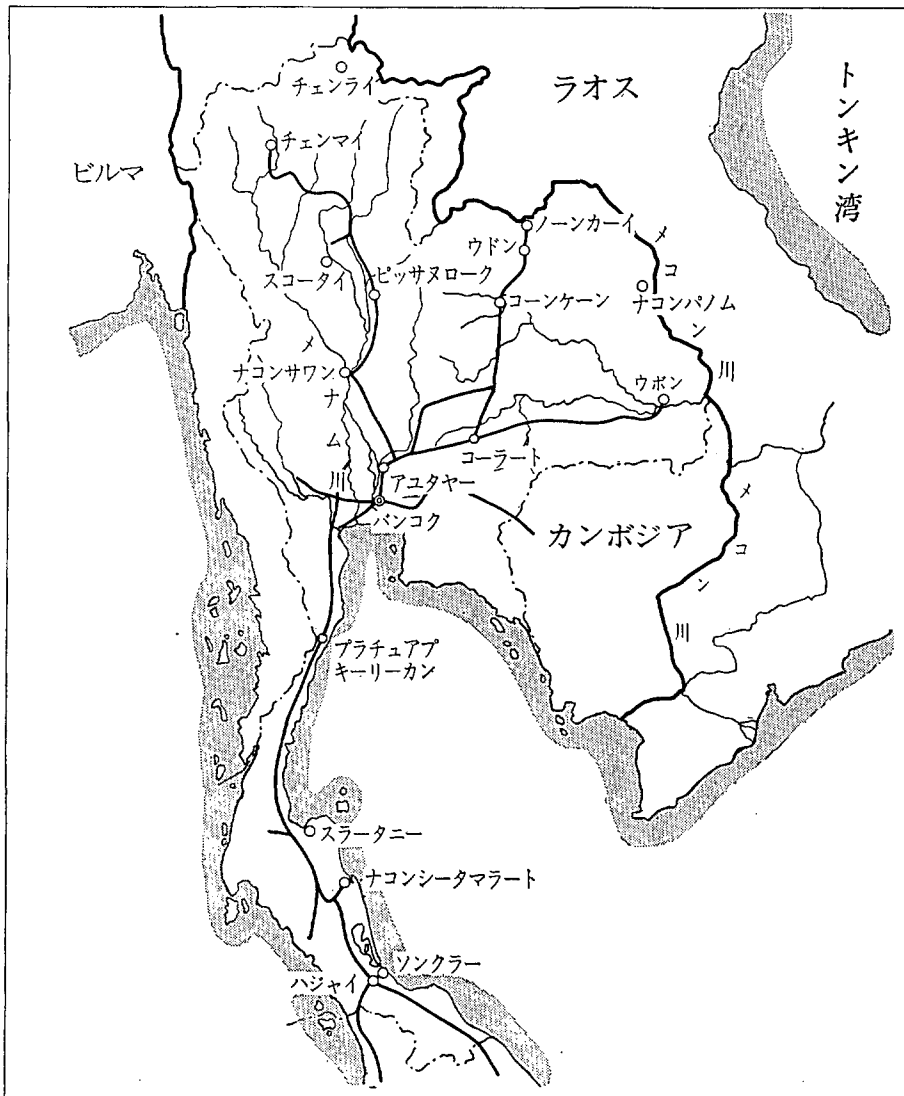


# タイ



## タイ王国

面積	51万 km <sup>2</sup>
人口	(1968年) 3355万人
首都	バンコク (クルンテープ)
言語	タイ語 (ほかにラオ語, 中国語, マレー語)
宗教	仏教 (ほかに回教)
政体	立憲君主制
元首	プミポン・アドゥーンヤデート国王
通貨	バーツ (1米ドル=20.8バーツ)
会計年度	10月~9月
度量衡	メートル法 (ほかにライ=1600 m <sup>2</sup> )

# 1969年のタイ

## 国内政治

### 1. 12年ぶりの総選挙

2月10日に下院議員選挙が実施された。1957年12月15日以来12年ぶりの選挙である。政党は与党のタイ国民連合党をはじめとして、民主党、経済人連合戦線党、民主主義戦線、人民党、自由民主党、労働党、農民党、農民援助党、新シャム党、人民進歩党、タイ独立党の12党が登録して候補者をたてた。下院議員は人口15万人に1人の割合で選出され、1県1選挙区で、定員は219人である。有権者総数1482万0180人、投票した者は728万5832人、投票率は49.16%で、この投票率は1957年2月26日の57.50%に次ぐ高い投票率である。次に各政党別の立候補者数、当選者数と12月末の現有勢力および各党の地域別分布を比較してみよう。

#### 各党議席数

政党	立候補者	当選	現有勢力
タイ国民連合	218	76	110
民主党	189	57	55
民主主義戦線	57	7	8
経済人連合戦線	28	4	4
人民党	66	2	2
農民援助党	18	1	1
自由民主党	7	1	1
自由党	—	—	17
国民党	—	—	1
無所属	606	71	20
その他	65	0	0
計	1254	219	219

#### 地域別政党議席分布（2月10日現在）

中部	タイ国民連合33	民主党25	農民援助党1	無所属19			
東北部	タイ国民連合20	民主党9	民主主義戦線5	経済人連合戦線4	人民党2	自由民主党1	無所属33
北部	民主党12	タイ国民連合6	民主主義戦線1	無所属7			
南部	タイ国民連合11	民主党9	民主主義戦線1	無所属8			

東部 タイ国民連合6 民主党2 無所属4

以上の選挙結果と選挙期間中の情勢をみながらその特徴についてまとめてみよう。

まず第1に選挙期間中を通じて、特に二大政党であるタイ国民連合と民主党との間に、政策論争らしいものがみられなかったことである。もちろん政党結成とはいっても、反憲法的あるいは共産主義的傾向のある政党については内務省が登録を拒否する権限を持っており、更に党役員を内務大臣が罷免する権限を持つなどの制約があるので、合法政党として登録されてくる政党の政策は大体似たものとなり、政策を中心として、選挙で争うということがなくなる素地を作っているとも言える。しかし特にベトナム戦争と関連して、外交政策の如何が参戦国としてのタイの将来に重要な影響をもたらすものであるにもかかわらず「親密なタイ・米関係」という言葉以上の具体的な展開はなかった。外交政策の点では民主主義戦線や経済人連合戦線などの少数政党のほうが、米軍基地不要論や中国承認論をうちだして注目された。このような各党の類似あるいは相違は、各党の支持基盤の相違に帰着できよう。タイ国民連合や民主党の主要メンバーをみると、官僚や軍人が大半を占め、タイ国の支配層を代表するこの両政党の間にはほとんど差がないのである。バンコク・ワールド紙の論説委員は「今回の選挙では劇的な変化はおこらない。下院選挙は政府が何をすべきかではなく、誰が一番よくやりとげるかに争点がある」と評していたが、この両政党の間に基本的政策面での差異がないとすると、過去の経済開発の実績を持ち、また米最低価格保証、負債農民救済計画、各種協同組合を通じて農民層をある程度組織化した与党のタイ国民連合側が有利になるのは当然であろう。

第2にはタイ国民連合や民主党などの旧来の支配層の差がなくなりつつある一方、民主主義戦線、農民援助党、農民党、労働党などの政党の出現が注目される。農民党は議席を得られなかったとはいえ、各地の農民団体の指導者など36人を候補に

立てた。各政党が一樣に農業政策、農民対策を重視していたこともあわせ、農民層の発言力が強まりつつあることを示すものである。

第3に、投票率は史上2番目に高いものとはいえ半数以上が棄権していることは大きな問題である。政治がまだ一部支配層のものであり、また発言力が強まったとはいえ、農民や労働者が要求を組織化していく程十分に成熟していないことにも原因があろう。投票率は、農村部では高く、都市部ではバンコク38%、トンブリー30%と低い。

第4には下院議員の80%を新人が占め、元議員がかなり落選して新旧世代の交代が著しい。この落選者の中にはテープ・チョティヌット経済人連合戦線委員長、リエン・チャヤカーン人民党委員長なども含まれている。

## 2. タノム新内閣の成立

さて選挙後の経過をおっていくと、2月25日に上院議員44人が追加任命され、上院議員164人中、軍人・警官が117人と圧倒的多数を占めている。3月6日には下院議長選挙が行なわれ、無所属議員をタイ国民連合と民主党が奪いあう形となったが結果は議長と第2副議長をタイ国民連合から、第1副議長を無所属から選出して、与党側が勝利をおさめた。無所属議員はこの頃から、無所属として残るグループ、新党を結成して国会運営のキャスティングボートを握ろうとする者、タイ国民連合に入党する者とはほぼ三つのグループに分化し始め、3月18日には17人が自由党を結成した。

3月11日にはタノム新内閣が発足する。正副大臣あわせて28名で、タノム首相(国防相兼任)、プラパート副首相(内相兼任)、ポット副首相(国家開発相兼任)、スーム蔵相、タナット外相などの留任のほか、貿易収支の赤字問題をかかえる経済相にはブンチャナ駐米大使をすえている。3月18日にタノム内閣の15項目の政策が発表されたが、4月24日にはこれを変更して14項目の政策として発表された。変更の理由は明らかにされていない。変更後の政策をみると、共産主義鎮圧、外交政策、治安、福祉、国民の健康、司法の能率化などの項目がなくなり、国王制の支持、全国的地域開発の促進、伝統の保持などが新たに加わっている。地域開発の一項目が加わったことは、地方の占める比重が政治的に大きくなったためと考えられる。

下院の議席数では、無所属がタイ国民連合に大益入党したため、過半数には達しないものの、圧倒的多数を占める上院とあわせて、タノム内閣は議会で極めて安定したものとなっている。今後の問題は、新内閣の経済政策、特に基幹をなす米をはじめとする農業生産と、毎年大幅に赤字を出している貿易収支に注目していかなければなるまい。69年は更にベトナム特需の減少が貿易収支の赤字と重なり、総合収支の赤字も予測されているだけに、経済政策の如何がタノム内閣の命運を左右することとなろう。

## 3. 共産ゲリラの動き

68年末から北部でメオ族共産ゲリラの攻勢が続く中で、1月1日にタイ人民解放軍最高司令部の成立宣言が発表された。人民解放軍は戦闘、大衆工作、生産を三大任務とし、毛沢東思想に基づきタイ共産党指導下におかれている。続いて10日にタイ共産党は、米帝国主義とタノム独裁政府の追放、独立・民主の人民政府樹立をはじめとする10項目にわたる当面の政策を発表した。タイ共産党が当面の政策を発表したのは初めてであるが、労働者、農民、商工業者、婦人、青年への広い呼びかけを行なっている。

その後武装闘争は4月から6月にかけてナコンパノム周辺で、更に7月にはニクソン大統領のタイ訪問にあわせるように、ウボン基地を襲撃している。9月以降は重点がマレーシアとの国境地帯に移る。タイ南部はマレー人回教徒が多く、以前から南部4県の分離、マレーシアへの併合運動があったところだが、今回はこうした回教系ゲリラの活動が活発化したことに加えて、約千人といわれる中国人共産ゲリラが時期をあわせてゲリラ活動を強め、タイ・マレーシア間の道路に地雷を埋めたり、鉄橋を爆破して幹線鉄道を破壊するなどの行動にもでている。タイ政府は10月から南部も東北部、北部と同じく共産主義鎮圧司令部の管轄下に組み入れ、12月8日には南部9県の戒厳令を強化し、またマレーシアとともに共同作戦を展開、戦闘機による爆撃も含めて大規模な包囲攻撃を行なっているが、地形的にゲリラ戦に有利なジャングル地帯であるため、十分な効果があがっていないようである。

内務省は7月8日に、共産活動防止法第8条に

に基づき、共産主義浸透地区35県を官報告示した。その後1県追加したので、36県で共産勢力が活動していることになる。もちろん活動の強弱があり、拠点といえる所は限られ、局部的なものにすぎないが、その行動範囲が徐々に広がっているのは事実であり、政治勢力としては小さなものとはいえ、政府の政策や米国のアジア政策と関連して、反米反政府闘争が発展する可能性がないとはいえないだけに今後も注目していく必要がある。

## 対外関係

1. 秘密軍事協定の暴露とタイ駐留米軍の削減  
ニクソン米大統領が7月28日から31日にかけてタイを訪問した。28日の特別声明では「タイ防衛という米国の誓約を守る」ことを述べている。翌29日のニクソン・タノム会談では、①SEATOによる義務として米国はタイを防衛する。②経済開発と自主防衛のための援助活動は行なうが、米軍は送らない。国内のゲリラ対策はタイが独立であたる。ゲリラ鎮圧にあたっては社会・経済的開発が軍事的効果よりも大きいことなどが話しあわれ、更にニクソン大統領は、ベトナム戦争の「ベトナム化」にともない、タイ駐留米軍を削減する意向を表明し、タノム首相は、ヘリコプターや重火器などの軍事援助を要求したといわれる。

7月9日にフルブライト米上院外交委員長が、米タイ間に秘密軍事協定があるとその存在を暴露した。以降主として米国側からその内容について議論が展開された。米國務省はその存在を認めたが、SEATOの範囲をこえるものでないと弁明した。タイ側はタノム首相やタナット外相が最初は同協定の存在を否定し、その後軍事協定はSEATO

マターであり、この問題が米国内の政争の具として利用されていると批判する態度をとった。8月15日にタノム首相は、駐留米軍はタイ政府の指揮下におかれる同協定の内容を関係者に公表するときにはタイの許可が必要であると発言した。一方レアード米国防長官は8月21日に、1965年締結の緊急援助計画(秘密協定)を認めないと発言した。

この問題を契機として、駐留米軍の削減に関する会談を8月20日に申し込むこととなった。駐タイ米軍は68年中頃に最高の5万人となり、69年7月末では4万8000人である。これまでタイ政府が米軍の駐留を認めていたのは、ベトナム戦争への支援とタイ国軍の訓練と装備の供与という二つの目的に限っていた。米軍削減はニクソン大統領の政策に沿うものであるが、秘密軍事協定問題を契機として、米軍がタイの内戦にまきこまれてベトナムの二の舞となるという危惧が米国の議会や世論で高まり、こうした反戦ムードを牽制する意味で、米軍削減をタイ側から突然表面化させたものであろう。9月3日から10日にかけて、タナット外相とアンガー米大使の会談が開かれ、30日に、1970年7月1日までに6000人の米軍を撤退させることが発表された。69年12月15日までに2400人の撤退が行なわれている。また、B52戦闘爆撃機30機が東南アジアから撤退するのにもない、タイのウタパオ基地からも何機か撤退することが明らかにされた。

一方12月14日に官邸筋の報道として、タイ空軍強化のため西独から偵察機、戦闘機10機を購入する予定で、現在なお国会で審議中の70年度予算では、1億2900万パーツがそれにあてられているといわれ、これは将来の米軍事援助削減にそなえるものと言われている。またアラーム陸軍少将、タノム首相、タウィー空軍大将などが、米軍事援助の一つとして地対空ミサイル・ホークの引渡しを米国に要求していることを明らかにした。このミサイル・ホークは、1967年11月13日に南ベトナムへタイ軍1個師団増派を決定した際に、その引替えともいえる1億ドルの米軍事援助中に含まれているもので、その内容は、タイ軍2個師団4万人の編成、訓練、装備および1個中隊を地対空ミサイルで装備する費用の一部として使われることになっており、ミサイル中隊はあとで大隊に拡大



どんな合意か？ ニクソン・タノム会談

される予定であるといわれる。すでに空軍は90人を米国におくってその訓練を受けさせているが、71年頃までにはミサイルの引渡しが行なわれることになるだろう。

更に12月21日にはタナット外相が、南ベトナム外相とタイ軍撤退問題について話しあったことを明らかにした。プラパート副首相は撤退に強く反対している。米軍5万人撤退の動きとあわせたタイ軍の南ベトナム撤退が、観測気球であるのかどうかは別として、簡単にタイ軍撤退が決まることはないとしても、70年中には具体的な日程に上ってくることになるだろう。

## 2. 今後のタイ・米関係

さて今後のタイ米関係を考える場合、タイの外交政策と米国のアジア政策との関係が、問題となる。ニクソン米大統領は東南アジア訪問に先だち、7月24日にいわゆるグアム・ドクトリンを発表したが、その骨子は、米国は条約上の公約は守る。アジア各国は自国の防衛は自分の責任で行なうべきであり、そのため米国は必要な軍事援助、経済援助は行なうが米軍は送らず、米国がアジアの問題にまきこまれるのを避けるというものである。

タイの外交政策を考えてみると67年のASEANの結成以後、タナット外相は政治、経済、社会、文化の各分野で進めていく地域協力を強調し、集団軍事防衛にかわる集団政治防衛としての地域協力が、東南アジアの安全と自由を保障し、その地位を高めるという主張を多くしてきた。しかし、地域協力が、各国の利害関係もあってスムーズにいかないとする、実際にとられる政策は、依然として米国にある程度依存せざるをえない。タナット外相の言を借りると、米軍撤退は東南アジアを「力の真空地帯」とし、共産主義がこれを埋めることを狙っている。その点で共産主義の侵略から東南アジアを守るためには、まず各国が早急に団結しなければならないが「力なき中立は無力」である以上米国に援助を受けねばならず、「SEATO体制下における米国のタイ防衛の義務」をこれからも繰り返し確認していかなければならない。しかし大国に依存しすぎることはかえって危険であるから「自国の防衛はできるだけ自分自身に頼らなければならない」し、国内の共産ゲリラ対策は独力であり、米国からは必要な軍事援助、経済

援助をひきだすということになる。

タイがこのように「SEATO体制下における米国のタイ防衛の義務」、「自国の防衛は自分自身で」「アジア諸国の地域協力」を外交の基本政策として、これまでと同じく現実的な判断に基づいて展開するとすれば、内容的にはグアム・ドクトリンとはほぼ一致するものであるだけに、今後のタイ・米関係は、比較的円滑に進展するものとみてよいであろう。残る問題は、米国がSEATOによる義務をどこまで完全に履行していくかにかかっていると見える。

## 3. 対日関係

対米関係が今後円滑に進展するとすれば、今後の一つの焦点となるのは対日関係であろう。現在特に大きな問題となっているのは、貿易不均衡の問題で、68年の貿易収支赤字5億ドルのうち3億ドル弱が日本からの輸入超過による赤字である。この問題は経済のところで述べることにする。11月21日の日米共同声明によって、日本がアジアに対する経済技術援助面で指導的役割を果たすことを述べ、太平洋新時代の構想を明らかにしたことについて、タイ側はどのような反応を示しているだろうか。これに対する政府主要閣僚の発言はないが、第4回ASPACでのタナット外相の発言からは、経済・産業開発や技術習得のための援助、新規プロジェクトへの資金援助、民間資本の投資を期待していることがわかる。

日米共同声明に対してバンコク・ワールド紙は11月23日社説で「佐藤氏の新時代」と題して、「日本が軍事的帝国主義のかわりに経済的帝国主義のプログラムに取りかかったという心配は、太平洋新時代を注意深く見つめているものであるが、心配しすぎることは逆に新しい拘束をもたらすだろう」と述べ、「これまで誰も成功しなかった地域協力は、将来の開発構想を持つ日本の指導者によってのみ強化されるものである」と好意的態度を示した。

他方バンコク・ポスト紙社説(11月24日)は「アジアにおける日本の運命」と題して、「日本は自分の運命はアジアの中に存在し、米国から新しい譲歩を取りつけるよりは、日本がアジアの経済的支配者になるのではないというアジアの警戒心をやわらげることの方が、より重要であることを理解

しなければならない。大国に代わって大国が登場し旧来の型を繰り返すことは、日本とアジア諸国との間にあるギャップを拡大するだけだ。佐藤首相も含めて日本の指導的政治家たちが、このことを理解している徴候はない」と、日本のアジア支配に対する強い警戒心を隠していない。

また日本の総選挙についても、バンコク・ワールド紙は自民党の勝利を「アジアにとっての勝利」と歓迎し、アジアに対する日本の貢献を期待している。また、「親米反共政権の安定で、東南アジアへの強力な経済外交が容易になり、米英などの撤退で苦境にたつ各国への大幅援助、協力を期待」する者もある反面、「自民党の勝利は予想通りだったが、社会党の惨敗で日本の軍備強化が進み、東南アジアの安全保障にどう響くかなど今後を注目している」と警戒の色を示す者もいる。タナット外相も「近い将来日本がアジアで軍事的役割を果たすことは望まない」と述べている。日本が経済技術援助について指導的役割を果たすことにより、アジア各国を経済的に支配するだけでなく、原料供給、商品販売、資本進出の市場確保のために軍事的にも進出してくることを警戒しながら、当面する経済建設のためには日本からの経済技術援助や民間投資を期待するという複雑な立場である。

一方タイ共産党の地下放送「タイ人民の声」は12月28日に、日本のタイ経済侵略を非難して次のように述べた。日本のタイにおける投資は外国投資総額の第1位、35.4%を占め、日本の独占資本はタイの鉄道、海運、紡績、自動車、鉄鋼などの企業をすでに支配している。輸入超過額も年々増加しており、1965年から68年までの4年間で137億パーツ余に達していると事実をあげて、「米帝国主義の手先日本反動派は、アジアでの侵略勢力の拡大に拍車をかけ、米帝国主義の『新アジア政策』に積極的に力をかし、いわゆる『大東亜共栄圏』の復活を夢見ている。タノム＝プラパート集団の売国政策によって、日本反動派はタイにおけるその侵略勢力を大規模に拡大している」と非難した。タイの共産主義勢力が日本を攻撃する宣伝を開始したことは、彼らの反帝闘争の目標が米帝国主義だけでなく、「日本反動派」にも向けられつつあることを示すものであり、タイ・日関係は複雑な様相をおびてくるだろう。

## 経 済

### 1. ベトナム戦後に入ったタイ国経済

この数年間、ベトナム戦争はタイ国経済にさまざまな影響を与えてきた。

戦略道路の建設はタイ国農村における交通を飛躍的に発達させると共にこれまで未利用のまま放棄されていたメナム・デルタの後背地に畑作地を拡大した。また、軍事基地の設置は多数の基地労働者を生み米軍によって落されるドルはホテル、飲食店、娯楽施設などサービス業を繁栄させ国民の消費生活の水準を向上させた。1961年から開始された経済開発計画のもとで工業化政策が推進されたが、米軍の支出するドルが直接、間接に工業部門の市場を拡大し、かつ急増する資本財や工業用原材料の輸入に対して外貨を供給してきた。タイ国経済はベトナム戦争をてこにして発展してきたといえよう。しかし、一方停滞する輸出と急増する輸入によって生れる貿易収支の赤字を外国からの援助、米軍の支出、外国の直接投資などによ



荷揚げ船積みで混雑するバンコク港

って埋め合わせするという国際収支の構造を定着させた。第1-1表に示すように1965年に25億パーツであった貿易収支の赤字幅は68年には105億パーツと約4倍に拡大しているが、米軍の支出、贈与、直接投資、ベトナム帰休兵の支出を含む観光収入も2倍から5倍に急増して貿易収支の赤字を埋めている。

ベトナム戦争の小康化によるドル流入の減少はこのような体質をもつタイ国経済に大きな衝撃を与えている。69年上半期を68年の上半期と比較してみると、貿易収支の赤字幅は52億6200万パーツから55億6300万パーツへと5.7%拡大している。しかし、米国政府の支出に近いと考えられる軍支

第1-1表 貿易収支と主なる外貨の獲得源 (1963~1968年)

(単位 100万バーツ)

	1963年	1964年	1965年	1966年	1967年	1968年
貿易収支	-3,117.0	-1,960.6	-2,556.3	-4,479.4	-8,151.2	-10,572.9
観光収入	206.8	241.2	358.8	832.3	1,221.9	1,198.2
贈与	944.8	608.6	600.4	715.3	951.7	1,331.6
直接投資	346.8	374.2	590.8	541.3	755.1	1,137.8
米国政府支出	453.0	626.8	1,202.6	3,189.4	4,521.4	5,180.0

(出所) Bangkok Bank, *Monthly Review*, Sept. 1969.

(注) 為替ベース、貿易収支に非貨幣用途の収支を含む。

ービスは24億バーツから20億バーツへと15%減少しベトナム帰休兵の支出を含む観光収入、贈与のいずれも減少している。

第1-2表 貿易収支と主たる外貨獲得源

(68年69年半上期)

(単位 100万バーツ)

	1968年 (1~6月)	1969年 (1~6月)	伸び率%
貿易収支	-5,262.4	-5,563.0	5.7
観光収入	583.9	581.0	-0.5
贈与	574.0	537.0	-6.4
直接投資	390.3	433.0	11.1
軍サービス	2,411.9	2,046.0	-15.2

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Report*, Oct. 1969.

(注) 為替ベース、貿易収支に非貨幣用途の収支を含む。

また67年68年と急増してきた外国民間企業の直接投資も69年に入って頭打ちの傾向がみられる。このように貿易収支の赤字を埋める外貨収入が減少した結果、これまで増加しつづけてきた外貨準備高は69年3月の9億3900万ドル (I. M. F出資2400万バーツと商業銀行持高を加えたもの) をピークとして減少しはじめ、10月には8億7360万ドルにまで落ち込んでいる。

バンコク・バンクの推定によると、今後3年間輸入は毎年6~7%、輸出は8.4%の率で増加し貿易収支の赤字は近い将来に縮小する可能性はないという。観光収入、直接投資による外貨流入は毎年14%程度増加するものの、米軍のドル支出が69年に4分の1、70年、71年に各3分の1ずつ削減されると予想されるために、総合収支では大幅の赤字となり、このまま続けば71年末には外貨準備は5億4000万ドルにまで減少するものと考えられている。従ってタイ国の輸入能力は減退し、そして工業化による経済発展のテンポを落さざるを得ない調整期を迎えるだろうといっている。

ともかくこのような事態に直面して、タイ国政府は年初より預金準備率の引上げ、貸出金利の引上げなど金融面における引締め政策を推進する一方、為替レートの2回にわたる実質的切下げ、輸入制限、関税率の引上げ、米プレミアム率の引下げなどいくつかの輸入抑制、輸出振興策を取りはじめた。同時にタイ国に対して大幅な輸出超過国である日本、イタリー、オーストラリアに対して貿易使節団を派遣してタイ国産品の買付けを要請する一方、ソ連、東欧に対しても貿易使節を派遣して新規市場の開拓をはかろうとしている。

1969年はドル流入の減少という事態に適応しようとするタイ国経済の苦悩が各所にあらわれた年であった。

## 2. 貿易収支の赤字と主要輸出品をめぐる問題

タイ国経済はひきつづく貿易収支の赤字にその悩みが集約的にあらわれている。通関ベースによる69年1~6月の輸出は72億6300万バーツ、輸入は126億3000万バーツで、貿易収支の赤字は53億

第2表 貿易収支 (1月~6月)

(単位 100万バーツ)

	1968年	1969年	増加率%
輸出	6,599	7,263	+10.0
輸入	11,748	12,630	+7.5
貿易収支	-5,148	-5,367	+4.3

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Report*, Oct. 1969.

(注) 通関ベース、軍物資を除く。

6700万バーツ対前年比4.3%の増加となった。貿易収支の赤字は2年連続して5億ドルを超えることがほぼ確実とみられている。これは輸出が農産物を主体とする一次産品によって占められて急速に伸ばせない上に、輸入も工業化の推進と国民の



消費生活の向上を反映して水準を落せないためである。

上半期の主要商品の輸出の状況をみると(第3

ゴ ム この数年間、国際市況の悪化に苦しんできたゴムは、2月下旬以来の国際価格の急騰で久しぶりの好況を満喫した。上半期の輸出量は

第3表 主要品目の輸出(1月~6月)

(単位 1000トン:100万パーツ)

	1968年		1969年		増加率%	
	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額
米	492.3	1,841	468.9	1,493	-4.7	-19
ゴ ム	132.6	849	141.6	1,336	+6.8	+57.4
錫	12.8	810	11.5	773	-10.2	-4.6
メ イ ズ	657.0	741	462.7	543	-29.6	-26.8
チ ー ク	16.0	93	14.5	85	-9.4	-8.6
タ ビ オ カ	432.6	378	378.7	428	-12.5	+13.2
ジュート及びケナフ	146.6	276	145.1	512	-1.1	+85.5
そ の 他		1612		2063		+28.0
合 計		6,599		7,263		+10.0

(出所) 第1表に同じ。

表参照) 堅調な国際市況にささえられたゴム、ケナフの輸出額が増加した反面、最も重要な輸出産品である米及びメイズが量、金額ともにふるわず明暗さまざまであった。ここではこれら輸出産品をめぐって起った問題を簡単にまとめておこう。

**米** 米はタイ国の最も重要な輸出産品であり、64年、65年には190万トン近く輸出されたが、66年、150万トン、67年、148万トン、68年、100万トンと次第に減少し、今年も100万程度しか輸出されないものとみられている。特にこの1~2年の輸出不振は米の生産が増えたといわれているだけに奇異に感じられる。この点に関してはアメリカをはじめとする米生産国との間で世界市場における競合関係が強化されたという見方がされている。特にアメリカのインド、南ベトナムなどに対する米援助や日本の米による食料援助がタイの米市場を奪うものとして神経をとがらせている。また、アメリカが米の輸出に際して補助金制度を再開したのに対し、タイが輸出税の一種ともいうべき米プレミアムを徴収していることが、輸出価格を押し上げ国際競争力を失わせているとの非難が強まった。上半期に米の輸出が前年度を下廻ったこともあり、タイ国政府は米プレミアム率を引下げざるを得ない破目に追い込まれた。いずれにしても昨年にひきつづき米の輸出が不振をきわめたことは、タイ国経済の先行きをますます暗いものにしていく。

対前年比でわずか6.8%増に過ぎなかったが、金額では前年を57%も上廻った。6月以後の国際価格の上昇はマレーシアの政治不安によるゴム供給量の減少懸念に加えて、合成ゴムの供給が需要に追いつかないという見方がされているためだといわれる。

**錫** 錫は I. T. C (国際錫理事会) からの脱退論が飛び出すほど紛糾を呼んだ商品の一つであった。昨68年は錫価格が低迷したため I. T. C は9月19日以来104日間、加盟6カ国の輸出割当を行ってきたが69年に入っても依然として市況が振われないため、I. T. C は制限を延長し、タイ国の第1、第2四半期の輸出割当をそれぞれ6344ロングトン、5713ロングトンと決定した。(第3四半期5834ロングトン)これが精練会社への販売量を規制される南部の中小鉱山の不満を爆発させた。錫精練の後進国として会議での発言権が弱い(マレーシアの1000分の450票に対しタイは150票)ために、不当に不利な割当を受けている。I. T. C を脱退しても米系精練会社 THAISARCO を通じて全量非メンバー国である米国に販売できるという主張であった。タイ国政府は脱退しないと声明したが、71年までに開発計画に定める年産3万2000トンが達成できるかどうか注目される。結局、輸出量を押し下げられたために、上半期の輸出額は前年度を下廻った。

**メイズ** 米国港湾ストによりタイ・メイズは

年初67年9月以来の高値をつけシカゴ価格を基準とする日本への輸出が紛糾を呼んだ。2月以後シカゴ価格のかわりに国際価格をとることで日本向けの輸出は再開されたが、69年上半期の日本への輸出は前年同期の34万4000トンから14万7000トンへと激減し、代わって台湾向け輸出が17万トンと増加した。その結果日本、台湾の順位が入れ替った。69-70年産のメイズに関する日・タイ取引協定は、港湾ストのような不測の事態も考慮して締結されるという進歩があったが、タイ国および近隣諸国の飼料需要が増大する中で、日本のシェアが減少し、日・タイ貿易の不均衡をますます助長する可能性があることは留意しなければならない。69-70年度メイズは170万トンと予想されている。

**タピオカ** オランダ、西独等を中心にほぼ順調に輸出された。特に EEC 諸国はタイ産タピオカに関心があり3月には31人からなる調査団が訪タイした。タピオカミールが減少して、ペレットの輸出が増加している。土砂の混入と水分過剰のため買付け先きを、タイからインドネシアに変更するところもあった。日本に対しては4万トンの（再輸出を含まない）買付けを実施せよとの要求が強まった。

**ケナフ** ケナフは価格が好調であった。年初には先高を見越しての売惜しみも見られた。2月3月、インドからの多量の買付けがあったことが注目された。価格によって作付面積の変動しやすい作物であり、長期的には供給量が需要量を上廻ることが予測されるためにタイ産ケナフの市場を東欧諸国に求めようとする動きもあった。

### 3. 効果少なかった輸入抑制、輸出振興策

貿易収支、資本収支の悪化、外債準備の減少という経済情勢の悪化に対して、タイ国政府はいくつかの対応策を打ち出している。

**為替基準相場の引下げ** 為替平衡基金は5月、6月の2度にわたり基準相場を引き下げた。

		旧レート	新レート
5月	買レート	20.72バーツ	20.77バーツ
	売レート	20.77バーツ	20.82バーツ
6月	買レート	20.77バーツ	20.875バーツ
	売レート	20.82バーツ	20.90バーツ

この引下げはいずれも小幅ではあったが昨年7月以来、短期間に3回も引下げが行なわれたこと、

この引下げのために市中銀行の対顧客相場が買レート20.825バーツ、売レート21.00バーツと、I. M.F. 平価20.80バーツのほぼ上限（上限21.008バーツ、下限20.592バーツ）に達したことは、為替レートの面からは平価切下げ以外に残された調整方法はないというぎりぎりの線にまで追い込まれたものとして関係者にショックを与えた。

**金融引締め** 国際金利の高騰もあり国債担保貸付の金利は1月21日7%から8%、さらに6月、11%への大幅な引上げが行なわれた。商業銀行の標準金利、輸入ユーザンス金利も7月、従来の10%から11%に引き上げられた。預金準備率も5月9日、従来の6%から7%に引き上げられ通貨供給面からも引締め政策が実施された。

**輸入制限** 4月10日、4トン積み以上のトラックを除く中古車輸入の許可制への移行、すなわち事実上の輸入禁止措置が突如発表され、関係者に大混乱を引き起した。この他、食料品、化粧品など奢侈品の輸入制限が検討されているが、69年内には実施されなかった。しかし、輸出が大幅に増加しない限り、近い将来にこれら商品の輸入制限が何らかの形で行なわれる可能性が強い。

**米プレミアム率の引下げ** 米輸出の不振を打開するために、米の輸出プレミアム率が引き下げられた。6月に碎米、8月に精白米・蒸米のプレミアム率が条件つきで引き下げられたが、12月には更に全面的かつ大幅な引下げが行なわれた。米プレミアムの変更が海外輸入業者の買控えを生み、タイ米の輸出をより困難にしているだけに、米プレミアム政策をめぐる論議は再び活発になろう。輸出振興のためにゴムの輸出関税、錫鉱区の使用料を軽減せよという声も聞かれた。

**貿易使節団による市場開拓** タイ国産品の市場開拓、拡大のために、5月東欧、西欧へ貿易使節団が派遣された。また、日本との間で日・タイ貿易合同委員会が開催された。

アルバニアを除くソ連、東欧との貿易はこの数年徐々に拡大し、67年には輸出1億0659万バーツ、輸入、2億7911万バーツにまで増増加しているが、ユーゴ、ルーマニア以外ではいずれもタイ国の輸入超過になっている。これらの国へ、ゴム、ケナフなどのタイ国産品を売り込もうということであるが、当面、ソ連・東欧諸国がタイ国に求めなけ

ればならない商品は少なく、具体的な成果となつてあらわれるのは相当先きのことにならう。

日・タイ貿易合同委員会についても同様なことがいえる。日・タイ間の貿易収支は、67年50億パーツ、68年54億パーツと日本側の大幅な輸出超過が続き、69年も1月～10月までにすでに2億ドル以上も日本側の出超となっている。この貿易不均衡問題を解決するために日・タイ貿易合同委員会が開催された。タイ側は品目別に年間貿易の目標を設定することを提案したが、民間企業が自由貿易を行なっている現状において、政府間で貿易目標を設定することは難しく、結局具体的な成果は生まれなかった。問題は貿易目標の設定ではなくタイ国が日本の需要に合った輸出産物を生産できるかどうかということであろう。その意味において貿易政策と農業政策の断絶、特に農業政策の立遅れを感じる。

以上述べてきたすべての対応策はいずれも効果が少なく、タイ国政府は当面(1)より直接的な輸入制限、(2)より積極的な外資導入政策、(3)農業振興による農産物輸出の増加のいずれに重点を置くかという政策選択の場に立たされている。

輸入制限は工業化の進行を阻害し経済の成長率を抑え、国民の不満を起しやすい。

外国企業の誘致は機械、原材料の輸入増としてはね返ってくる。従って政府としては農業生産を振興し農産物輸出を増加する形で問題の解決をはかることが最も望ましい。

#### 4. 工業投資と農業生産の伸び率鈍化

**工業** 69年前半の代表的な業種の生産状況をみると、麻袋は供給過剰で対前年11.5%の減産であったが、セメント9.9%、製紙4.8%、タバコ4.3%とまずまずの成長率であったのに対し、石油精製は20%と大幅に増加した。

しかし、工業省の1～5月の工場認可数は890工場場で昨年同期を15工場下廻っている。また、投資奨励委員会による奨励件数は32件、登録資本総額は1億9090万パーツ、運転資金総額は8億5930万パーツで、前年同期比で登録資本は1億1950万パーツ、運転資金は3億4645万パーツの減少となった。バンコク・バンクは過去2年間、タイ国における外国投資が減少した理由として、行政能率が一般的に悪いこと、運輸、通信等社会資本が不足し

ていること、東南アジアの緊張、特にベトナム戦争の激化が投資家を不安にさせたことをあげている。外国資本がベトナム戦後のタイ国経済の悪化を懸念して企業進出を一時見合わせているものと考えられる。工業製品に対する国内市場を拡大する上でも、農業の振興がはからなければならない。

**農業** 農業部門はこの1～2年経済成長の足を引っぱってきた。工業部門が外国から積極的に資本を導入し新しい技術や経営能力を取り入れてきたのに対し、農業部門は単に耕作面積の拡大により生産量を増加したに過ぎなかった。低い生産性の上に天候不順に悩まされ、かつ農産物価格が国際価格の変動によって左右されるという体質を残したまま量的な拡大をつづけてきた。このような発展のネックはまず土地と労働力の面にあらわれてくる。開発省の調査によるとすでに全国総面積の38.45%が農民によって利用されており、土地を求める農民による国有林への立入り占有も激しいという。条件の良い土地が減少した結果新規の土地開墾よりも小作農になることを選ぶものが増えている。最近発表された開発省の調査によると、中央部における小作農も地域によってますます増加している。中部26県における自作農、小

第4表 中部26県における土地所有状況

	世帯数	土地面積
自作農	61.7%	56.1%
小作農	22.5	22.0
自小作農	15.8	21.9

(出所) Ministry of National Development, *Land Tenure Situation in Twenty Six Changwats of Central Plain Region*, 1967-68, Mar. 1969.

作農、自小作農の比率は世帯数で61.7%、22.5%、15.8%、土地面積で56.1%、22.0%、21.9%であるが、アユッタヤー県、ナコンナーヨック県、パトムターニー県、プラナコン(バンコク)県など中心部では、自作農の数はそれぞれ27.3%、20.8%、22.6%、23.3%と2割台まで低下している。1戸当りの経営面積を広げるか土地の生産性を上げない限り、タイ国の農業の成長率は人口増加率3.3%を大きく上廻ることは困難になるだろう。そのことは資本、技術、経営のあらゆる分野でタイ国農業が変貌することを意味している。

タイ国経済は農業部門の停滞が今後工業部門の発展を阻害するか、工業部門の発展が農業部門を変革させていくかの岐路に立たされている。

### 5. 展 望

以上述べてきたようにタイ国経済の前途は決して明るいものではない。タイ国政府が思いきった政策を打ち出して経済を好転させることも考えられない。当面考えられることは、奢侈品の輸入制限からはじめて金融・財政面でも徐々に経済引締めを度合を、強めていこうということである。ただここで留意しておかなければならないこ

とは、タイ国の経済問題が、タイ国が今後の外交政策の柱の一つにしようとしている地域主義の中で、先進国、特に日本との対立関係を激化させる形であらわれてくる可能性があるということである。それは例えば、域内諸国に対する先進国の食糧輸出・食糧援助の排斥、海運における徹底した域内船優先主義などにあらわれよう。更にこうした域内優先主義が、職業制限法の改正の動きにみられるような自国優先主義に一層の拍車をかけることが懸念される。

## 重 要 日 誌

## 1 月

## 政治・外交

1日 ▼タイ人民解放軍が成立宣言——北京6日発新華社電が1日の「タイ人民の声」放送の報道として伝えるところによると、タイ人民解放軍最高司令部は69年元日に宣言および各級指揮員、戦士に対する命令を発表した。宣言の内容次の通り。

65年11月19日、圧迫と侵略に反対する人民武装勢力の最初の戦闘部隊が成立してから現在まで、すでに3年余りたった。人民武装部隊は各地域で戦い、遊撃地区は全国各地に広がっている。戦闘の規模は日増しに拡大し、一層激化している。このような状況のもとで、タイ人民解放軍最高司令部は指揮を統一的、効果的に行なうため、その成立を宣言する。

タイ人民解放軍は戦闘、大衆工作、生産を三大任務としている。われわれの重要な政治任務は大衆に宣伝し、大衆を組織し、武装し、大衆が革命政権を樹立するのを援助することである。この軍隊は毛沢東思想の導きに基づき事を処理し、この軍隊をつくったタイ共産党の絶対的指導下におかれている。

タイ人民解放軍は米帝国主義のタイ侵略に反対し、タイにおける米帝の召使いタノム売国集団のファッシンヨ支配に反対する各方面の人士と協力する用意がある。米・タノム集団は人民戦争の銃声の中で必ずほろび去るだろう。(中国通信)

3日 ▼有権者は1458万人——地方行政局の発表によると、下院議員選挙の有権者総数は1458万4117人である。県別にはプラナコン県(定員15人)63万2698人、トンブリー(6人)30万2206人、チェンラーイ(7人)45万4083人、ナコンラーチャシーマー(9人)60万7266人、チェンマイ(6人)47万1498人、ウボン(9人)67万3674人、コーンケン(7人)41万0465人、ソンクラ(4人)28万5958人、ラノーン(1人)1万8217人などとなっている。

6日 ▼新労働法を閣議で承認——ティエン労働局長によると、政府は労働者が組合を結成し、資本家との紛争について協議、要求提出、スト権を認めた労働関係法を原則的に承認した。これは1965年の労働争議調整法の全部改正である。主な内容は以下の通り。

①組合結成援助のため、労働局は最高3年間同労組と接触する監督官を派遣、組合規約作成や労使協議の方法について助言する。②スト権を確立する前に、30日間の

「冷却期間」をおく。③公共企業のストは認めない。④紛争が30日間の「冷却期間」中に解決しなかった場合は、首相の任命した特別委員会に報告する。同委員会は資料を集め、討議し仲裁を行なう。⑤首相はストライキが経済に重大な影響を及ぼすと判断した場合にはそのストを禁止できる。

20日 ▼タイ国民連合演説会、聴衆が騒いで中止——タイ国民連合のプラナコン県立候補者15人は Pramiane グランドで演説会を開いた。集まった約1万人の大学生、高校生を中心とする聴衆が壇上の候補者をやじり倒し、同党のピラをまるめて演壇に投げつけ妨害した。演説会の間中、聴衆は“民主党”と大声で叫び続けた。与党側が演説会を中止したところ今度は石や靴が投げられた。一部の学生は社会福祉事業家の Pierra Vejjabul 候補に無所属で立候補するよう要求し、彼女を尊敬してはいるがタイ国民連合から立候補した以上、彼女に投票することはできないと述べた。一方民主党のレッカ・アパイウォン副委員長は、民主党がそのような事件を起こすことは考えられないし、それだけの動員力もないと語った。

22日 ▼ベトナム戦後に政治的防衛同盟——タナット外相は朝日新聞特派員に対し、タイの防衛に米軍を使っていない。ベトナム戦後も米軍がタイにとどまるかどうかは戦争が終わってから話しあう。ベトナム戦後には、アジアの自由主義諸国間に軍事同盟ではなく、政治的防衛同盟をつくるのが望ましい。ベトナムから米軍の一部引上げが論議されているが、タイはいまのところ軍隊を引き揚げる考えはないと語った。(朝日新聞1月23日)

23日 ▼憲法発布後も革命団布告は有効——軍法会議は憲法発布後デモを行ない革命団布告第13号違反によって起訴されていたチャーノン他6名に対し、1名を除き無罪の判決を言い渡した。しかし憲法発布後も革命団布告は有効であると述べている。

29日 ▼下院選挙立候補者は1254人——チャウタイ紙によると、内務省は1254人の下院選挙立候補者を発表した。立候補届は1644人であるが、立候補資格等で1254人となった。女性は34人で、タイ国民連合から5人、民主党から1人、その他は無所属である。候補者の多いのはウボン県65人(定員8人、有権者約67万人)、次いでプラナコン県62人(定員15人、有権者約65万人)である。

## 2 月

5日 ▼黒ひょう師団1500人、南ベトナムに向け出発

▼有権者は1468万人——地方行政局高官筋によると、選挙関係費用は1億0200万バーツ、有権者1468万1279人、投票所1万6684カ所。内務省に設けられた選挙実施センターが開票終了まで選挙事務を監督する。

10日 ▼政党別立候補者および当選者数——2月10日に行なわれた、下院議員選挙の政党別立候補者および当選者数は以下のとおり。

	立候補 (人)	当選 (人)		立候補 (人)	当選 (人)
タイ国民連合	218	76	農民党	36	0
民主党	189	57	新シャム党	19	0
人民党	66	2	人民進歩党	5	0
民主主義戦線	57	7	労働党	4	0
経済人連合戦線	28	4	タイ独立党	1	0
農民援助党	18	1	無所属	606	71
自由民主党	7	1	計	1,254	219

22日 ▼USOM, 警察局へのガソリン援助打ち切り——警察局は123万ドル相当のガソリンその他のUSOM援助が打ち切られたことに驚き、USOMに対して決定を翻すよう説得する。USOMは今年9月まで援助協定に従って援助を続けると約束しているが、援助打ち切りは、国内の反乱活動鎮圧計画に大きな影響を与えるとみられる。USOMの贈与は1968年は4670万ドルであり、このうち警察へは、ヘリコプター、船、通信設備等1200万ドル以上にのぼっている。警察局高官はUSOM側と援助継続について話し合いを進めている。

24日 ▼東北タイの共産ゲリラ投降者数——第2軍団高官筋によると、1967年10月17日から現在まで東北タイの共産ゲリラ投降者は665人、逮捕640人、殺害121人である。

25日 ▼上院議員44人任命——上院議員44人が追加任命された。内訳は軍人26人、民間人18人である。

### 3 月

1日 ▼沖縄のB52はウタパオに移駐——ウタパオ空軍基地当局者は、沖縄が日本に返還された場合、沖縄のB52はウタパオに移駐する。ウタパオにはB52を36機収容できる施設があるが、緊急時には数十機収容できると語った。

6日 ▼下院議長選挙——6日に行なわれた下院の正副議長選挙の結果は以下の通り。

議長

シリ・シリョーティン (タイ国民連合) 128票  
ブッサリン・パックディータン (民主党) 65票

第1副議長

スパン・プーンパット (無所属) 133票  
サノ・ラックタム (民主党) 78票

第2副議長

ノーム・ウップマイ (タイ国民連合) 116票  
クン・パンターラック・ラーチャデート (民主党) 85票  
11日 ▼タノム新内閣成立 (318頁参照)

18日 ▼自由党, 政党登録——自由党が内務省に政党の登録を行なった。下院議員は15人、委員長はコーソン・クライルック氏、書記長はブンタム・チュムドゥアン氏。貧者のために働く、民主主義を支持する、政治的、経済的、宗教的自由推進、教育に重点をおくなどを政策として掲げている。

21日 ▼中タイ和平会談提案——タナット外相は、中タイ和平会談を提案し、これに対する中国側の返事を待っている。外交政策は独立自主であるが、一時には外国軍隊のタイ駐留の必要性から曇ることはある。我々は反中国ではない。会談を希望しているのは、陳毅外相発言の真偽、その動機、協力の可能性を知りたいからだと述べた。

24日 ▼上院議員補充任命——政府は閣僚任命にともなって空席となった上院議員に、ワン前副首相、ピヤ前法相ら6人を補充任命した。(310頁参照)

27日 ▼ベトナム派兵の理由——プラパート副首相は上院でベトナム派兵の問題に答えて、国外戦闘部隊を送らなければならないのは、ベトナムの問題がタイ国の安全に重要性を持つからである。すなわち、共産主義が侵入し、ベトナムを押えれば、共産主義は東南アジアの他の国へ兵力を移動し、タイ国の安全が脅かされる。タイは富裕であり、東南アジアにおける軍隊の重要な食料倉庫である。その他、中国は公然と南ベトナムの戦いが終れば、タイ国を押えることができると言っていると述べた。

28日 ▼中国とは接触の用意——タナット外相は下院の答弁で、会談の用意があるというのは言葉が正しくない。接触する用意がある。これはまだ会談には到らない。タイ国にはいつでも用意があるが、向うに用意がないのに会うことは不可能である。これは向う側が、タイ国と同様の平和を願っていないことを示していると語った。

### 4 月

14日 ▼チュチャート・カムプー国家開発副大臣死亡

17日 ▼下院議員の年齢, 学歴, 職歴 (内務省発表)

	学 歴	職 歴	年 令	
小学校卒	4年	5人	被雇用者	13人 30~39歳 48人
"	4~7年	13	商業	91 40~49 93
中学校卒	4年	7	農業	8 50~59 54
"	4~6年	63	弁護士	44 60以上 25

中学校卒	7年	3人	役人	27人
“	8年	32	教師	9
“	8年以上	17	その他	27
学士		68		
学士以上		11		

24日 ▼タノム首相、政策を変更——タノム首相は先に発表した15項目の政策を変更し、14項目の政策を発表した。(いずれも318頁参照)

25日 ▼ウボン基地周辺で武器の隠し場所を発見——ウボン基地から1kmの地点で大規模な武器の隠し場所を発見した。中国製自動小銃、プラスチック爆弾、手榴弾、爆薬などで基地攻撃のためとみられる。

▼EC 121 偵察機墜落——コーラート基地から発進しようとした米空軍のEC121 偵察機が墜落、乗員18人全員が死亡した。

29日 ▼ラオス軍のタイ領内通過を許可——タノム首相はラオス情勢に関連して、ラオス政府軍が物資輸送のためタイ領内を通過することに反対はしない。パテト・ラオの攻勢に対して国境を守るため、軍、警察だけでは不十分なので民衆とも協力するよう指示したと語った。

30日 ▼ミサイル基地建設——タウィー空軍大將は、軍は政府に地对空ミサイル基地建設費を要求し、すでに建設に入った。基地の正確な位置は秘密である。ミサイル・ホークをもらえることになっているが、基地完成時にはもっと近代的ミサイルをもらえるかもしれない。レーダー、電子時代に応じた兵器も装備する、と語った。

5 月

8日 ▼中国が戦略道路建設——タナット外相は、中国軍がラオスとビルマの北部に侵入し、中国との国境地帯を事実上支配している。将来共産主義者が南へ向って膨張するために、ビルマとラオスの北部に戦略道路が建設されつつあると語った。

16日 ▼下院補欠選挙——ナコンラーチシーマール県の下院補欠選挙は投票率22%で、結果は以下の通り。

当選	チャルム・インタカノック中將	タイ国民連合	3万9543票
次点	ナーイ・カムロップ・プートーン	無所属(タイ国民連合党员)	3万5350票
	ルアン・ボンソーボン	民主党	2万1474票
	ナーイ・プラバンサック・カモンペット	民主党	1万7278票

20日 ▼第14回東南アジア条約機構理事会

22日 ▼ベトナム参戦7カ国外相会議

6 月

2日 ▼ラオス軍の東北タイ道路使用許可——タノム首相は、通信連絡のためラオス側がタイ東北部の道路を使用することを許可すると語った。なおラオス軍がこれを利用して軍隊移動を行なうかどうかについては触れなかった。

10日 ▼中国と平和的対決を——タナット外相はAS PAC 会議の演説で、中国に対する平和的対決に各国も参加するよう呼びかけ、中国との話し合いは、問題解決を望むからであるが、北京からの返答があるまで ASPAC 諸国の積極的参加は期待していないと語った。

18日 ▼ベトナム戦後の米軍タイ駐留にはタイ政府の許可が必要——タナット外相は、米軍がベトナム撤退後もタイ駐留を希望するなら、タイ政府の許可を得なければならない。タイ政府はその時に要請を考慮する。タイは第2のベトナムにならない。パリ和平会談で東南アジアの運命にかかわる問題のときは、関係国すべてが参加して決定すべきであると語った。

24日 ▼USOM 援助の減少を了承——警察局は1969年度の警察向け USOM 援助減少を承認した。援助額は1億4千万バーツ(1968年度は2億4千万バーツ)。援助減少理由は、訓練計画および技術指導の必要がなくなった。ヘリコプター、ジープなどの機器供給も必要なレベルに達したとの理由によるもの。

28日 ▼ソビエト文化代表团3人訪タイ——団長はエフゲニー・V・イワノフ(ソ連対外文化交流協会)。

7 月

8日 ▼共産主義浸透地区発表——内務省は共産活動防止法にもとづき、共産主義浸透地区35県を官報告示した。(その後1県追加、資料22地図参照)

9日 ▼米・タイ秘密軍事協定の存在暴露——米上院のフルブライト外交委員長らは、米・タイ間に秘密軍事協定が存在すると発表した。

10日 ▼秘密協定問題——タノム首相は、ラスク國務長官との間でどのような秘密協定も結んでいないとその存在を否定した。

一方、米國務省は、米タイ秘密軍事協定は存在するが、SEATO 条約の範囲を越えるものではない。この協定は1965年にスチルウェル駐タイ米軍事援助司令官とタノム首相との間で調印された。緊急事態のさいの両国の軍事行動を取り決めたもので、両国政府の合意がなければ発動しないと発表した。ニューヨークの新聞 *News Day* 紙は、「この協定はタイ防衛のために必要となれば、米軍は戦闘支援部隊を送ることを決めてあり、その数は必要だけとなっている。ニクソン大統領の7月末のタイ訪問で、この協定の更新または改定が討議され

る。この協定の下に米国は毎年タイ軍のため1億7500万～2億5000万ドルを援助し、その支出は米国予算の他の項目の中に隠されている」と報道している。

23日 ▼中国との貿易再開要求——テープ経済人連合戦線委員長は、中国との貿易、カンボジアとの外交関係再開を、世界平和およびタイ自身の経済的地位から考慮すべきである。南部、東北部では大量の中共製品が無課税で流入している。貿易を開けば市場拡大と同時に関税収入も入る。米国は中共の国連加盟を考慮すべきである。世界平和は中共を孤立させておくだけでは達成できないと語った。

28日 ▼ニクソン米大統領訪タイ——タイを訪問したニクソン大統領は歓迎式典で特別声明を発表した。

米国はアジアと太平洋での誓約を守る決意である。われわれがこれを守るのには、単にわれわれがそれを厳粛な責務とみなしているだけではない。同じく重要なことはわれわれと東南ア諸国がこの地域の将来の平和と繁栄に決定的な重要性を共に認めているということとわれわれが十分認識しているからである。

南ベトナムの独立を保持する闘争に対して行なったタイの貢献は重要な意義のあるもので、これと共に米国はタイ防衛という米国の誓約を守ると約束した。

誓約を守るという米国の決意は、アジア諸国がこの地域の平和と進歩の達成のための責任を次第になうことができるし、またになわねばならないとの確信と十分合致するものである。

タイと米国は SEATO (東南アジア条約機構) によって堅く結ばれているが、それは両国が共通の考えを共有しており、両国がアジアと世界のために望んでいるものがいまタイの享受している自由の権利、すべての国のための自由の権利であるからである。また、現在両国がこの自由のためにベトナムで共に戦っているように、両国が自由の権利のためには喜んで戦ってきたからである。

両国は精神的かつ観念的な深いきずなで結びついている。したがってわれわれが締結している条約は一片の紙きれのようなものではなく、はるかに重要である。

われわれはこの条約のもとで負う義務を名譽とする。われわれは、これまでも共にあったし、現在も共にある。そして米国はタイに対する外からの圧力に対して、タイと共に立向かうことを誇りとするものである。(毎日新聞7月29日)

▼ニクソン大統領を襲おうとした男逮捕——バンコク市競技場の近くで反米スローガンを叫び、ニクソン大統領に空びんを投げつけようとした4人の武装した男を逮捕した。1人はトンブリーの商人で、前に数回精神病の

治療を受けていたという。

▼ウボン基地攻撃さる——米大使館スポークスマンによると、午前2時頃ウボン基地を何かが攻撃し、5発の爆弾が仕掛けられて歩哨1人が負傷、C-47(DC3)輸送機2機が破壊された。タノム首相はこれに関して、共産テロリストのウボン基地襲撃は、ニクソン米大統領訪タイの関心をそらせるものではないだろう。今回の攻撃は昨年7月27日のウドン基地攻撃1周年を記念したものであろうと語った。

29日 ▼新駐米大使決定——信頼できる筋によると、新駐米大使はスントン・ホンラダーロム現駐英大使に決定した。

▼ニクソン・タノム会談——タナット外相は、ニクソン・タノム会談終了後次のように述べた。

ニクソン大統領は、米軍の南ベトナム撤退がタイの安全を脅かすことはないことを保証し、またタイが国内外の敵に対して自衛できるよう、必要な兵器を供給することを約束した。ベトナム戦後の駐タイ米軍の数についての特別協定はないが、ニクソン大統領は、タイが必要とするだけの空軍力を残すことを明らかにした。タイ国民は自力で独立と自由を維持する責任を自覚していることを強調しておいたが、同時に米国の武器援助も必要であることを強調した。

31日 ▼南ベトナムからタイ軍撤退か——タナット外相はテレビ放送で、タイは自国内でやるのが沢山あるので、南ベトナムから軍隊を引き揚げたい。またタイは米軍の南ベトナム撤退に反対はしないと述べた。

## 8 月

2日 ▼民主党、武器製造を主張——ヤイ民主党書記長は、もしタイが自国を自力で防衛しようとするのなら、タイは自分で武器を作るべきだ。我々は米国に頼ることはできない。武器の自国製造がなければ、人間の力だけでタイを防衛することはできないだろう。米国がタイを援助しようとするなら、武器製造工場建設を援助すべきだ。米国が SEATO にもとづく義務を果すか否かは疑問である。加盟国特にフランスやパキスタンが米国と協力しなければ、SEATO は張子の虎同然であると語った。

4日 ▼タイ軍の南ベトナム撤退の条件——プラパト副首相は南ベトナム撤退は、①ベトナム戦争の解決または状況が改善されて駐留を必要としなくなったとき、②タイが直接の脅威にさらされて、彼らの存在が必要となったときに行なう。撤退は段階的に行なうと述べた。

13日 ▼秘密協定の存在否定——タナット外相は、タイ米秘密軍事協定があるという批難は米国内の政争に基



づくものであり、フルブライトなど米国の上院議員はそれを選挙のために利用していると述べた。

15日 ▼予算法案下院第1読会通過——予算法案は賛成134、反対50、棄権18で第1読会を通過した。反対は民主党であるが、予算そのものに反対というよりはレーヌー予算局長に対する批判票の意味が強い、他の少数党は棄権にまわった。

18日 ▼駐タイ米軍はタイ政府の指揮下に——タイ政府スポークスマンによると、タノム首相は15日学生のグループに対し、外部からの侵略を撃退するためタイに派兵される米兵は、タイの指揮下におかれるだろう。米国が秘密協定を関係者に公表する場合、事前にタイの許可を求めなければならぬだろうと述べた。

21日 ▼タイ緊急援助計画を認めず——レアード米国防長官は、タイ国での米軍使用を盛りこんだ1965年のタイ緊急援助計画を認めない。この計画は1965年につくられたものであり、私およびニクソン大統領の承認を得ていないと語った。

22日 ▼駐タイ米軍撤退交渉を近く開始——タナット外相は、タイは数日中にタイに駐留する4万8千人の米軍の撤退について、米国と交渉を開始するだろうと述べた。また米商務省スポークスマンは、タイ国政府は20日、タイ駐留米軍の削減について米政府との話し合いを正式に申し入れてきた。米国政府もこの協議に入ることに同意したと発表した。

25日 ▼軍人が政治から手をひくことを要求——セーニー民主党委員長は、すべての軍人は政治から手を引き、駐タイ米軍完全撤退後にそなえて、タイの軍事開発に心を注ぐべきであると語った。

29日 ▼駐タイ米軍削減の目的——タナット外相は、駐タイ米軍削減の目的は米国内の虚偽と誤解を破ることにある。このような誤解は、①タイが第2のベトナムとなる。②条約義務を通して米国はタイの問題でベトナム型戦争に巻きこまれる。③駐タイ米軍は現在タイ国内で侵略者と戦っているとの三つの誤った予測にもとづいている。これは間違いである。米タイ両国は共通の利害を持っているが、米軍がタイで共産主義者と戦うのに利用されているという噂によって傷つけられていると語った。

9 月

1日 ▼国家開発副大臣にブンロート・ピンサン次官を任命

10日 ▼米軍削減は少数——タナット外相は日本人記者団との会見で、タイ駐留米軍の撤退はごく名目的なものに留まるだろう。タイ政府が撤退交渉を要請したのは

米国議会や世論の一部に「米国はタイ防衛に引きずりこまれ、ベトナムの二の舞を演じる危険がある」という強い懸念があるのを打ち破りたいからだ。沖縄返還は日本国民自身が決める問題であるが、米国のアジアからの引揚げが早まれば、日本がもっと軍事責任をもてという圧力は強まるだろうと述べた。

13日 ▼殺人犯罪増加——警察局の発表によると、毎月犯罪件数は2万5000件以上で、昨年1年間の死者は6396人で、1959年の2000人と比較して3倍となっており、特に最近5年間の殺人犯罪の増加が著しい。銃はラオスからの密輸や米軍兵士が盗まれたもの。なお昨年1年間の交通事故死者は5415人。

19日 ▼経済省人事——経済省はアムボン次官の退任にとともに、新次官にプラユーン・カーンチャナドゥン国内通商局長を、また国内通商局長にチャイ・ニティプラパー貿易局次長を任命した。

20日 ▼新駐英大使に Konthi Suphamongkhon 西独大使を近く任命（正式任命は70年1月23日）

21日 ▼南部で回教系ゲリラ活発化——ヤラー県消息筋によると、数百人の回教系盗賊団が国境の共産ゲリラと定期的に会合を開き、共同行動をとろうとしている。回教徒側の目的は南部4県分離運動で、武器はバンコクの密輸組織から入手、ヤラー、パッターニー、ナラーティワートに集中し、中核は約200人。ヤラー県知事さえも彼らに脅迫されている。役人でマレー語を話せるのは20%以下で、住民との間にギャップがある。盗賊の活動のため都市の生計費は急上昇しているという。

26日 ▼国民党の政策——ウィム・ウィモンマーン下院議員は、同氏が結成した国民党の政策を以下のように明らかにした。

- (1) タイ人は国王を指導者とするタイ国の所有者である。外国人は国の法律・伝統・慣習に従わねばならぬ。
- (2) 帰化した者は国内出生者と同等の市民権を持つ。
- (3) すべての職業はまずタイ人に。外国人の企業経営はタイ人の優位を犯さず、かつ国の進歩と福祉を促進する職業の場合のみ。
- (4) タイ人は外国人経営企業において同等に参画する権利を持つ。
- (5) 外国人の政治活動禁止。新聞社への投資および編集長となること、その他マスメディアで何らかの地位につくことも禁止。
- (6) 外国人で役人に贈賄した者には厳罰。
- (7) 土地はタイ人に属す、土地の割当は政府の権限に属す。
- (8) 政府の第1の義務は、農民の負債からの解放と開

墾用土地割当, および雇用, 労働時間, 社会福祉, 年令制限, 組合設立など労働者に対する十分な保護。

- (9) 優秀な学生に奨学金。  
 (10) 公共の利益のために個人の利益を犠牲にする者は国家の最高の賞賛を受ける。  
 (11) 宗教, 言語, 民族衣裳などによる差別をしない。  
 (12) 外交は平等の原則, タイ語優先使用。

27日 ▼南部の情勢悪化——タイ南部は強盗とテロで情勢が悪化し, すでに幾つかのゴム園は閉鎖され, また鉱石を積んだトラックが襲われ, このままでは鉱山の閉鎖という事態も起りうる。

30日 ▼米軍は6000人撤退——タイ米両国政府は, 1970年7月1日までに駐タイ米軍6000人を撤退させると発表した。現在駐タイ米軍は4万9000人で, 3万6000人が空軍, 1万2000人が補助部隊, 1000人が軍事顧問である。米大使館筋によると, 6000人中空軍は3200人が撤退する。

## 10 月

1日 ▼南部各県の役人交代——プラパート副首相兼内相は, 盗賊鎮圧の第1段階として, 南部各県の役人の交代を行なう。役人の多くは現地出身者ではないので住民との意志疎通ができず, 現地出身者と代える。テロの危険性があるので役人の輸送には装甲車を使う。分離運動が背後にあるが, タイ・マ両政府はマレーシアの極左分子が原因という意見で一致している。もしマレー人回教徒がマレーシアに帰ることを望むなら許可するが, 分離するのは人間だけであって土地ではないと語った。

▼国民党, 内務省に正式政党登録

2日 ▼米軍が東部, 東北部に爆弾投下——下院でイン・スィッチェタム議員が, ベトナムから引き揚げてくる米軍機が未使用の爆弾をタイ東部, 東北部に投下し, タイ人を危険に陥れていると質問。これに対してタウィー空軍大將は, 爆弾を投下してもかまわない地域10カ所について協定がある。この地域は, 平時はタイ陸軍の射撃場であるから, 爆弾で死亡した者は立入禁止区域への不法侵入者と言えるが, 米軍は犠牲者がいれば補償している。この地域については公表できないと答えた。

8日 ▼盗賊・テロ団の分布——プラカーン地方警察コミッションナーの報告によると, 盗賊やテロ団の活動地域は次のようなものである。

- (1) 中国人盗賊: ソンクラエ県サダウ郡, ヤラー県ベトン郡, ナラティワート県ウェーン郡, パーチャウ郡。  
 (2) 回教徒の分離運動: パッターニー県サイブリ郡, ナ

ラティワート県パーチャウ郡, ヤラー県ラーマン郡。

- (3) 共産テロリスト: パッターン, トラン, スラターニー, ナコンシータマラート, ソンクラエ各県で, プロパガンダを中心としている。

17日 ▼グリーンベレーも撤退——信頼できる筋によると, 駐タイ米海兵隊特殊部隊の半数も来年7月1日までに撤退する。

19日 ▼南部の鎮圧作戦強化——ブアン内務次官は, 18日のタウィー空軍大將とマレーシアのラザク副首相との会談で, タイ・マ国境地域の鎮圧作戦を強化することになったと発表した。

25日 ▼南部で激戦——中国人テロリスト約100人がソンクラエ県サダウ郡からマレーシアへ向う道路を遮断して, 警官隊と激しい戦闘を行なった。なおゲリラ側が道路に地雷を埋めたため, 除去作業も含めてハジャーパーナン間の交通は約1週間全面ストップとなる。

27日 ▼米國がタイから借款——米下院対外援助小委員会でも米國際開發局職員の証言によれば, 米國は昨年1億3500万ドルを, 米國が援助している国から6%の年利で借り入れたという。この国はタイ, 台湾, 韓国の3カ国で, タイからは1億ドル(年利6%, 4年半で返済, 韓国1500万ドル, 台湾2000万ドル)借り入れている。パースマン議員は, これは援助を裏口からやって表口から利子付で借りているものであり, タイに支払う利子だけでも2700万ドルに達すると指摘した。なおノーター東アジア援助担当官は, 3カ国からのローンはそれぞれの国の米ドル保有の一部からのもので, 米國の國際収支改善のため米國財務省証券に変えられたと述べた。

29日 ▼ウ・ヌー前ビルマ首相の亡命承認——タナット外相は, タイをネ・ウィン政権転覆活動の基地として使わない条件つきで, ウ・ヌー前ビルマ首相の政治亡命を認めると発表した。

31日 ▼米軍300人撤退——アンガー駐タイ米大使は, 9月にタイ政府と米軍撤退の合意をみて以来, 2~300人の撤兵が行なわれた。近く追加撤兵について再度話し合いが行なわれようと述べた。

## 11 月

8日 ▼米タイ秘密協定——フルブライト米上院外交委員長は, 米タイ秘密協定の写しをレアー国防長官から受け取った。これはまさに協定であって, 計画などではない。後から上院に送付する。上院外交委員調査員の考えていた以上の内容をこの協定は持っていると述べた。

12日 ▼対カンボジアにはウエイト・アンド・シー政策——タナット外相は *The Pacific Community* 誌へ

の論文の中で、対カンボジア関係について次のように述べた。

カンボジアとの外交関係再開の努力については、タイとしてはウェイト・アンド・シー政策をとる。共産勢力は、カンボジア国境を南ベトナム侵略支援に利用している。このことはシアヌーク体制に軍事的、政治的圧力を加え、西との関係を疎遠にさせ、マルクス主義陣営、ことに北ベトナムへの譲歩を強要している。しかしこれは逆転の可能性を持ち、多大な不安定性と予測できないものを含んでいる。これが、タイがウェイト・アンド・シー政策をとる理由である。

21日 ▼政府軍飛行機撃墜さる——ピッサヌローク県ナコンタイ郡で、17日に政府軍飛行機がメオ族共産ゲリラの地上砲火を受け、4機破損、1機が撃墜された。21日政府軍飛行機がメオ族ゲリラの潜むジャングル地帯に大量爆撃を行ない、また地上では陸軍2個師団が戦闘を行なっている。

25日 ▼タイ・ソ通商航海条約草案ほぼ完成——政府筋によると、タイ・ソビエト通商航海条約草案がほぼ完成した。これには、タイ商人が直接ソビエトと通商でき、またソビエト商船のタイ領海内乗入れを認めることなどが含まれている。

▼海兵隊南部へ——当局筋によると、海兵隊1000人がソクラーに到着した。共産テロリスト鎮圧に海兵隊が参加するほか、T28、AT6、C47、ヘリコプターなどの特別飛行隊が爆撃に参加している。

## 12 月

1日 ▼タイ軍の南ベ派兵と引きかえに軍事援助——George D. Aiken 米上院議員は、タイの軍隊を南ベトナムに派兵させるために、米国は多額の金を使った。このことは米上院外交小委員会の聴聞会で確認された。フルブライト委員長が協定の内容を言ったかどうかは言えないと述べた。

一方、ニューヨーク・タイムズ紙は議会筋の発言として、1965年のタイとの5カ年協定で米国はタイに10億ドル払った。秘密兵器は武器、兵站援助、財政援助をタイの師団に約束し、またタイ国軍への軍事援助、政府への経済援助を約束していると報道した。

この点に関して米國務省は、タイ軍が南ベトナムで戦っている間、軍事、経済援助を続ける。タイは他の派遣国と同じく、援助がなければ派遣軍を維持できないからであると言明した。

2日 ▼革命団布告一部廃止——政府は閣議で、革命団布告16号、20号、30号およびそれにもなう勅令を廃止する法案を承認した。

3日 ▼援助と引きかえの派兵説否定——タノム首相は、ベトナム派兵と引きかえに米国から10億ドルの援助を受けた事実はないと述べた。

8日 ▼南部の戒厳令強化——プラパート副首相は、南部5県（パッターニー、ソクラー、サトゥーン、ヤラー、ナラーティワート）の戒厳令強化を指示した。またナコンシータマラート、スラーターニー、トラン、パッターンの4県はすでに11月12日から戒厳令を強化している。戒厳令は、全国に出しているが、全部の条項が適用されているわけではない。今回の措置は全条項の適用で、そのうち東北タイにも適用されようと語った。

(AP 通信では5県が12月31日から、4県は12月1日から適用と報道されている。)

9日 ▼タイへの補助金支出は事実——ニクソン米大統領は記者会見で、米国がベトナムに派兵しているタイ、韓国に補助金を与えたのは事実であるが、これは第2次大戦後、西欧諸国の再軍備に出した援助よりも少ない。タイには10億ドルといわれているが、実際の額はこれよりはるかに少ないと語った。

10日 ▼B52も撤退——米空軍筋によると、B52戦闘爆撃機30機が東南アジアから撤退するのにともない、タイのウタパオ基地からも何機か撤退する。またタクリー基地のEB66も米兵とともに撤退する。

▼共産ゲリラ、鉄橋を爆破——警察筋によると、共産ゲリラがTok Mak川（マレーシア領内）の鉄橋を爆破、このためタイとマレーシアを結ぶ幹線鉄道は不通となっている。

14日 ▼西独から戦闘機購入——官筋によるとタイ空軍強化のため、西独から偵察機、戦闘機10機を買う。タイが戦闘機を購入するのは今回が初めてで、将来の米軍事援助の減少に備えての決定といわれ、70年度予算では1億2900万パーツが充てられている。

▼タナット外相、東南アの団結強調——タナット外相はASEAN閣僚会議出席のため、クアラルンプールに到着。記者会見で次のように語った。

東南アジア諸国は、米英撤退後の真空を埋めるため早急に団結すべきである。もし他の勢力がこの真空を埋めれば、東南アは再び植民地にされる。各国が直面している問題は、この真空を埋める用意があり、準備しているかどうかだ。東南アのすべての国は自ら責任をもって自分の運命を決めるべきだ。ASEAN加盟国は小さすぎ、人口、経済、軍事力は数えるに足りない。しかし結束すれば大きな力となる。バラバラでは話にならない。軍事機構よりは政治的防衛のほうが重要である。日本は米国や欧州工業国に比べ、東南アで大きな役割を果せると思う。しかし日本が近い将来軍事的役割を果すことは望ま

ない。

15日 ▼ミサイル・ホークを採用——アラーム陸軍少将は、タイ空軍は1970年に国防用地対空ミサイル・ホークを採用する。来年米国防務援助の一つとして到着するだろう。空軍は米国へ90人派遣して、ミサイル操縦の訓練を受けさせていると語った。

18日 ▼ミサイルの引渡し要求——タノム首相は、激化する共産主義者の活動に対抗するため、米国に地対空ミサイル・ホークの引渡しを早めるよう要求する。ミサイルは米国の軍事援助計画(MAP)でタイに渡されることになっているが、時期は未定であると語った。

▼与党議員がタイ軍のベトナム撤退要求——信頼できる筋によると、タイ国民連合の下院議員20人がタノム首相にあて、タイ軍隊のベトナムからの即時撤退を要求する書簡を提出した。内容は、南ベトナムはベトナム化計画その他の援助で改善されている。タイ国内は共産テロリストの活動で安全とは言い難いから、国内安全のためにもタイ軍を本国にもどすべきであるとの理由である。

21日 ▼タイ軍のベトナム撤退を検討——タナット外相は、タノム首相にタイ軍の一部撤退を正式に提案するつもりだ。南ベトナム外相とも話しあい、南ベトナム防衛上のタイ軍の重要性と必要な人数について、意見を聞いた。タイの最終的決定はタイ独自のもので、米軍の5万人撤退とは関係ないと語った。

22日 ▼プラパート副首相、タイ軍撤退に反対——プラパート副首相は、タイは南ベトナムから戦闘部隊を1兵も引きあげない。タイは決してそんな行動はとらないと撤兵に反対した。

24日 ▼70年代の見通し、タナット外相談——タイの1970年代の見通しは暗い、ベトナム戦争によってひきおこされた問題は、タイの将来に暗い影を落している。加えて共産主義者の転覆活動の脅威が強まり、経済的困難に拍車をかけるだろう。タイはベトナム戦争で利益を受けていない。本当に儲けているのは、米国や日本のような軍需物資を生産している工業国である。一つの大きな問題は基地建設終了ともなう失業者の問題である。戦争がタイを傷つけたもう一つのこと、米国と南ベトナムの米輸出問題にまきこまれたことに例証される。経済的概観が暗い一つの理由は、外国市場で何が求められているか生産者に十分知らされていないことだ。

26日 ▼米軍2400人が撤退——米大使館スポークスマンの発表によると、タイ駐留米軍は12月15日までに2400人が撤退した。このうち2300人が空軍である。この結果駐タイ米軍は現在約4万5600人である。

27日 ▼71年にミサイル導入——タウィー空軍大將は、1971年にタイ最初のミサイル・ホーク6基が米国か

らタイに運ばれると発表した。

## 1 月

### 経 済

12日 ▼小作実態調査——統計局の小作実態調査が終了した。その発表によると、中央平原の農家約49万戸のうち小作農家は40.7%で、このうち純小作24.6%、自作兼小作16.1%となっている。パトゥムターニー県では小作農家は全農家の82%に達し、バンコク県がこれに次ぐ。中部26県のうち小作農家が4%以上となっているのは7県である。北タイでは72万戸の農家中18%が小作農で、ピチット37%、チェンマイ34%であり、16県中3県が25%以上に達している。東北タイでは118万戸中小作農の占める割合は3%と全国で最も低い。4%をこえているのはナコンラーチャシーマーで7%、スリンで4%と2県だけである。南部では36万戸中小作農16%で、20%以上は4県である。プーケット30%、パッタニー28%の順である。全国的には約280万戸中小作農家は46万6480戸、16.7%で、11%が自作兼小作である。この調査は68年3～5月に実施された。

## 2 月

1日 ▼タイヤ・チューブの関税率引上げ——タイ政府は、国内タイヤ工業保護のため1日から各種タイヤ・チューブの輸入税率を大幅に引き上げた。普通車輛用の新税率は従価30%、または1本当たり1kgまで4パーツ、1kg以上10kg未満までkgごと16パーツ、10kg以上kgごと5パーツの方式で計算した、従量税のいずれか高い税額となる。

8日 ▼外国援助額——経済技術協力局の発表によると、1968年の外国からの援助額は、米国5030万ドルで、47プロジェクトの内訳は設備2970万ドル、専門家1080万ドル、サービス740万ドル、教育230万ドルである。国連からの援助は330万ドル、14プロジェクト、コロンボ・プランは470万ドルで、国別にはオーストラリア、日本、ニュージーランド、カナダが大きい。その他の国および機関からの援助は370万ドルである。

10日 ▼自動車タイヤ・チューブ輸入許可制廃止——政府は2月1日より自動車タイヤ・チューブの輸入関税を引き上げたが、これにより国内産業の保護は十分行なえるとして、これらの輸入許可制を廃止した。

15日 ▼コロンボ計画のタイ援助——コロンボ・プラン諮問委員会の第16回年次報告書によると、1968年のコロンボ・プラン加盟国のタイに対する援助額は、1位は米国5330万ドルで、内訳は技術援助と支持援助4670万ドル、輸出入銀行借款420万ドル、平和部隊170万ドル、

UNICEF を通じて70万ドルとなっている。2位はオーストラリア285万2000ドル、3位はカナダ128万0785ドルとなっている。

3 月

1日 ▼サラブリー国営麻袋工場閉鎖——サラブリー国営麻袋工場（資本金3千万バーツ、年産250万袋）は麻袋の生産過剰とコスト高（1袋当り1.63バーツの損失）を理由として工場閉鎖を決定した。

14日 ▼対日輸入制限を通告——タイ政府は非公式に日本大使館に対し、日本がタイ向け出超是正をしない限り、対日輸入制限に踏み切る、また日本資本の新規投資も制限すると伝えた。理由は①日本がタイ一次産品を輸入制限している。②タイの日本企業は100%出資が多く合弁が少ない。タイ経済は日本資本に占拠されつつある。③タイの日本企業はタイ産原料をあまり使用せず、タイ人を重要ポストにつけない点があげられている。

21日 ▼三電力公社合併——ヤンヒー電力会社、東北電力公社、火力発電公社の3公社は5月1日より合併してタイ電力公社（Electric Generating Authority of Thailand）に改組する。国家開発省の所管で、電力販売は内務省が担当する。現在消費電力の60%が工業、20%が家庭用となっている。

25日 ▼外債——スーム蔵相は下院答弁で、タイの外債残高は2億9400万ドル、外貨準備高は約10億ドル、また昨年の貿易収支赤字100億バーツ、総合収支黒字4億バーツ、GNPは1000億バーツであると答えた。

27日 ▼日本の対タイ技術援助——日本の1968年末までのタイへの技術援助額は5億ドルにのぼり、諸外国中第1位である。また技術者派遣は1954年から68年までの間に540人となっている。

29日 ▼1968年の貿易収支——バンコク銀行の報告によると1968年の貿易収支は輸出130億5000万バーツ（前年比8%減）、輸入237億バーツ（6.8%増）で、赤字は106億5000万バーツ（26億2900万バーツ増）となった。品目別輸出額は、米105万トン、39.75億バーツ、ゴム24.5万トン、17億バーツ、錫2万5100トン、15.85億バーツ、メイズ145万7845トン、16.8億バーツ、ケナフ29万6600トン、5.5億バーツ、タピオカ92万トン、7.7億バーツ、冷凍エビ9500トン、3億バーツ、チーク3万1000m<sup>3</sup>、1.8億バーツ、緑豆4万4000トン、1.15億バーツ、タバコ7500トン、1.1億バーツとなっている。

4 月

3日 ▼第4回東南アジア経済開発閣僚会議開催

6日 ▼日本品輸入制限を示唆——ブンチャナ経済相

は愛知外相に対し、日本が対タイ大幅出超是正措置をとらなければ、日本製自動車、テレビなどの輸入制限を行なうと述べた。

10日 ▼中古車輸入禁止——経済省は貿易不均衡是正の第1歩として、4トン積み以上のトラックを除く中古車の輸入を禁止した。中古車は大部分日本から輸入されている。この措置で1~2億バーツの外貨節約となる。

22日 ▼タイ・カナダ貿易協定調印——タナット外相とJean Luc Pepin 通産相との間で協定調印。タイシルクおよび黒金象眼細工品は現行より低い関税が適用される。この協定は即日発効し、双方からの通知により3カ月毎に更新される。

23日 ▼関税定率一部改正——大蔵省は国内工業と輸出振興を目的として、紙幣用紙および溶接棒、くわ、チェーン製造用金属原材料の輸入税率を引き上げ、また一部のベレットゴムの輸出税率を引き下げた。

25日 ▼奢侈品も輸入制限か——ブンチャナ経済相は、現在20品目を調査中で、奢侈品と判定すれば輸入規制か禁止する。輸入に占める日本の割合を2年間で36%から20%に下げたい、今後インドとの貿易を拡大していきたいと述べた。

29日 ▼中古車輸入禁止について——ブンチャナ経済相は、対日入超是正のため日本からの中古車輸入を禁止した。①4月10日以前に船積みされた中古車の輸入は認めるが、同日およびそれ以降のものは禁止する。②輸入禁止措置がとられた際、すでに信用状を開設しているがまだ船積みされていなかったものも輸入を禁止する措置をとったと語った。

▼ドゴール仏大統領辞任で金市場高騰——ドゴール仏大統領の辞任でバンコクの金価格は1ウエイト（15.944グラム）あたり5バーツ上昇し、484~486バーツとなった。ゴム、錫も高騰し、錫価格は1ピクル当り、27日の2695バーツから28日2745バーツ、29日2725バーツとなった。

5 月

7日 ▼1969年の経済見通し——国家経済開発庁の予測によると、1969年の収入は178億8100万バーツ（68年は164億7800万バーツ）で、内訳は税収161億1390万バーツ、物品サービス収入4億2880万バーツ、公企業利益5億5890万バーツ、雑収入7億8200万バーツ。また支出は239億6000万バーツ（昨年212億6200万バーツ）。第2次6カ年計画にもとづく開発支出は153億3600万バーツで、国家予算から99億8700万バーツ、公企業・地方行政機関18億3600万、外国借款10億3900万バーツを充てる。農業生産は68年より増加する。工業製品では麻袋7200万袋

(昨年6300万袋)、セメント250万トン(190万トン)、紙6万トン(2万4000トン)生産の見込み。

11日 ▼訪東欧貿易使節団出発——ウィチャーン通商情報局長を団長とする、26人の貿易使節団が出発。

12日 ▼タイ特別円5月末に引渡し完了——タイ特別円は1962年以降毎年10億円の引渡しが行なわれ、今年5月末の26億円の引渡しをもって完了する。これまでの70億円の使途は国鉄25億9250万円、国防省紡績工場16億7770万円、運輸(船)10億9400万円、水力発電所3億3640万円、漁業調査船2億5740万円、残額10億1800万円となっている。

19日 ▼米ドル交換レート変更——タイ中央銀行はタイ製品の輸出促進を目的として1ドル当りの交換レートを次のように変更した。

買 (旧) 20.72パーツ→(新) 20.77パーツ

売 (旧) 20.77パーツ→(新) 20.82パーツ

22日 ▼訪西欧貿易使節団出発——アムヌアイ投資委員会事務局長を団長とする14人が出発。訪問先は西独、英、仏、スイス、オランダ、イスラエルの6カ国。

23日 ▼1968年の米タイ貿易——米商務省の発表によるとタイの対米輸出は8100万ドル、対米輸入は1億8600万ドルで、これまでの最高額を記録した。1967年に比し、輸出ではゴムが300%、カボック50%増、輸入では機械200%・屑鉄248%、綿布30%増となっている。

29日 ▼財政・技術援助額——経済技術協力局の発表によると、1951年から68年までの財政、技術援助額は以下のようになっている。

	財政援助	技術援助
米国	82億8600万パーツ	9億8500万パーツ
コロンボ・プラン	6億7800	8900
国連	6億0560	7700
コロンボ・プラン以外の国	2億9060	6700
foreign volunteers	1億2000	

6 月

3日 ▼タイヤの一部に輸入許可制——経済省は6~8kg, 30~39kgのタイヤ2種類を輸入許可制とした。なお告示前に船積みされたものに関しては、輸入許可証を必要としない。

4日 ▼新工場法施行——新工場法は従業員7人以上、2馬力以上の機械を使用する工場に適用される。これにより工場の設立、拡張は許可を必要とし、許可を受けなかった場合の罰則は以前より重い。操業開始に関してはあらためて許可を必要とする。またこれまで操業していたものは今後3年間は更新せずに操業することがで

きる。

11日 ▼経済調整センターの設置決定——ASPACは、バンコクに本部をおく経済調整センターの設置を決定した。

19日 ▼オーストラリアの対タイ援助——援助総額は1968年末迄に1433万9383Aドルで、内訳は技術援助466万5631Aドル、経済開発援助967万3752Aドルとなっている。

21日 ▼米ドル交換レート改定——プアイ・タイ国立銀行総裁は、海外金利の上昇に伴う措置として23日から米ドル交換レートを改定すると発表した。新レートは1ドルにつき買20.77パーツから20.875パーツへ、売20.82パーツから20.90パーツに改定される。

▼錫輸出割当——国際錫理事会は7月1日から9月30日までの国別輸出割当を決定した。総量は3万9500ロング・トン、タイへの割当は5834ロング・トンである。

23日 ▼交換レート改定——タイ国立銀行は米ドル交換レート改定を発表。同時に商業銀行に対する国債担保貸付の金利を、8%から11%に大幅引き上げると発表した。これについてブンチャー・バンコク銀行副頭取は、今回のパーツ貨切下げは輸出振興、輸入抑制が目的だが、平衡基金のやり方は正しいとは思わない。昨年7月以来3回連続である。通貨の安定により貿易を伸ばさなければならぬ。タイ国の輸出市場はすべて買手市場である。輸入は経済開発に不可欠な資本財で、パーツの切下げは輸入商品の値上げに等しい。また輸入品はクレジットによる輸入であるから、この措置は輸入業者の負債を増やすことに他ならないと批判した。

26日 ▼碎米の輸出プレミアム引下げ——経済省は輸出振興のため碎米 Al Extra Super の輸出プレミアムを、トン当たり800パーツから500パーツに引下げ、またバンコク港積出しの時間制限を廃止した。この引下げは2000トン以上輸出する場合にのみ適用し、輸出許可証を受けた後30日以内に輸出することとしている。

27日 ▼外国人専門家2割削減要求——ポット開発相は米国の援助削減にともなう措置として、政府各省の外国人専門家を2割削減するよう要求した。現在タイには専門家は736人おり、内訳は米国402、コロンボ・プラン130、国連86、ヨーロッパ各国118となっており、総額5億0250万パーツ支払っている。また平和部隊は371人で540万パーツ支払っている。

7 月

1日 ▼対日輸入制限に反対——ポット開発相は、日本からの輸入は資本財が多く、対日輸入制限は開発途上のタイ経済に悪影響を及ぼす。貿易アンバランスはタイ

経済問題の一側面にすぎない。輸出商品の多様化と生産増大、新市場を獲得せねばならぬ。輸入禁止よりは、関税その他税制による抑制が望ましいと語った。

**4日 ▼タイ日貿易年次協定を提案**——ブンチャナ経済相は、タイ日貿易年次協定を提案する。この内容は、①日本にタイからの輸入増を求め、輸出はそのままとする、②輸出入量を双方とも増加する、③日本がタイ向け輸出を抑制するの3点のうち、どれかを原則として採用し、毎年の目標額を設定し、3カ月毎に検討して調整する。もし日本がこのプランを拒否すれば、輸入関税または輸入ライセンスで厳しい方法をとると語った。

**11日 ▼日タイ貿易合同委員会**——10、11の両日開かれた日タイ貿易合同委員会で、タイ側は貿易アンバランス是正にタピオカ、バナナ、モチ米、葉タバコ、ゴム、綿花など19品目の輸入割当増加、輸入計画表の作成を要求したが、日本側は、輸入計画表作成は自由貿易の建前に反する。タピオカなど一次産品の輸入増は、日本産澱粉と競合すると反論して結論が出なかった。

**15日 ▼輸入金融利率引上げ**——ソムブーン・タイ銀行協会事務局長は、商業銀行の輸入金融利率を10%から11%に引き上げると発表した。なお6月にも9%から10%に引き上げている。これは海外金利の上昇に伴う措置である。

**16日 ▼国際収支赤字を予想**——ブンチャナ経済相は国際収支の赤字推定として、1969年7000万パーツ、1970年3億パーツ、1971年7億6000万パーツの数字をあげ、政府としては輸入抑制より輸出振興に重点をおくと語った。

**22日 ▼1970年度予算草案**——閣議は総額272億9900万パーツにのぼる、1970年度予算草案を承認した。支出内訳は以下の通り。(単位 パーツ)

国家開発省	6,052,761,200	法務省	89,440,500
内務省	5,513,603,700	工業省	53,349,500
国防省	4,532,650,000	経済省	50,603,400
文部省	1,560,519,000	公企業	695,648,300
大蔵省	1,103,460,700	王立学術院	832,000
厚生省	785,016,200	議会事務局	53,750,900
農業省	649,900,100	王室事務局	1,571,800
運輸省	286,826,300	宮内庁	38,068,600
外務省	144,100,900		

**25日 ▼米国の経済技術援助**——1969年7月から1970年6月までの、米国のタイに対する経済技術援助額は7億5000万パーツに決まった。

**27日 ▼緊急農村開発計画 (ARD) 1970年度予算**

総額	877万6700ドル
USOM 給与	105万0000

特定会社の予約金	79万5000
奨学金	6万8150
各県への資材、機器	587万1750
ターク県、ラムパーン県での事業予備費	73万1300
農業機械	19万9500
医療機動隊用器具	6万1000

**31日 ▼米国のタイ援助額**——国家開発省によると、1969年度の米国のタイ経済援助額は約7億パーツ(44プロジェクト)で、タイの見返り資金額は4億2531万3661パーツである。

8 月

**4日 ▼タイ日メイズ貿易合意**——7月21日からバンコクで開かれていたメイズ貿易会談が、4日合意に達した。協定期間は70年6月30日まで。輸出目標基準数量は60万トン。価格は米国の Corn No. 2 yellow の価格を基準とし、積み月の30日前に決定する。シカゴ定期価格は、価格決定日を遡る30日間における終値のうち三つを平均する。1番目の価格は固定価格で、価格選定期間の中日の終値。2番目3番目の価格は日本側が選択し、相互にかつ固定価格日からも4日以上の間隔をもった日の終値から選択する。米国港湾スト、戦争など不測の事態で、1カ月以上米国 Corn の日本向け船積みが可能となり、同時にシカゴ定期価格が、国際価格を反映しなくなった場合には、代替価格について双方で協議することとなっている。

**5日 ▼10月までの米輸出プレミアム改訂**——政府は経済省より提案のあった米輸出プレミアムの改訂を承認した。

whole white rice 1100パーツ/トン (以前1450) 9月末日までの措置、単一の業者で1000トンを下まわらないこと

Parboiled rice 850 (1000) "

Broken rice 500 (800) 9月末日までの措置、単一の業者で200トンを下まわらないこと

**14日 ▼米輸出プレミアムの延長**——ブンチャナ経済省は、米輸出プレミアムは従来からの率を10月1日から延長して適用する。5日に発表した臨時措置は、9月末日まで有効とすると語った。

9 月

**1日 ▼食料品輸入規制か**——ブンチャナ経済相は、日本が貿易不均衡是正プランを承認しなければ、強い措置をとらざるをえない。まず食料品(年4億パーツ)の輸入規制や輸入禁止を行なうことになるだろうと語った。

4日 ▼日本に関税引下げ要請——貿易委員会は日本政府に対し、タイの輸出品全品目に対する関税率引下げ、または関税免除の措置をとってほしいと要請した。

14日 ▼国内自動車産業保護策——ウィットウォン工業経済課長は、政府は外車輸入抑制、国内自動車産業保護（現在10社）のため、今後組立工場の新設禁止などの策を決めたと発表した。対策は、①完成車輸入代替として国内自動車組立て工場の振興、②その将来にわたる保障、③車種制限により部品製造業を市場拡大、④国産部品使用の原則、⑤組立て工場の新設を一時禁止、⑥現存組立て工場は現車種増産に限り拡張を許可するというものである。

25日 ▼ゴム税収の減少——ナラーティワート県当局によると、ゴム税収入は、昨年2000万パーツから今年は700万パーツに大幅減少した。原因はゴム税率引下げと盗賊の横行である。盗賊の横行でゴム園は荒され、労働者が逃げだし、またマンガン鉱の生産も月6000トンから1000トンに落ちている。

## 10 月

1日 ▼貿易不均衡是正提案——ブンチャナ経済相は、11月の日タイ閣僚会議が不成功に終わった場合、貿易不均衡は正策として、①日本品の全面輸入禁止、②輸入関税率引上げ、③外貨使用制限の三つの提案を行なう、今年の貿易収支赤字は130～140億パーツと予想されると語った。

3日 ▼奨励産業優遇措置一部解除——アムヌアイ投資委員会事務局長は、国内原材料使用奨励と貿易収支赤字改善のため、奨励産業の輸入原材料に対する関税の減免措置を解除し、以後輸入税を支払うこととする。その他の優遇措置は従来通りとすると発表した。

4日 ▼米軍の完全撤退はタイ経済に大きな打撃——プアイ・タイ中央銀行総裁は、米軍人はタイで年約2億ドル消費している（1968年は1億7000万ドル）。従って米軍が完全撤退すればタイ経済は大きな打撃を受けると語った。

9日 ▼世銀、タイの経済挫折を予想——英国のBBC放送は、世界銀行が1970年代のタイは経済的に頓挫することを予測していると報道した。その理由は、米国の軍事援助削減、ジュート・タピオカの市場減少、人口増加による生活水準と食料問題があげられている。

▼来年頃タイヤ輸入関税引上げ——アムヌアイ投資委員会事務局長は、国産タイヤの生産が十分になったら輸入関税をあげる。来年には国内需要を満たすだけ生産できるだろうと語った。

16日 ▼早急に貿易赤字対策を、ポット開発相談——

奢侈品を含む一部品目の輸入禁止が必要である。緊急かつ長期的手段がとられなければ、タイの外貨準備高は3年以内に現在の9億5000万ドルから6億ドルに減少するだろう。しかし輸入禁止措置は、日本に対してだけというような差別を行なってはならない。輸入禁止以外の方法としては、たとえば香港旅行者への課税がある。タイは10年間経済の好況にめぐまれてきたが、今や、米が買手市場になったこと、ゴムの不安定などで危機に立たされている。もし3年後の財政不安定を防止しようと思うなら、我々はすぐ行動しなければならぬ。自由貿易は一般的には健全で、我々も続けていきたいと思うが、我々は消費するだけ十分な収入を得ねばならぬ。タイがもっと生産、輸出できなければ、輸入を制限せねばなるまい。日本はもっと我々を援助してタイから買うべきだ。不用なものを買えというのではない。品目はタイと日本で協議、研究すればよい。

20日 ▼輸入制限より農工業振興を、プアイ中央銀行総裁談——輸入制限は貿易収支改善の解決策とならない。農業、工業の生産能力を高めることを通じて改善をはかるべきだ。その理由は、①輸入制限により関連国内製品の価格急騰、②役人の収賄は不可避、③自由貿易政策をとる他の国との交渉上の地位を弱める。④過去5年間の輸入増をみると、奢侈品50%増、原材料100～150%増となっている。

改善策としては、①援助による農業改善、②民族資本の奨励、③どうしても必要な輸入制限は高率関税、④産業行政の近代化と再建、特に農業に関してなどがある。

22日 ▼スーム蔵相談——輸入制限が貿易赤字解消の解決策にならないというプアイ総裁の意見に同感である。しかし高率輸入関税は効果的でも実際のでもない。貿易赤字解消のためには、良い経済原則にもとづいた正統的方法を採用せねばならぬ。

23日 ▼外国借款の制限を——プアイ中央銀行総裁は、海外の金利は高いから外国借款を減らすことが必要である。今年半ばの外債残高は3億8000万ドルで、外貨準備9億2000万ドルと比較して良い方といえる。政府債は2億2500万ドルである。世銀とアジア開銀から2億3700万ドル、米國から7400万ドル、西独から5500万ドル借りている。過去10年間に外債残高は、5億6300万ドルから3億8000万ドルに減り、他方外貨準備高は3億から9億2000万ドルにまでふえたと語った。

27日 ▼ブンチャナ経済相談——ブンチャナ経済相は、日本人記者談と会見して次のように述べた。

タイの対日貿易赤字は2億5000万ドルにのぼっている。日本がもっと買って欲ればよいのだが、日本政府はカラ約束ばかりで実行しようとしぬ。このまま放置



しておくことはもはやタイの世論が許さなくなった。タイの対日貿易依存度は、全輸入額の36%にのぼり大きすぎる。3～5年後にはこれを20～25%に減らしたい。資本財はしかたないが、電気製品などはインド、韓国、台湾からの輸入に切り換える。日本政府がもしタイ側の提案を受け入れなければ、我々は関税障壁、特定品目の輸入制限、日本からの輸入に対する外貨使用制限などの必要な対抗措置をとらねばならなくなるだろう。

11 月

4日 ▼日タイ貿易合同委員会——第3回日タイ貿易合同委員会の事務レベル会議が開かれ、タイ側のプラユーン経済次官は貿易不均衡を是正するために、とうもろこし、米、麻、鉄鉱石など主要輸出品目数十品目について、日本側の年間輸入目標額を設定することによって、年間2億ドル以上の日本側の出超を、年約5000万ドル改善していきたいと提案したが、日本側は品目別の輸入目標額設定に反対し、話し合いは物別れに終わった。

6日 ▼輸出振興に強力な対策を——スーム蔵相は、貿易バランス問題を是正する努力が先で、パーツ切下げは行なうべきではない。事態は悪いという程ではないが、手遅れになれば大変だ。輸出振興に強力な手が打たれることになろう。外国借款受入れ停止はしない。開発計画を続けるために借款は続けねばならないと語った。

8日 ▼今年上半年の日タイ貿易  
 輸入 46億3300万パーツ (前年同期比6億6300万パーツ増)  
 輸出 14億3500万パーツ (前年同期比7700万パーツ増)  
 赤字 31億9800万パーツ (前年同期比7億4000万パーツ, 30%増)

輸出増加品 ゴム、ケナフ、鉄鉱石、綿、カボック、タバコ、錫、タピオカなど

輸出減少品 米、メイズ、冷凍えび、ヒマ種子

8日 ▼日タイ貿易合同委員会——7、8日の両日開かれた日タイ貿易合同委員会閣僚会議が終った。共同コミュニケではタイ側が要望していた、インドネシアへの食糧援助にタイ米を利用するという問題にはふれず、今後閣僚レベルで協議することとなった。共同コミュニケの要旨は以下の通り。

「タイは日本がタイ産品の輸入を増加し、貿易の不均衡を是正するよう要請し、商品別の対日輸出目標リストを提示した。日本はこのリストを関係業界に伝え、協力するよう勧めることを約束した。またタイは農水産業開発で、バナナ、えび、大豆、とうもろこしなどの増産計画を作成するので、日本の資金・技術援助の配慮を求めた。」

12日 ▼タイ日貿易会談は一応成功——ブンチャナ経済相は、タイ日貿易会談はタイにとって70%の成功だ。日本はタイが国際砂糖理事会のメンバーになれば、3万6千トン買うと約束した。また農産品買付け増も約束した。それ以上に大きな成功は、タイ政府が、日本品の輸入規制をすることを認めさせたことであると語った。

▼日本の農産品輸入規制緩和を要求——タナット外相はタイ日協会で演説し、日本は大国とは保護貿易的になり、タイのような小国に対しては自由貿易政策をとっている。対日輸入制限はタイにとってよくないと考える。しかしタイは、輸入品に払う金を得なければならない。日本政府や業界は、タイからの輸入に対する規制を弱めるべきだと語った。

17日 ▼奢侈品輸入禁止の特別委設置——ブンチャナ経済相は、奢侈品の一部輸入禁止のため特別調査委員会を近く設置する。日本からの輸入奢侈品は、年3億6000万パーツにのぼっていると語った。

18日 ▼ブンチャナ経済相、日本政府の無理解を非難——日本政府はタイの経済問題を理解しようとしていない。日本には三つの提案を持っていき、36品目の輸出リストと、一時的輸入規制についてはこれを受け入れさせたが、毎年赤字を10億パーツずつ減らすことについては一顧だにされなかった。しかし対日輸入規制を認めさせたのは成果である。毎年輸出を6億パーツ増、輸入を3～4億パーツ抑えていきたい。また日本人も含めて外国人の事業活動を制限することも考えている。

▼貿易バランス調査を指示——政府は国家経済開発庁に貿易バランスの調査を指示した。今年上半年の貿易赤字は53億7200万パーツ、前年同期比1億1100万パーツ増で、対日赤字31億9800万パーツが最大となっている。

19日 ▼米プレミアムは廃止せず——経済省はその報告で、近い将来米輸出プレミアムの廃止は行なわない。国際市場の需要が多い間は必要であり、また米の大半を輸出してしまわないよう価格のレベルを維持することは必要であると述べている。

20日 ▼外貨準備高減少——タイ中央銀行の発表によると、外貨準備高 (IMF出資分含む) は、9月末8億9450万ドル、10月末8億7360万ドル (昨年10月9億1210万ドル) と減少傾向となっている。

12 月

3日 ▼米プレミアム改訂——政府は、農民がもっと収入を得られるようにするため、米輸出プレミアムを次のように改訂した (現行より100～450パーツ低くなる。)

white rice	100%, 5%	1000パーツ/トン
“	10%, 15%, 20%	900 “

white rice 25%, 35%, 45%	800	パーツ/トン
broken rice A 1 special	900	"
" A 1	500	"
broken rice C	450	"
superior grade non-glutinous	800	"
non-glutinous broken	500	"
unfinished rice (special)	900	"
" (broken)	450	"
parboiled	750	"
white flour (mixed grade)	200	"
non-glutinous rice flour (superior)	200	"
" (inferior)	200	"
rice noodle	50	"

12日 ▼タイ・ソ通商交渉——ブンチャナ 経済相は Nikolai P. Karpov ソビエト商務官と会談。ソビエト側はタイとの貿易拡大、長期貿易協定締結を望む、また海運同盟による高料金をくつがえすため、タイが希望すればソビエト商船をもっと利用できるようにする、ソ連は錫、メイズ、米、ゴムを買い、機械をもっと輸出したいと提案した。またタイが国際砂糖理事会に加入すれば、初年度5万トンの砂糖を輸入したいと述べた。

15日 ▼タイ中貿易会談——ポット開発相と国府の孫運璿経済部長が会談。共同声明で、国府が農業技術、タイが都市問題の技術援助を確認、また国府はタピオカ4万8000トンと大豆の買付けを約束した。

17日 ▼貿易収支赤字対策——ソムポン経済次官は、輸入抑制、輸出振興策について次のような案を述べた。輸入抑制策として、①国内原材料を使う輸入代替産業育成。②奢侈品の輸入関税引上げ。③英国のように輸入業者が6カ月間関税局に輸入商品総額の半額を預金する。④月賦商品の統制。⑤特定商品の厳しい輸入規制が考えられる。輸出振興策としては、①品質向上、②海外市場

の拡大、③輸出業者の奨励および統制、長期クレジット、過当競争防止、④輸出産業奨励、自由貿易地帯の設置がある。

18日 ▼ARD計画の成果——緊急農村開発計画 (ARD) 当局は、1966年1月26日設立以来1969年9月30日までの成果を発表した。①道路建設 2631km (22県)。②灌漑用、飲料用水——井戸、池、水路、掘抜き井戸、堤防 1783カ所。③保健所および巡回衛生隊、診療 287万 5376件。④融資増による農業生産拡大、融資 8万件。⑤職業訓練469人。

26日 ▼籾米保証価格据置き——政府は1970年の籾米保証価格を69年と同じく、籾上等1クイエン当り1300パーツ、籾下等1000パーツとした。理由は生産費が昨年とほぼ同じであることによる。

30日 ▼国際砂糖理事会に加盟申請——政府は国連の国際砂糖理事会に加盟申請した。これにより1970年は加盟国に国際価格で3万6000トン輸出することになる。

31日 ▼石油法草案——ポット開発相は、閣議で石油法草案を承認したと語った。これによって政府の受ける利点は、①会社は探査期間中の作業計画を政府に提出する。もし作業が計画通り進まなかったり、支出が計画以下の場合、残金は政府に提出する。②石油を発見し、商業ベースにのせられる量であれば、会社は鉞区料および50%の収入税を払う。③石油は国内に向け適切な価格で売ること。④会社のすべての財産は許可の期間が終ればタイ国政府のものとなる。

一方この法によって会社が受ける利点は、①必要な機械、資材の関税および営業税免税、②サービス以外の他の諸税免除、③収益の本国送金、④探査、生産に関して会社が地主から承諾をとれなかったときに政府は必要な援助を行なう、⑤政府は石油産業に介入、競争したり契約期間中の条件をかえたりしない、などの点がある。

参 考 資 料

1. 全国自治市町村人口 (1967年)
2. 仏暦 2511年 (1968年) 政党法 (要約)
3. 仏暦 2511年 (1968年) 国会議員選挙法 (要約)
4. 上院議員名簿
5. 下院議員名簿 (政党別・県別)
6. 総選挙の投票率の推移
7. 1969年総選挙における県別投票率
8. タノム新内閣閣僚名簿
9. 政府の15項目の政策 (3月18日)
10. 新内閣の政策 (4月25日・ラジオ放送)
11. 米価支持のための収買付け規則
12. 農民組合結成状況
13. 米作農民組合郡連合会の現状
14. タイ人民の武装闘争、勝利のうちに発展
15. タイ人民解放軍、ナン県で相つぐ戦果
16. タイの大衆運動、広範に展開
17. タイ人民武装勢力の4年間の輝かしい戦果
18. 米タノム集団の土地強制収用に反対タイの農民が闘争
19. タイ共産党が武装闘争を堅持しておさめた偉大な勝利に歓呼 (「タイ人民の声」放送)
20. 1968年11月～1969年10月に施行されたおもな法令
21. 主要政党一覧表 (党名, 党首名, 中央事務所所在地)
22. 共産活動防止法による共産主義浸透地域 (地図)

1. 全国自治市町村人口 (1967年)

自治市 3, 自治町 82, 自治村 35。

自治市町村名	男	女	計	前年比人口増減
1. クラビエ町	4,088人	3,514人	7,602人	+4,054人
2. カーンチャナブリー町	8,013	7,864	15,877	+ 776
3. カラシン町	7,630	7,019	14,649	+1,086
4. カンペンペット町	5,500	5,322	10,622	+1,700
5. コーンケーン町	14,941	13,496	28,437	+2,387
ムアンポン村	4,581	4,588	9,129	+ 520
6. チャンタブリー町	8,322	8,040	16,362	+1,053
カールン村	3,073	3,160	6,233	+ 192
ターマイ村	3,675	3,608	7,283	+ 414
7. チャチューンサウ町	11,631	10,886	22,517	+ 726
バーンクラ村	3,144	3,171	6,315	+ 56
8. チョンブリー町	22,158	20,698	42,857	+ 715
パナットニコム町	5,743	5,667	11,410	+ 168
シーラーチャー村	7,400	6,339	13,739	+ 606
9. チャイナーット町	3,020	2,959	5,979	+ 279
ワットシン村	2,253	2,234	4,487	+ 19
10. チャヤプーム町	6,716	4,486	13,202	+1,247
11. チュムポン町	6,863	6,588	13,451	+ 271
ランスワン村	2,134	2,040	4,174	+ 23
12. チェンラーイ町	6,997	7,332	14,329	+ 520
パヤウ町	10,742	10,478	21,220	+ 291
13. チェンマイ市	41,726	39,853	81,579	+1,885
14. トラン町	10,805	10,438	21,243	+ 491
カンタン村	3,224	3,046	6,270	+ 176
15. トラート町	3,390	3,413	6,803	+ 447
16. ターク町	8,199	8,048	16,247	+ 513

自治市町村名	男	女	計	前年比人口増減
メーソート村	6,165	6,217	12,382	+ 415
17. トンブリー市	311,612	294,705	606,817	+42,499
18. ナコンパトム町	18,211	16,849	35,060	+1,493
19. ナコンパノム町	7,304	7,341	14,645	+ 512
20. ナコンラーチシーマー町	38,413	34,617	73,030	+6,256
ノーンスン村	3,284	3,109	6,393	+ 271
ブアヤイ村	5,875	6,249	12,124	+ 154
21. ナコンシータマラート町	20,615	18,811	39,436	+1,201
パークパナン町	7,161	7,197	14,358	+ 160
パークプレーク村	6,531	6,516	13,047	+ 727
22. ナコンサワン町	22,778	22,073	44,851	+1,185
チュムセーン町	6,469	6,602	13,071	+ 96
23. ナラティワート町	10,699	10,768	21,467	+1,129
スガイコーロック村	7,042	7,048	14,090	+ 266
24. ナーン町	8,021	8,150	16,171	+ 251
25. ナコンナーヨック町	4,083	4,335	8,418	+ 101
26. ノンタブリー町	11,786	9,326	21,112	+1,015
バーンブアトーン町	3,788	4,319	8,107	+ 621
27. ブリーラム町	8,808	7,910	16,718	+ 570
28. パトムターニー町	2,605	2,060	4,665	+ 491
29. プラチュアアップキーリーカン町	4,306	3,961	8,267	+ 207
ホアヒン村	10,678	9,982	20,660	+ 680
30. パッターニー町	12,115	10,482	22,597	0
タルバン村	3,724	3,664	7,388	+ 131
31. プラーチンブリー町	7,789	7,646	15,435	+ 141
アランヤプラテート村	7,746	6,961	14,307	+ 609
カビン村	2,256	2,555	4,811	+ 436
32. クルンテープ市(バンコク)	1,031,641	976,398	2,008,039	+71,490
33. アユッタヤー町	19,814	18,618	38,432	+ 939
セーナー町	2,524	2,612	5,136	+ 188
タールン村	3,006	3,048	6,054	+ 277
34. パンガー町	2,610	2,593	5,203	+ 101
タクアパー町	3,812	3,682	7,494	+ 367
35. パッタールン町	5,875	6,083	11,958	+ 211
36. ピチット町	5,990	5,887	11,877	+ 246
バーンムーンナーク町	5,565	5,630	11,195	+ 289
タバーンヒン村	7,530	7,209	14,739	+ 229
37. ピッサヌローク町	19,339	19,833	29,172	+ 761
38. ペッブリー町	13,154	13,594	26,748	+ 406
チャアム村	5,552	5,793	11,345	+ 254
39. ペッチャブーン町	3,664	3,419	7,083	+ 195
ロムサック村	4,912	5,094	10,006	+ 274
40. プレエー町	8,137	9,061	17,198	+ 382
41. プーケット町	17,053	16,804	33,857	+ 837
42. マハーサーラカーム町	10,637	9,618	20,255	+ 934
43. メーホーンソーン町	2,064	1,963	4,027	+ 64
44. ヤラー町	17,190	14,294	31,484	+1,263
ベトン村	8,473	7,090	15,563	+ 260
45. ラノーン町	4,378	4,227	8,605	+ 569

自治市町村名	男	女	計	前年比人口増減
46. ラ ヨ ー ン 町	8,372 人	7,842 人	16,214 人	+ 845
47. ロ ー イ エ ッ ト 町	8,790	8,791	17,581	+ 213
48. ラ ー チ ャ ブ リ ー 町	15,649	15,075	30,724	+ 890
バ ー ン ポ ー ン 町	10,205	10,203	20,408	+1,045
ポ ー タ ー ラ ー ム 町	4,470	4,702	9,172	+ 147
49. ロ ッ プ リ ー 町	17,264	13,159	30,423	+ 352
バ ー ン ミ ー 町	2,296	2,359	4,655	+ 45
コ ー ク サ ム ロ ー ン 村	5,081	4,772	9,853	+ 271
50. ラ ム パ ー ン 町	20,154	20,361	40,515	+ 245
51. ラ ム プ ー ン 町	5,593	5,494	11,287	+ 202
52. ル ー イ 町	4,842	4,663	9,505	+ 351
53. シ ー サ ケ ー ト 町	5,761	5,385	11,146	+ 308
54. サ コ ン ナ コ ン 町	9,149	9,078	18,227	+1,048
55. ソ ン ク ラ ー 町	20,895	19,787	40,682	+1,556
ハ ジ ャ イ 町	25,152	24,175	49,327	+1,723
サ ダ ウ 村	4,309	3,971	8,280	+ 314
56. サ ト ウ ー ン 町	4,646	3,643	8,289	+ 413
57. サ ム ッ ト ソ ン ク ラ ー ム 町	11,559	11,566	23,125	+ 483
ア ム パ ワ ー 村	4,112	4,122	8,234	+ 68
58. サ ム ッ ト プ ラ ー カ ー ン 町	19,311	18,884	38,195	+ 680
プ ラ プ ラ デ ー ン 町	4,008	4,149	8,157	+ 100
59. サ ム ッ ト サ ー コ ン 町	17,101	17,434	34,535	+ 717
ク ラ ト ウ ム ベ ー ン 村	4,350	4,343	8,693	+ 437
60. サ ラ ブ リ ー 町	16,996	10,963	27,959	- 286
ノ ー ン ケ ー 町	4,006	3,921	7,927	+ 255
ケ ー ン コ ー イ 村	4,123	4,131	8,254	+ 265
61. シ ン ブ リ ー 町	4,697	4,693	9,390	+ 128
62. ス コ ー タ イ 町	7,744	7,518	15,262	+4,944
サ ワ ン カ ロ ー ク 町	4,672	4,413	9,085	+ 158
63. ス パ ン ブ リ ー 町	9,006	9,428	18,434	+2,118
ソ ー ン ピ ー ノ ー ン 村	3,318	3,535	6,853	+ 20
64. ス ラ ー タ ー ニ ー 町	13,230	18,845	32,048	+ 695
ナ ー サ ー ン 村	6,056	5,646	11,702	+ 702
65. ス リ ン 町	9,082	8,284	17,366	+ 337
66. ノ ー ン カ ー イ 町	13,575	12,947	26,522	+ 251
67. ア ー ン ト ー ン 町	3,232	3,392	6,624	+ 247
パ ー モ ー ク 村	4,783	5,137	9,920	+ 233
68. ウ ド ン タ ー ニ ー 町	24,237	22,449	46,686	+3,246
69. ウ ッ ト ラ デ ィ ッ ト 町	6,434	5,939	12,373	+ 306
シ ー パ ノ ム マ ー ト 村	1,694	1,793	3,487	+ 40
70. ウ タ イ タ ー ニ ー 町	5,418	5,355	10,773	+ 161
71. ウ ボ ン ラ ー チ ャ タ ー ニ ー 町	17,948	16,671	34,619	+1,967
ワ ー リ ン チ ャ ム ラ ー プ 村	11,590	10,910	22,500	+1,073
ピ ブ ー ン マ ン サ ー ハ ー ン 村	4,810	4,747	9,557	+ 278
ヤ ソ ー ト 村	6,789	6,562	13,351	- 747
総 計	2,395,234	2,279,287	4,674,521	+191,222

(出所) 内務省地方行政局。

## 2. 仏暦 2511 年政党法 (要約)

仏暦 2511 年 (1968 年) 10 月 9 日公布

第 3 条 革命団布告第 8 号を廃止する。

## 第 1 章 政党の結成・登録 (第 7 条~第 18 条)

第 7 条 憲法に定める民主政体以外の政体に関心をいだかないもので、かつ僧侶、見習僧でない満 20 歳以上のタイ国籍を有するもの 5 人以上は、政治活動を行おうとする場合に、政党結成の発起人を作り、他のものを勧誘することができる。発起人を合せて 500 人以上の党員が集った場合、内務省の登録官に登録して政党を結成することができる。

第 8 条 政党結成に際し、発起人は登記官に申請し勧誘書の写しを提出しなければならない。勧誘書の必要記載事項は以下の通り。

- (1) 政党名
- (2) 政党のマーク (もしあれば)
- (3) 政策
- (4) 発起人の氏名、住所、署名

登録官は、申請を受け付けて 15 日以内に審議の上申請証明書を交付する。証明書の交付を受けた場合、党員募集の宣伝をすることができる。証明書の有効期間は 1 年間。

証明書の交付が得られない場合、発起人は、大審院に異議申立てをすることができる。

第 10 条 発起人は、申請証明書の交付を受けた日から 1 年以内に党規、政策、政党運営方法の写しをそえて登録申請をしなければならない。

申請書の必要記載事項は以下の通り。

- (1) 政党名
- (2) 政党のマーク (もしあれば)
- (3) 中央事務所の所在地
- (4) 党首、副党首(もしあれば)、書記長、副書記長(もしあれば)、執行委員の氏名、職業、住所及び署名。
- (5) 党員 500 人の氏名、職業、住所及び署名

第 11 条 党規の必要記載事項は以下の通り。

- (1) 政党名
- (2) 政党のマーク (もしあれば)
- (3) 中央事務所の所在地
- (4) 党組織と事務分担
- (5) 政党の支部 (もしあれば)
- (6) 党員の加入と除名
- (7) 党首、副党首、書記長、副書記長、他の執行委員の選出、辞任及び執行委員会及び委員の義務

(8) 党大会

(9) 支部代表者選出と投票 (もしあれば)

第 12 条 登録官は、申請を受け付けて 30 日以内に審議を終了し、党首に文書で登録を通知する。

第 13 条 登録を認めない場合は、申請受付日より 60 日以内に発起人に通知する。発起人は、大審院に異議申立てをすることができる。

第 14 条 政党は法人とする。政党の登録は官報で告示する。

## 第 2 章 党務運営方法

第 19 条 政党は党首、副党首 (もしあれば)、書記長、副書記長 (もしあれば) その他の委員 7 人以上からなり、政策を実施する党執行委員会を設置する。

第 20 条 執行委員会が党の規約と政策に反し、国王を元首とする民主政体に相反するかまたは国家の安寧秩序・国家経済に危険をもたらす行為をなすことが判明したとき、登録官は、文書をもって執行委員会に一定期間中に、その行為を中止または改善するよう命令する権限を有す。

命令に従わない場合、登録官は全委員または一部の委員を解任することができる。解任された委員はその日から 3 年を過ぎなければ再任されない。

第 21 条 何人も、政党に対して特定のものの利益もしくは不利益または国の損害になるような行為をさせたりもしくはさせないための謝礼として、金銭、資財、または便益を与えてはならない。

第 23 条 政党は、以下のものから金銭、資財、便益の供与を受けてはならない。

- (1) タイ国籍をもたない人。
- (2) タイ国内で業務を営むかまたは支店を登記している外国法による法人。
- (3) 外国人が 25% 以上の資本または株式所有者を有する場合のタイ法人、但し 25% 以上で 50% を越えない場合は毎回、登録官による事前の承認を必要とする。
- (4) 外国人の利益のために事業を営む法人または支配人もしくは役員が外国人である法人。

第 24 条 いかなる政党も、外国人を党員として受け入れたり、役職を与えたり、政党の利益のための行為をさせはならない。

第 26 条 何人も、同時に一つ以上の政党に属してはならない。党首に対する脱党届の提出をもって脱党が完了したとみなす。

第 27 条 政党でないものは何人も、<sup>9</sup>「政党」という名前

を用いてはならない。

第28条 この法律を実施するために、登録官は、政党の党務に関し執行委員または政党に関係するものから意見を聴取するか、記録の提出を求める権限を有する。

第3章 政党の解散（第29条～第34条）

第29条 政党は、以下の場合解散する。

- (1) 党規により解散しなければならない事由ある場合。
- (2) 党員が500人以下に減少する場合。
- (3) 政党解散の判決がある場合。
- (4) 国会議員に2回つづけて党員が選出されない場合。

第30条 政党は、以下の行為をする場合、裁判所から登録を取り消されることがある。

- (1) 憲法による国王を国家元首とする民主政体に反する行為をなす場合。
- (2) 国家の安全または国家経済に危険を及ぼす行為をなす場合。
- (3) 第22条、第23条または第24条に違反する行為をなす場合。

第4章 罰則（第35条～第47条）

3. 仏暦2511年国会議員選挙法（要約）

仏暦2511年（1968年）11月4日公布

第3条 仏暦2499年選挙法、仏暦2499年改正法（第2号）、仏暦2500年改正法（第3号）を廃止する。

第1章 総則（第6条～第15条）

第6条 大選挙区を使用する。選挙区の選出議員数は、内務省が官報で告示する。

第8条 使用者は、立候補及び選挙権の行使に関し、雇用に便宜をはからなければならない。（200パーツ未満の罰金）

第11条 何人も、投票場の30メートル以内では選挙ポスターなど貼り付けることはできない。（6カ月未満の禁固または500パーツ未満の罰金）

第12条 何人も、選挙日に投票場の30メートル以内で選挙運動をしてはならない。拡声機など音を発する機械の使用は、投票日にはできない。

第14条 タイ国籍のないものは、特定候補者の利益または不利益になるような選挙活動をしてはならない。（5年未満の禁固または1万パーツ未満の罰金）

第2章 選挙権、立候補（第16条～第25条）

（憲法第85条及び第88条は、選挙権を有するものは満20歳以上、被選挙権を有するものは満30歳以上かつ当

法に定める資格を必要とすると規定している。）

第16条 父親が外国人であるタイ国籍取得者は、次のいずれかの条件を備える場合に選挙権を有す。

- (1) マッタヨム6年（新制中学3年相当）もしくはマッタヨム・スックサー3年（新制中学3年）以上の卒業または文部省がそれと同等の学力があると認めたもの。
- (2) 徴兵法により兵役にあるかまたは兵役の経験のあるもの。
- (3) 5年以上中央官庁もしくは地方自治体の役人であるかまたは役人の経験があるもの。
- (4) 国会、地方議会などの議員もしくは委員またはその経験のあるもの。

第17条 帰化によってタイ国籍を取得した者は、第16条の条件を備えかつ10年以上、引き続きタイ国に住所を定める場合に、選挙権を有する。

第18条 選挙に立候補するものは、パトム4年（小学校4年）卒業または文部省がそれと同等の学力があると認めたもの。

第19条 父親が外国人であるタイ国籍取得者は、マッタヨム6年もしくはマッタヨム・スックサー3年以上の卒業または文部省がそれと同等の学力があると認め、かつ次のいずれかの条件を備えた場合に、被選挙権を有す。

- (1) 徴兵法により兵役にあるかまたは兵役の経験があるもの。
- (2) 中央官庁もしくは地方自治体で、2級職以上の役人であるかまたは役人の経験があるもの。
- (3) 国会、地方議会などの議員もしくは委員、またはその経験のあるもの。

第20条 帰化によってタイ国籍を取得した者は、第19条の条件を備えかつ10年以上引き続きタイ国に住所を定める場合に被選挙権を有す。

第22条 立候補は、県知事に届け出る。県知事は、立候補の届出を受理した場合は、立候補者に通知する。

第23条 立候補の届出を受理した旨の通知を受けた場合、立候補者は、5000パーツの供託金と写真を提出しなければならない。県知事は、立候補者の名前と投票の際使用する番号を公示する。

第3章 選挙人名簿（第26条～第35条）

第29条 選挙人名簿は、少なくとも次の事項の記載がなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日

## (4) 居所

第32条 選挙施行令が公布されたとき、郡長は、各投票区の選挙人名簿を少なくとも選挙の30日前までに公示しなければならない。

## 第4章 投票区と投票場 (第36条～第38条)

第36条 県知事が県内の投票区を決定するが、通常村を1投票区とする。1村内の有権者数が1000人を越えるときは、投票区を増加する。但し投票区を分割することが投票に不便なときは、1000人を越えても1900人を越えない場合は1投票区でよい。

## 第5章 選挙管理委員・立会人・書記

(第39条～第45条)

第39条 郡長は、中央及び地方自治体の官吏から選挙管理委員を任命する。

第40条 郡長は、選挙人から立会人5人、書記1名以上を任命する。

## 第6章 政党代表者及び立候補代表者

(第46条～第47条)

第46条 各政党及び各立候補者は、選挙人から各1名を代表者として任命し、投票日に投票場に送ることができる。

第47条 代表者は、立会人に文書で異議申立てができる。

## 第7章 投票 (第48条～第56条)

第49条 投票は、立候補者の番号を投票用紙に貼る方法を用いる。

第50条 投票は、8時から17時までとする。

第54条 選挙人は、投票用紙を受け取った後投票したくない場合は、立会人に投票用紙と立候補者の番号を返却できる。

## 第8章 開票と集計 (第57条～第61条)

## 第9章 異議申立 (第62条～第64条)

## 第10章 罰則 (第65条～第87条)

## 4. 上院議員名簿

1. カモン・デーチャトゥンカ空軍大将
2. カモン・ピチットカディーボン大将
3. ナーイ・カモン・ワンプラバー
4. カモン・シータカリン海軍中將
5. クリット・ブンナカン大将
6. クリット・シーワラー大将\*
7. カウィー・シンハ海軍中將
8. モームチャーウ・カンワンディット・ディサクン海軍大将
9. クリエンクライ・アッタナン少將
10. クリエンサック・チャマナン中將
11. ナーイ・カムセ・ウッタヤーニン
12. クルアン・スッターニン大将
13. モーム・ラーチャウォン・ククリット・プラモート
14. チャルーン・チャルムティエン海軍大将
15. チャムペン・チャールサティエン中將
16. チャムラット・マントウカーン警察中將
17. チット・タナチョート大佐
18. チット・スターン中將
19. チットカウィー・ケーサコーモン大佐
20. チンダー・ナソングラー大佐
21. チャルムチャイ・チャールワット中將
22. チュートチャイ・トムヤー海軍中將
23. チャット・チャワーンクーン警察少將
24. ルアン・チャートラカーンコーソン警察大将
25. ルアン・チャムナーンアッタユット海軍大将
26. チュムボン・ローハチャーラ警察少將
27. チュー・スッティチョート空軍少將
28. チュートチャイ・トーンシン少將
29. チョート・ヒランヤッサティティ中將
30. ナーイ・ドゥシット・ブンタム
31. プラ・ドゥーンラヤパークスワマン
32. トーサック・ヨムナーク警察中將
33. プラ・ティーラナサーンウィサワカム
34. タノーム・パッタマーン大将
35. タウィン・ラーイナーン海軍大将
36. ルアン・タウィンセートパニッタカーン
37. ナーイ・タウィン・スントラーサーラトウーン\*
38. トゥアンチャイ・コーシナーン大将
39. タウィット・セーニーウォン・ナアユッタヤー中將
40. モームラーチャウォン・トーンテーン・トーンテーム\*
41. クン・タヤーンラーンローン大佐
42. トンチューム・サンカワニット中將
43. ナイ・ノップクン海軍大将
44. ネット・ケーマヨーティン大将
45. ブンチャイ・バムルンボン中將
46. ブンチャー・チャンタルベークサー空軍大将
47. ブンマーク・テーサブット少將
48. ナーイ・ブンロート・ビンタサン
49. ブンルアーン・ブアジャルーン中將
50. ルアン・プラゴープニティサーン
51. プラカン・クルアコンカー大佐
52. プラチュアアップ・スントラクーン少將



- 53. プラチュム・プラシットソンチャク中将
- 54. プラティヤップ・デーサウィサーン大佐
- 55. プラパン・クンピチット大将
- 56. ナーイ・ブラユーン・カーンチャナドゥーン
- 57. ナーイ・ブラシット・カーンチャナワット
- 58. ナーイ・ブラシット・チュラケート
- 59. プラスート・タムシリ少将
- 60. ナーイ・プラスート・パッタマスコーン
- 61. プラスート・スットバンタット中佐
- 62. プレーム・ティンスーラーン大佐
- 63. ポン・ペーカナン大佐
- 64. ポット・ペーカナン警察中将
- 65. ポン・タナブーム少将
- 66. ナーイ・プロム・スートスコン
- 67. ナーイ・ポワン・スワナラット
- 68. ピチャイ・クンラワニット警察中将\*
- 69. ピチット・ブンヤセーナー空軍中将
- 70. ルアン・ピンパーカヤピッターペート
- 71. パイサーン・ルンセーン中佐
- 72. ナーイ・マヌーン・ポリスット\*
- 73. ナーイ・マーライ・フワナン
- 74. ヨット・テープハッサディン・ナアユッタヤー少将
- 75. ユッタサック・クローントルワットローク大佐
- 76. ジュワン・ブラパーワット警察中将
- 77. ナーイ・レーヌー・スワナシット
- 78. モームラーチャウォン・ラーブ・ハッサディン中将
- 79. ナーイ・ワラカーン・バンチャー大佐
- 80. ウィチャイ・ボンアナン中将
- 81. ナーイ・ウィット・シワスリヤーノン
- 82. シー・ダーウラーイ海軍中将
- 83. シースック・マヒントラテープ警察少将
- 84. シリ・クラチャーネット海軍少将
- 85. シリ・ムアーンマニー空軍大将
- 86. サガット・チャーローユ海軍中将
- 87. サガー・キッティカチョン警察少将
- 88. サノーン・タマンラックサット大佐
- 89. ソム・カッタパン大佐
- 90. ソムブーン・ウチットトラースット中将
- 91. ナーイ・ソムポット・ホートラキット
- 92. ソムサック・パンチャマーン大佐
- 93. サワット・ボンチャムニ空軍大将
- 94. サムパット・パーサナヨンピンヨー大佐
- 95. ナーイ・サーノン・サーイサワーン
- 96. サーイユット・グートポン中将

- 97. サムラーン・ペータクン中将
- 98. シン・ナークワッチャラ大佐
- 99. シット・シンラバスクム大佐
- 100. スック・ペールナウィン中将
- 101. プラヤー・スントラピピット
- 102. スラキット・マイラーブ大将
- 103. ナーイ・スラポン・トリラット
- 104. スリン・ボンプラパイ大佐
- 105. ナーイ・スワン・ルーンヨット
- 106. ナーイ・セーコン・ブンヤッサティティ
- 107. サウエーン・カマスン大佐
- 108. サウエーン・チャームラチャン大佐
- 109. サウエーン・セーナナロン中将\*
- 110. サワイ・ドゥワンマニー中将
- 111. ハリン・ホンサクン空軍大将
- 112. アナン・ネートラロート海軍大将
- 113. アラーム・メーナコンカー少将
- 114. アルン・タワートシン大佐
- 115. ウワップ・アーサーナロン大将
- 116. オーン・ポーティカニット中将
- 117. アムボン・チンタカーン中将
- 118. ナーイ・イントリー・チャントラサティト
- 119. ウワム・チンポン大佐
- 120. オーバート・チャーミコン海軍少将

1969年2月4日告示

(出所) 官報第85巻61号。

(注) \* はその後入閣したもの。

補充名簿

- 1. プラチャウワラウォントゥー・ワロムムーン・ナラティープボンプラパン少将
- 2. プラヤー・アッタカリーニボン
- 3. ムニー・マハーサンタナウェーチャヤンランサリット空軍中将
- 4. モームルアン・ピン・マーラークン
- 5. チャーン・アンスチョート少将
- 6. ナーイ・サニット・ウィライチット

5. 下院議員名簿 (政党別・県別)

- |            |     |
|------------|-----|
| 1. タイ国民連合党 | 76名 |
| 2. 民主党     | 57名 |
| 3. 民主主義戦線  | 7名  |
| 4. 経済人連合党  | 4名  |
| 5. 人民党     | 2名  |
| 6. 農民援助党   | 1名  |
| 7. 自由民主党   | 1名  |

8. 無 所 属  
計

71名  
219名

	名 簿	政 党
1	プラナコン (バンコク) 県	
	1. セーニー・プラモート	民 主 党
	2. ナーイ・ピチャイ・ラッタクン	”
	3. ナーイ・レック・ナーナー	”
	4. スラン・オーターヌクロ警察大尉	”
	5. ナーイ・カセム・ブンシー	”
	6. ナーイ・サワート・スマーライサック	”
	7. ナーイ・ソムブーン・シリトーン	”
	8. ナーイ・ダムロン・ラットピパン	”
	9. ナーイ・タマヌーン・ティエンゲーン	”
	10. パン・プレムマニー海軍大佐	”
	11. プラチャー・ブンタニット警察中将	”
	12. ナーイ・ナッタウッティ・スッティソククラム	”
	13. ナーイ・シラ・パッタマーコム	”
	14. ブッサリン・パックディーケン中将	”
	15. サノ・ラックタム海軍大将	”
2	クラビー県	
	1. ナーイ・プリーダー・アラーム	無 所 属
3	カラシン県	
	1. ナーイ・スパン・プーンパン	無 所 属
	2. ナーイ・チャンユット・チャイカムミン	”
	3. ナーイ・クントーン・プーピウドウアン	民 主 党
	4. ナーン・ソムボン・ユーフン	無 所 属
4	カーンチャナブリー県	
	1. ナーン・チンダー・アンスチョート	無 所 属
	2. ナーイ・ブンティエム・プラソムサック	”
5	カンベンペット県	
	1. ナーイ・カセム・チョンサワット	タイ国民連合党
	2. ナーイ・プラシット・チューピニット	”
6	コーンケン県	

	名 簿	政 党
	1. ナーイ・クレウ・ノラパット	経済人連合党
	2. ナーイ・ルートシン・ホンセーンタイ	無 所 属
	3. ナーイ・ミーデート・ワラシーハ	経済人連合党
	4. ナーイ・ストン・チューンソムチット	タイ国民連合党
	5. ナーイ・サナン・ティーラシーチョート	経済人連合党
	6. ナーイ・サワン・トラーチュー	”
	7. ナーイ・ウィンユー・セーナーウォン	無 所 属
7	チャンタブリー県	
	1. ナーイ・ブンティエン・シッティブット	タイ国民連合党
8	チャチューンサーウ県	
	1. ナーイ・チュムボン・マニーネート	民 主 党
	2. ナーイ・チャムローン・テールワルット	タイ国民連合党
	3. ナーイ・アナン・チャーイセーン	無 所 属
9	チョンブリー県	
	1. ナーイ・プラソン・ヌアーンチャムノン	無 所 属
	2. ナーイ・ウタイ・ピムチョート	民 主 党
	3. シリ・シリヨーティン少将	タイ国民連合党
10	チャイナート県	
	1. アナン・スックサン准尉	無 所 属
	2. ナーイ・ティンコン・プリーチャパン	タイ国民連合党
11	チャヤプーム県	
	1. ナーイ・ブンゲート・ヒランカム	民 主 党
	2. ナーイ・チャーウ・チャイウィラン	無 所 属
	3. ナーイ・プラシット・プラチャンヌアーン	民 主 党
	4. ナーイ・ウィトウーン・ルースコン	”
12	チュムボン県	
	1. ナーイ・プラムアーン・クンマート	タイ国民連合党
13	チェンラーイ県	
	1. ソンヤーム・バンヤーディ准尉	民 主 党
	2. ナーイ・クアンチャイ・サーラーキット	”
	3. ナーイ・ブンルアーン・キットクラムヌアーン	”

	名 簿	政 党
	4. ナーイ・ブンサワット・ドゥワンジャイエークラート	民 主 党
	5. ナーイ・ペエート・ソムサート・ラッタナサック中尉	タイ国民連合党
	6. ナーイ・テューム・ヌットヂャルーン	民 主 党
	7. ナーイ・インロー・サップシー	”
14	チェンマイ県	
	1. ナーイ・クライソン・タンティポン	民 主 党
	2. ナーイ・トーンディー・イツサラチャーウィン	無 所 属
	3. ナーイ・ブンルート・チンワット	”
	4. ナーイ・ブリーダー・パッタナターブット	タイ国民連合党
	5. ナーイ・ウォラサック・ニーマーナン	民 主 党
	6. チャウブンルート・ナ・チェンマイ	無 所 属
15	ト ラ ン 県	
	1. ナーイ・チュアン・リークパイ	民 主 党
	2. ナーイ・ボン・シートライラット	タイ国民連合党
16	ト ラ ート 県	
	1. ナーイ・プラチュム・ラッタナピエン	タイ国民連合党
17	タ ー ク 県	
	1. ナーイ・ウドン・タンティスントン	タイ国民連合党
18	ト ン プ リ ー 県	
	1. サナット・プーティアナン海軍大将	民 主 党
	2. ナーイ・タガイ・スワンナタット	”
	3. タハーン・カムヒラン海軍少将	”
	4. ナーイ・マナット・スワンナタット	”
	5. ナーイ・チャーイ・サッチャ	”
	6. ルアン・チョンターンプルティクライ海軍大将	”
19	ナコンナーヨック県	
	1. ブンルート・ルートプリーチャー警察中佐	タイ国民連合党
20	ナコンパトム県	
	1. ナーイ・アーナット・クラシン	タイ国民連合党
	2. ナーイ・セーリー・チャーラパン	”
	3. ナーイ・ルアン・ウエークチャーリカーン	農 民 援 助 党

	名 簿	政 党
21	ナコンパノム県	
	1. ナーイ・チャムノン・シーワラカーン	無 所 属
	2. ナーイ・チュアン・キッテイシーワラパン	民 主 党
	3. ナーイ・サウエン・タワツチャワチュム	タイ国民連合党
	4. ナーイ・カイセーン・スックサイ	人 民 党
22	ナコンラーチシーマー県	
	1. ナーイ・プラパート・イントラカムヘーン	無 所 属
	2. ナーイ・プラヨン・チャータワラーハ	”
	3. ナーイ・ヨット・イントラコーマンスット	タイ国民連合党
	4. ナーイ・ウィム・ウィモンマン	”
	5. ナーイ・スワン・タンカヤー	”
	6. ナーイ・ノーイ・ティンラート	”
	7. クンコンリットスックサーコン	”
	8. ナーイ・ソムボン・ケーユラーパン	無 所 属
	9. ナーイ・サワーン・ウナープロム	”
23	ナコンシータンマラート県	
	1. クンパンラックラートデュート警察少将	民 主 党
	2. ナーイ・スリン・マートデイト	”
	3. ナーイ・チョープ・パーラー	”
	4. ナーイ・マナット・スワンナラット	”
	5. ナーイ・ネープ・ポーンペーウ	”
	6. ナーイ・ノーム・ウッパラマイ	タイ国民連合党
24	ナコンサワン県	
	1. ナーイ・サワット・カム普拉ゴープ	タイ国民連合党
	2. ナーイ・ヤイ・サウイトチャート	民 主 党
	3. ウィチャイ・チャーイプラースト警察大尉	無 所 属
	4. ナーイ・プラトウアン・カム普拉ゴープ	”
	5. ナーイ・ピチャイ・マーククン	タイ国民連合党
25	ノ ン タ プ リ ー 県	
	1. ナーイ・トゥーム・タップティムトーン	タイ国民連合党

	名 簿	政 党		名 簿	政 党
	2. ナーイ・プラユーン・チョー プラユーン	民 主 党		4. ナーイ・パウーン・シーブ ートン	タイ国民連合党
26	ナラティワート県		35	パン ガ ー 県	
	1. ナーイ・ターウォン・チャ イスワン	タイ国民連合党		1. ナーイ・サムパン・ナ・タ クアトウン	民 主 党
	2. ナーイ・レーワット・ラー トムックダー	”	36	パッタラン県	
27	ナ ー ン 県			1. ナーイ・アーティット・SPA ーチャイキット	無 所 属
	1. ナーイ・ソムブーン・バン デイト	タイ国民連合党		2. ナーイ・アム・ローンゲー ン	民主主義戦線
	2. ナーイ・ソムチャーイ・ロ ーハチョート	”	37	ピ チ ッ ト 県	
28	ノーンカーイ県			1. パーヤップ・パオムレック 少尉	タイ国民連合党
	1. ナーイ・チューン・ラウイ ワン	タイ国民連合党		2. ナーイ・ブンチュート・チ ヤンタシーウォン	無 所 属
	2. ナーイ・カン・シーハアム パイ	無 所 属		3. ナーイ・ヤルート・ウォン トーンルア	民 主 党
29	ブリーラム県		38	ピッサヌローク県	
	1. ナーイ・ブンジェム・ソー ポン	無 所 属		1. ナーイ・ゴーン・クライ ルック	無 所 属
	2. ナーイ・チャイ・チットチ ョーブ	”		2. ナーイ・スチョン・チャー ムブーノット	”
	3. ナーイ・トーンチュア・カ ンプマーヌクーンキット	”		3. ナーイ・アナン・バックブ ラパイ	”
	4. カモン・アッタナトー中尉	タイ国民連合党	39	ベップリー県	
	5. ナーイ・サワット・コッチ ャセーニー	”		1. ナーイ・チャルム・ヤイ クワーウォン	タイ国民連合党
30	バトムターニー県			2. ナーイ・パーニット・サム パワクップ	無 所 属
	1. ナーイ・ラムプー・サグア ンサット	タイ国民連合党	40	ベッチャブーン県	
	2. ナーイ・サノーン・クルッ サセーニー	無 所 属		1. スポット・タントラクーン 少尉	タイ国民連合党
31	プラチュアアップキーリーカン県			2. ナーイ・パンチャ・ゲーソ ントーン	”
	1. ナーイ・ウドムサック・タ ントーン	タイ国民連合党		3. ソンクラーン・ウドムシッ ト警察少佐	”
32	プレーチーンブリー県		41	プ レ ー 県	
	1. ナーイ・ブンソー・ソムジ ャイ	タイ国民連合党		1. パクション・パートーン	無 所 属
	2. ナーイ・サグアーン・シーマ ン	無 所 属		2. ナーイ・スタム・サーイン ン	”
	3. ナーイ・ソムブーン・デー トスパー	タイ国民連合党	42	ブーケット県	
33	パッターニー県			1. ナーイ・チット・ウェート プラシット	無 所 属
	1. ナーイ・ウィライ・ベーン チャラックサ	民 主 党	43	マハーサーラカム県	
	2. ナーイ・バントゥーン・ア ップドゥンブット	タイ国民連合党		1. ナーイ・ブンチュアイ・ア ッターコン	タイ国民連合党
34	プラナコンシーアユッタヤー県			2. ナーイ・キアット・ナーカ ポン	無 所 属
	1. ナーイ・プラスト・ブン ソム	タイ国民連合党		2. ナーイ・ディロク・ブンス ーム	”
	2. ナーイ・アティナート・ク アンポット	無 所 属		4. ナーイ・アーユット・ファ ーイクンウォン	タイ国民連合党
	3. ウィチェン・グリーンスコ ン准尉	タイ国民連合党			

	名 簿	政 党
44	メーホーンソン県 1. ナーイ・カーン・ラッタナ サーカー	無 所 属
45	ヤラー県 1. ナーイ・アドゥン・プーミ ナロン	無 所 属
46	ローイエット県 1. ナーイ・ソムブーン・タウ イーワット 2. ナーイ・ソムボン・チュリ ーマート 3. ソムブーン・パイリン海軍 大尉 4. アムバン・ヒランチョート 少尉 5. ナーイ・サムー・アクラプ リーディー	タイ国民連合党 民 主 党 " 無 所 属 "
47	ラノーン県 1. ナーイ・アーチン・リムタ ン	無 所 属
48	ラヨーン県 1. サウエート・ピェムボンサ ーン	無 所 属
49	ラーチャブリー県 1. ナーイ・チャルーン・ワッ タナーコン 2. ナーイ・タウィット・クリン プラトゥム 3. ナーイ・ウィニット・ワン ターン	タイ国民連合党 " 無 所 属
50	ロップブリー県 1. ナーイ・ブンジャルーン・ ピヤスワン 2. ナーイ・ブンチュアイ・マ ープラスート 3. ナーイ・セーリー・ペエー トシーウォン	タイ国民連合党 " 民 主 党
51	ラムパーン県 1. ナーイ・パイトゥーン・ク ルアケウ 2. ナーイ・ブンテーン・トー ンサワット 3. ナーイ・ブンルアン・チュ ムイントラチャク 4. ナーイ・スーム・チナーサ ワット	民主主義戦線 民 主 党 " "
52	ラムブーン県 1. ナーイ・ブンミー・トゥン カナーコン 2. ナーイ・サン・テープmani	民 主 党 タイ国民連合党
53	ルイー県	

	名 簿	政 党
	1. ナーイ・プラチャー・ブン ヤネート 2. ナーイ・サドゥワック・チ ユワブンミー	無 所 属 人 民 党
54	シーサケート県 1. ナーイ・ニシット・ウエー トシリヤーン 2. ナーイ・パイブーン・マッ クウィマーン 3. ナーイ・サガー・ワッチャ ラーポン 4. ナーイ・スチン・チャーウ ウィシット 5. ナーン・スムナー・ニット ステイ	無 所 属 民主主義戦線 無 所 属 " "
55	サコンナコン県 1. ナーイ・ボーデン・チャン タセーン 2. ナーイ・サタープ・キリカ ン 3. ナーイ・プラチャー・トン シリ	タイ国民連合党 無 所 属 "
56	ソクラー県 1. アナン・ルアンクーン 2. ナーイ・プラチュアアップ・ チャナパイ* 3. ナーイ・チュア・ティプマ ニー 3. ナーイ・クラーイ・ラオー ンマニー	無 所 属 タイ国民連合党 " 民 主 党
57	サトゥーン県 1. ナーイ・チューシン・コー ナン	無 所 属
58	サムットプラカーン県 1. ナーイ・ブントム・ジェン マノート 2. ナーイ・スティン・クラッ プジャルーン	タイ国民連合党 "
59	サムットサーコン県 1. ナーイ・スリン・テープカ ーンチャナー	タイ国民連合党
60	サムットソクラーム県 1. ナーイ・テープ・スワンシ ン	タイ国民連合党
61	サラブリー県 1. ナーイ・タウィーン・チャン トラウィータン 2. ナーイ・プーンシー・スッ トバンタット	タイ国民連合党 無 所 属
62	スパンブリー県 1. ナーイ・スチット・シラー ジャルーン	無 所 属

	名 簿	政 党
	2. ナーイ・ウィパート・イン サワーン	無 所 属
	3. ナーイ・トーンヨット・チ ットウィーラ	タイ国民連合党
	4. ナーイ・ブンウア・プラス ートスワン	〃
63	スラーターニー県	
	1. ナーイ・サグアン・カノク ウィチット	タイ国民連合党
	2. ナーイ・プラサートスック ・ティラワット	無 所 属
	3. タウィー・ウィチャイディ ト警察少佐	タイ国民連合党
64	シンブリー県	
	1. ナーイ・ピエンサック・ニ サイスック	タイ国民連合党
65	ス リ ン 県	
	1. ナーイ・シン・ドウシット シン	無 所 属
	2. ナーイ・チャムノン・ケウ プラン	民 主 党
	3. ナーイ・ヤート・ワイディ ー	タイ国民連合党
	4. ナーイ・チャワーン・ワン シー	無 所 属
	5. ナーイ・ルワーム・パンリ ック	タイ国民連合党
66	スコータイ県	
	1. ナーイ・ブンタム・チュム ドゥワン	無 所 属
	2. ナーイ・サムルワイ・タム ストラー	〃
	3. ナーイ・スック・セーンコ ーシク	タイ国民連合党
67	アーントーン県	
	1. ナーイ・ウィラット・スッ カパン	タイ国民連合党
68	ウドンターニー県	
	1. サウェーン・ピブーンサー ウット	無 所 属

	名 簿	政 党
	2. ナーイ・サクライ・サーム セーン	タイ国民連合党
	3. ナーイ・ユアン・イエムシ ラー	〃
	4. ナーイ・ウィワット・イン トラウドム	〃
	5. ナーイ・サカン・サームセ ーン	無 所 属
	6. ソムキット・シーサンコム 大佐	自 由 民 主 党
69	ウットラディット県	
	1. ナーイ・スーム・ロークル アーン	タイ国民連合党
	2. ブンヨン・ワッタナボン少 尉	無 所 属
70	ウタイターニー県	
	1. ナーイ・シリ・トウントー ン	無 所 属
71	ウボンラーチャターニー県	
	1. ナーイ・セーリー・スチャ ータプラカン	無 所 属
	2. ナーイ・ウィチャイ・カモ ンウイト	〃
	3. ナーイ・フォーン・シッテ イタム	民主主義戦線
	4. ナーイ・ブンジェン・ウォ ートーン	〃
	5. ナーイ・トーンマーク・チ ャンタルー	無 所 属
	6. ナーイ・ウィチャイ・セー ワマート	民 主 党
	7. ナーイ・ジン・シッティタ ム	民主主義戦線
	8. ナーイ・プラティープ・ト ーンカムサイ	タイ国民連合党
	9. ナーイ・ソムヌック・ト ンルンロート	民主主義戦線

(出所) 内務省地方行政局, 1969年2月現在。

(注) \* は内務省の登録はタイ国民連合党であるが, 党の側は公認していないもの。

6. 総選挙の投票率の推移

回	年 月 日	有 権 者 数	投 票 者 数	投票率(%)	備 考
1	1933. 11. 15	4,278,231	1,773,532	41.45	間接選挙・78人
2	1937. 11. 7	6,123,239	2,462,535	40.22	小選挙区・91人
3	1938. 11. 12	6,310,172	2,210,332	35.03	小選挙区・91人
4	1946. 1. 6	6,431,827	2,091,988	32.52	小選挙区・96人
5	1946. 8. 5	5,819,662	2,026,823	34.92	小選挙区(47県のみ)
6	1948. 1. 29	7,176,891	2,112,864	26.54	大選挙区・99人
7	1949. 6. 5	3,518,276	870,208	24.72	大選挙区(19県のみ)
8	1952. 2. 26	7,602,591	2,961,291	38.76	大選挙区・121人
9	1957. 2. 26	9,859,039	5,667,321	57.48	大選挙区・160人
10	1957. 12. 15	9,917,417	4,370,113	44.06	大選挙区・160人
11	1969. 2. 10	14,820,180	7,285,832	49.16	大選挙区・219人

(出所) 内務省地方行政局。

7. 1969年総選挙における県別投票率

県 名	有権者 (人)	投票者 (人)	得票率 (%)	県 名	有権者 (人)	投票者 (人)	得票率 (%)
1. プラナコン (バンコク)	754,117	261,387	34.66	30. パトムターニー	100,977	48,777	48.30
2. トンブリー	329,240	121,436	36.88	31. プラチュアアップキー リーカン	99,217	53,260	53.69
3. クラビ	57,555	36,049	62.63	32. プラーチンブリー	192,150	89,031	46.33
4. カラシン	235,913	134,776	57.13	33. パッターニー	174,828	86,517	49.49
5. カーンチャナブリー	138,372	63,196	45.67	34. アユッタヤー	254,912	129,647	50.86
6. カンペンペット	135,673	66,484	49.00	35. パンガ	49,259	33,599	68.26
7. コーンケー	435,970	217,378	49.86	36. パッタルン	129,076	78,354	60.50
8. チャンタブリー	92,961	50,381	54.20	37. ピチット	211,669	82,598	39.02
9. チャチュンサーウ	166,460	76,044	45.68	38. ピッサヌローク	202,584	98,320	48.53
10. チャイナー	134,083	68,619	51.18	39. ペップリー	135,470	66,031	48.74
11. チョンブリー	209,013	79,200	42.67	40. ベッチャブーン	229,794	96,987	42.21
12. チュムボン	105,571	54,816	51.92	41. プレ	176,426	108,939	61.75
13. チャヤブーム	275,281	119,137	43.28	42. プケット	37,387	26,798	71.68
14. チェンラー	470,525	254,000	53.98	43. マハーサーラカム	269,986	137,332	50.87
15. チェンマイ	478,267	288,297	60.28	44. เม่ฮอร์นโซน	49,354	21,886	44.34
16. トラン	128,360	73,843	57.53	45. ヤラ	86,716	43,683	50.37
17. トラー	38,942	24,779	63.63	46. ローイエット	363,841	185,774	51.06
18. ターク	99,087	48,288	48.73	47. ラノ	19,110	14,131	73.95
19. ナコンナーヨック	78,916	42,347	53.66	48. ラヨ	93,949	45,770	48.72
20. ナコンパノム	244,995	155,343	63.41	49. ラーチャブリー	218,227	117,327	53.76
21. ナコンラーチシー	636,366	251,777	39.56	50. ロップリー	235,175	91,241	38.79
22. ナコンシータンマ	400,671	202,435	50.52	51. ラムバー	265,487	138,704	52.24
23. ナコンサワン	367,721	144,345	39.25	52. ラムブ	132,610	90,109	67.95
24. ノンタブリー	118,606	53,524	45.13	53. ル	103,509	71,736	69.30
25. ナラティワート	161,830	83,612	51.66	54. シーサケート	356,051	178,276	50.07
26. ナ	137,141	74,823	54.56	55. サコンナコン	254,930	138,936	54.49
27. ナコンパトム	186,537	92,117	49.38	56. ソンクラ	269,901	151,210	56.02
28. ノーンカー	179,858	82,011	45.60	57. サトゥ	47,057	28,437	60.38
29. ブリーラム	342,578	173,485	50.64	58. サムットブラーカー	130,862	64,199	49.05
				59. サムットソンクラ	79,226	37,514	47.35

県名	有権者 (人)	投票者 (人)	得票率 (%)
60. サムットサーコン	87,319	38,607	43.81
61. サラブリー	167,205	70,375	42.08
62. シンブリー	81,374	41,959	51.56
63. スコータイ	181,302	95,622	52.74
64. スパンブリー	253,216	110,094	43.48
65. スラターニー	189,152	96,241	50.88
66. スリン	349,915	132,302	37.81
67. アートーン	104,104	44,484	42.73
68. ウドンターニー	393,156	213,152	54.21
69. ウットラディット	152,471	84,711	55.56
70. ウタイターニー	83,208	52,240	62.78
71. ウボンラーチャターニー	667,409	346,993	51.99
合計	14,820,180	7,285,832	49.16

(出所) 内務省地方行政局。

8. タノム新内閣閣僚名簿

首相	タノム・キッティカチョン元帥 (留任)
副首相	ブラパート・チャルサティエン陸軍大将(留)
〃	ポット・サラシン (新)
官房長官	サウェーン・セナナロン陸軍中將 (新)
大蔵大臣	スーム・ウィニットチャイクン (留)
外務大臣	タナット・コマン (留)
国防大臣	タノム首相兼任 (留)
農林大臣	モーム・ラーチャウォン・チャックラトーン・トーンヤイ (新)
運輸大臣	タウィー・チュラサップ空軍大将 (新)
国家開発大臣	ポット・サラシン (留)
内務大臣	ブラパート・チャルサティエン陸軍大将(留)
法務大臣	ルアン・チャムルーン・ネーティサート(新)
文部大臣	スキット・ニマーンヘーミン (新)
経済大臣	ブンチャナ・アッターコン (新)
厚生大臣	ブラースト・ルチラウォン警察大将 (新)
工業大臣	ボン・ブンナカン陸軍中將 (前運輸相)
副大臣	
国防	チッティ・ナーウィーサティエン大将
大蔵	モームラーチャウォン・トンテン・トンテン
外務	チット・スッチャリットクン
農林	マヌーン・ボリスット
運輸	チャーリー・スィントウリーポン海軍少将
国家開発	モームルアン・チュチャーット・カンブー
内務	ターウィー・レーンカム
〃	タウィン・スントーンサラトーン
法務	アムボン・スィーチャイチャン中將

文部 クリット・シーラワー中將  
 経済 ピチャイ・クンラフニット警察中將  
 厚生 ソムブン・ボンアクソン  
 工業 サアート・ホンヨン

9. 政府の15項目の政策 (3月18日)

1. 王国と憲法を支持し、政治的権利と義務の理解を広める。民主主義を進展させ保持する。
2. 国家の安全が経済進歩と社会正義の基礎である。国防の準備、軍隊の秩序維持、共産主義鎮圧方法の改善をはかる。
3. 道徳、国際法、国家利益にもとづく自主独立の外交政策をとる。権利の保持、平等の原則にもとづく。条約義務の実行。敵意を持たぬ国との友好関係促進。国連支持。国連を世界の平和と安全にとって有効たらしめるよう努力する。相互の安全と発展のため諸国と協力する。
4. 国民の幸福の促進。
5. 国民的統合の促進。
6. 平和と秩序を維持する。警官や役人の能率向上。調査機構の改善。自助村建設。低所得者向け住宅建設。労働者の福祉保障。すべての村に電気と水道をひく、郡と村を結ぶ道路建設。
7. 国家開発、灌漑ダムや工業用、家庭用電力プラントの建設。
8. 健康の増進、病気の予防、病院の近代化、医者養成。
9. 財政の安定、予算は経済開発に重点、税制の改正。
10. 農業振興、生産増加と品質向上、灌漑用水や近代的農法の導入、農業協同組合銀行の資金増加をはかる。
11. タイ国産品を利用する工業の振興をはかる。タイ人の雇用の機会を増大させる。
12. 道路、鉄道、港湾、空港の増設、郵便、電信、電話、テレコミ網の改善。
13. 国内通商の障害を除去し、適正価格を維持する。また貿易収支赤字の解消をはかる。
14. 教育の振興、一般教育、職業教育、高等教育の改善、教育機関への民間資本参加をはかる。教員の待遇改善、伝統、習慣を維持する。
15. 独立法律事務所の奨励、裁判の能率化。

10. 新内閣の政策 (4月25日ラジオ放送)

タノム首相は4月25日、テレビおよびラジオ放送で、国会で発表した政策を修正し、新たに14項目にわたる新重点政策を発表した。要旨は次の通り。

1. 仏暦 2511 年憲法に規定される 国王を 國家元首と



- する民主政体が、タイ国の必要とする最もふさわしい政体である。
2. 国王並びに王位は、永遠に崇拜すべきものとしてこれを護持するとともに広く国民を政治に参加させて役割を担わせる。
  3. 国家の安全が、経済の発展、社会正義を円滑に達成させる基本である。
  4. 現政府は、地方開発計画は全土に行きわたらせることを重要政策とする。
  5. 当政府は、国家社会経済開発計画に基づく目標と政策に沿って国家の開発を進める。
  6. 通貨の安定が、経済発展、社会安定の基本である。
  7. 当政府は、タイ国民の大部分の基本的な職業である農業を奨励する。
  8. 工業は、国家の経済の進歩に役立つ要素である。
  9. 運輸・通信は、各方面の開発を目標に達成させるに役立つ組織である。
  10. 商業は、国家経済の発展と国民福祉の達成における最も重要な部分である。
  11. 当政府は、教育が各分野の発展を成就させる重要な鍵であると考え国家教育の重要性を確信する。
  12. また国家と国民の善良な風俗習慣を維持奨励し、仏教を保護し、その他の宗教、国民の芸術と文化を支援する。
  13. タイ国民の幸福が、国家行政の最高の目的である。
  14. 政府は、国民の一致団結が、各分野の発展を達成させる根幹をなすものとする。

(サヤーム・ラット紙 4月25日)

## 11. 米価支持のための籾買付け規則

米価支持のための籾買付け実施をより効果的にするために、米価支持小委員会は、次の通り実施規則を定める。

### 1. 買付け機構

米価支持のための買付け機構を次の通り定める。

1-1 中央部、プラテコン(バンコク)およびトンブリー一両県は、米備蓄委員会が籾買付けを行なう。但し4-2項に定める場合を除く。

1-2 地方の買付けは、次のものが行なう。

米販売協同組合、倉庫機構、県会社、タイ米穀会社、タイ農産物販売会社、農産物会社、米価支持小委員会が農民から籾の買付け組織として任命した地方委員会。

### 2. 買付け方法

2-1 米価支持のための農名からの籾の買付けは、次

の方法で行なう。

2-1-1 中央部の買付け機構は、次の順序で買付けを行なう。地方の買付け機構、正式に認められた農民組織(米穀局が認めた米作組合、内務省が認めた国民灌漑組合および協同組合)および販売農民が提供する籾が農民自身が生産したものであるという郡役場の証明を有する農民一般。

2-1-2 地方の買付け機構は、まず正式に認められた農民組織から行ない次に郡役場の認める農民一般からの買付けを行なう。

2-2 中央買付け機構は、買付け時の品質検査に用いるために、籾の種類と品質別のサンプルを用意する。地方買付け機構は、検査の基本として用いるために、地方で買付ける籾のサンプルを中央に送り種類と品質を調べる。

2-3 地方買付け機構は、正式に認められた農民組織または農民から直接買わなければならない。販売者が直接生産しない米の買付けは禁止する。地方買付け機構は買付けが中央機構への販売のためであれ、単なる再販売のためであれ、米価支持小委員会がその地方の支持価格として定めた価格を下廻らない価格で買わなければならない。

### 3. 最低保証価格

3-1 バンコクの買付け価格は、バンコク、トンブリー一両県の中央買付け機構の集荷場への引渡し価格として告示される。

3-2 地方の買付け価格は、米価支持小委員会が各地方ごとに定めるが、バンコクの買付け価格を基礎として管理費、その地方からバンコク・トンブリーの集荷場までの輸送費、適切なサービス費を差し引いた価格とする。ただし、各費用サービス費を差し引いた場合に、地方の買付け価格が不適當に安いときは、米価支持小委員会は、価格と水準を適切な水準に保つために若干の費用を削除することができる。

地方買付け機構が買付けた籾を中央買付け機構が買付ける価格よりも高い価格で販売出来る場合は、地方買付け機構は、その籾を第三者に販売することができる。

特定地方の籾保証価格は、その地方の買付け機構が農民に告示する。その価格表を買付け場所に公示する。

### 4. 金融

価格支持のための籾買付けに対し、地方買付け機構は、自己資金を使用しなければならない。中央買付け機構に買い付けた籾を引き渡した時、中央買付け機構は、バンコクの買付け価格に応じて米代金を支払う。籾の引渡しが完了し、地方買付け機構がまだ引渡しの終わらない籾の買付けの運転資金を必要とする場合は、中央買付け

機構は、買付け契約を行なった初価の 75% を越えない範囲で代金を前払いする。その場合地方買付け機構は、すでに引き渡す用意のある籾を有しかつ前払い代金を受け取った日から 30 日以内に中央買付け機構に引き渡さなければならない。

4-2 米価支持小委員会は、当委員会が定めた価格と量を中央買付け機構の名前で買い付けるために、地方委員会に対して、前貸しすることができる。ただし、地方委員会は、前払金を受け取った日から 30 日以内に、籾の引渡しを完了しなければならない。

4-3 中央買付け機構が農民組織または農民から直接籾の買付けを行なう場合、中央買付け機構、バンコク、

トンブリー両県の集荷場で引渡しを受けた時、米代金を支払う。

- バンコクにおける経済省の米集荷場（米備蓄委員会）
- (1) トンブリー県ラートブルーナ郡バンコク村 タイ米穀会社第1倉庫
  - (2) トンブリー県ラートブルーナ郡バンコク村 タイ米穀会社第2倉庫
  - (3) トンブリー県 ダンウコンウォン・ファンヌア村 タイ米穀会社第8倉庫
  - (4) トンブリー県クローンサーン郡クロントーンサイ村 タイ米穀会社第19倉庫

12. 農民組合結成状況 (1969年6月30日現在)

	中央部	北部	東北部	南部	計
米作農民組合 (クルム・チャウナー)					
組合数	951	1,067	2,030	337	4,385
組合員(人)	53,855	49,042	90,303	22,023	215,223
保有面積(ライ)	2,087,773	941,345	2,323,253	397,195	5,749,566
運転資金(バーツ)	2,280,025	2,957,341	1,232,281	820,359	7,290,006
畑作農民組合 (クルム・カセターコン)					
組合数	127	206	703	2	1,038
組合員(人)	4,733	7,516	22,299	8	35,029

(出所) 農林省

13. 米作農民組合郡連合会の現状 (1969年6月30日現在)

県名	郡数	郡名
北部		
チェンラーイ	4	バヤーウ、パーン、ムアン、メーチャン
チェンマイ	2	ドーイサケート、サンサーイ
ラムパーン	2	ハーンチャット、メータ
ピッサヌローク	2	ムアン、ワントーン
中央部		
シンブリー	1	インブリー
スパンブリー	8	ムアン、シープラチャン、ソーンピーノーン、サームチュク、パーン プラーマー、ウートーン、ドーンチューディー、ドゥームバーンナ ンファット
アユッタヤー	3	パーチャー、ワンノーイ、ラートプアルアン
ナコンナーヨック	3	ムアン、バーンナー、パークプリー
プラーチンブリー	4	ムアン、プラチャンタカーム、ワッタナーナコン、バーンサーン
ラーチャブリー	1	バーンペュー
チャンタブリー	1	レームシン
東北部		
ノーンカーイ	1	ムアン

県 名	郡 数	郡 名
サ コ ン ナ コ ン	2	ムアン, パンナーニコム
ウ ド ン タ ー ニ ー	1	ムアン
コ ー ン ケ ー ン	2	ナムポーン, ポン
ロ ー イ エ ッ ト	2	カセートウィサイ, タワットブリー
ウボンラーチャターニー	1	トラカーンブートボン
ナコンラーチシーマー	2	ノーンスーン, ピマーイ
チャヤプーム	3	ムアン, チャトラット, ケーワー
南 部		
ナコンシータンマラート	5	ローンピブーン, チェンヤイ
ソ ン ク ラ ー	4	チャナ, ラノート, ムアン, サティンプラ

(出所) 農林省

14. タイ人民の武装闘争、勝利のうちに発展

タイ人民武装勢力は、マルクス・レーニズム主義、毛沢東思想をタイ革命の実践と結びつける正しい路線を堅持しているタイ共産党の指導のもとに、急速に発展して強大となり、人民戦争を3年前の小さな火花から、燎原の火のごとく勢よく燃えあがらせ、つぎつぎと輝かしい勝利をおさめている。

1965年タイ東北部ナコンパノム県アパン山の山奥で人民武装闘争の最初の銃声がとどろいてから現在までに、全国 71 県中 33 県で武装闘争の烈火が燃えあがっている。タイ人民武装力は困難なたたかいのなかにあつて、人民戦争の威力を発揮し、その敵をせん滅する力をたえず高めている。おおまかな統計によると、1968年に、人民武装力は、敵 1400 人余りをせん滅、敵機 25 機を撃墜した。タイ北部の 3 県では、今年 3 月までの 4 か月間にわたっておこなわれた反「包囲討伐」の激しい戦闘で、敵 400 人余りをせん滅、敵機 30 数機を破壊、または損傷を与えた。広大な農村にひろく分布する遊撃区と根拠地は拡大と強化の一途をたどり、タイ全国の革命的人民に希望を与えている。タイの人民戦争の烈火によって、米=タイ反動派の苛酷な搾取のもとで、民族的災難にあえいでいるタイの国土は急速な変貌をとげつつある。

タイの人民戦争のすばらしい情勢は、タイ共産党の正しい政治路線、軍事路線の偉大な勝利であり、タイ人民とその子弟兵たるタイ人民解放軍の、敢然とたたかい、敢然と勝利する精神の偉大な勝利である。タイ人民は「銃砲から政権がうまれる」という偉大な真理にもとづき、一見強大にみえる敵にひるむことなく、武装闘争の道を断固として進んだ。

タイ共産党の武装闘争路線の導きの励ましのもとに、多くの黨員と革命家が米=タイ反動派の暗黒支配時代に、毛主席著作と党の決定をたずさえて辺鄙な山奥に行つて農民大衆を立ちあがらせ、組織した。苦しい努力の

すえ、かれらは3年前ついに東北部のアパン山に、粗末な武器で武装した最切の人民武装力をうち立てた。そして最初の革命の銃声が苦難にあえぐタイの大地をゆるがし、長い間苦しめられてきた数多くのタイ人民を目覚めさせた。この革命武装力は広範な人民、とりわけ農民の支持のもとに、戦争のなかで戦争を学び、たえず経験を総括し、その政治的自覚と戦略・戦術の水準を高め、敵の武器を奪って自らを装備し、急速に発展して強大になっていった。タイ人民解放軍とその最高司令部は今年の元旦に成立を宣言したが、このことはタイ人民の武装闘争がすでに新しい段階に入ったことを示している。

毛主席は「人民の軍隊がなければ、人民のすべてはない」とのべている。タイ共産党は血のにじむような苦しい闘争のなかで、新しい型の人民の軍隊を建設することに最大の努力をした、建軍の過程で、タイ共産党は政治建軍路線を堅持した。かれらは黨員と兵士の全員が毛沢東思想の学習と掌握に努めるようくりかえし教育・要求し、主観世界と客観世界を改造するこのもっとも鋭い武器で1人1人の兵士を武装させた。

タイ人民解放軍の部隊では、マルクスレーニン主義、毛沢東思想活学活用運動がひろく展開されている。指揮員・戦闘員たちは簡単な背のうに毛主席著作を大切にしまい、戦闘のあいまを利用して学習し、自分の思想を改造し、戦略・戦術の水準を高め、戦闘と工作の経験を総括している。指揮員・戦闘員たちは農民を立ちあがらせ、組織する工作のなかで、農民大衆にもたえず毛沢東思想を宣伝し、農民大衆の階級的自覚を高めている。タイ人民武装力は部隊内に革命の政治工作を確立し、プロレタリア階級の政治をきわだたせることと、人の思想の革命化をなすとげることを一番重要なこととしている。タイ人民武装力は部隊に対し、戦闘、大衆工作、生産の3大任務を規定するとともに、部隊の10大規律を發布している。タイ共産党の政治建軍路線に導かれて、タイ人民解放軍はいまや階級的自覚と自覚的規律をそなえ、

人民との間に血肉のつながりをもつ子弟兵にまで発展している。

タイ人民武装力は戦闘のなかで人民戦争の戦略・戦術を運用し、敵にますます手痛い打撃を与えている。かれらは農村の広びろとした天地を縦横にかけめぐり、あるときは、兵力を集中して敵に奇襲や待伏せ攻撃をかけ、猛烈な突撃によって敵の兵力を全滅させ、敵の兵器や装備を全部奪い、またあるときは、兵力を分散させて農村で農民大衆を立ちあがらせ、組織し、敵の後方と輸送線をかき乱し、つぎつぎに新しい遊撃戦場を切り開いている。米＝タイ反動派の軍隊が数の上でも装備の面でも優勢であるにもかかわらず、タイ人民武装力は終始戦場の主導権を握っている。米＝タイ反動派は人民戦争の烈火のなかをいたるところでひどいめにあい、大きな損害をだしている。かれらが組織し、回を重ねるごとに規模が大きくなっていった「包囲討伐」はことごとく失敗した。

苦しい闘争のなかで、タイ共産党は大衆を十分に立ちあがらせ、大衆に依拠する路線を堅持している。タイ人民武装力は多くの武装工作隊と宣伝隊を農村におくり込んでいる。かれらはさまざまなやり方で米＝タイ反動派の罪惡的支配を農民に暴露し、悪人を罰しボスに反対する農民の闘争を指導・支持し、罪のきわめて大きい反動ボスや特務を処罰し、激しいたたかいのなかで農民を組織し、武装している。人民武装力の血のにじむような工作は、農民の階級的自覚と積極性を大きく高めることとなり、農民から熱烈に擁護され、支持されている。かれらは遊撃戦を積極的にくりひろげ、狙撃、地雷、おとし穴など、人民武装力と呼応して敵を掃滅している。かれらはこのほか人民武装力を積極的に助けて、食料や物資の輸送、道案内、情報提供、歩哨・パトロール、負傷兵の世話などを行なっている。タイ人民武装力は、大衆に十分依拠し、自分更生を堅持するという党の方針を貫きついに幾多の困難を克服、敵の大「包囲討伐」に打ち勝ち、勝利をたえず発展させた。

基本となる大衆を十分に動員する基礎のうえに、タイ共産党はタイ社会の階級分析にもとづいて、一連のプロレタリア階級の政策を定め、団結できるすべての力を団結させ、広範な反米愛国統一戦線を結成し、それによってもっとも反動的なタノム親米売国集団とその主人米国を最大に孤立させ、打撃を与えている。

毛主席は「人類の歴史では、滅亡しようとする反動勢力は、つねに革命勢力にたいして最後のあがきをするものである」とのべている。タイの人民戦争の燎原の火のような勢いは、タイ反動派を非常に驚きおののかせている。米帝国主義は懸命にタイ反動派にさらに多くの「援助」を与え、タイ反動軍を拡充し、さらに多くの「顧

問」を送り込んでタイ反動政権を強化している。米＝タイ反動派は人民武装力に対して回を重ねるごとに規模の大きい「包囲討伐」をしかけ、人民に対しては殺しつくし、焼きつくし、奪いつくす血なまぐさい政策をとり、多数の住民を強制収容所においこんでいる。もう一方では、かれらはニセ憲法をもちだしてそのファッショ支配を粉飾し、人民をだまそうとしている。だが、米＝タイ反動派のこうした軍事的弾圧と政治的欺まんは結局は、石をもちあげて自分自身の足を打つことにしかならず、タイ人民のいっそう広範で激しい反抗を促すだけである。敵の気がいじみた反攻とあがきのなかで、タイ人民は自己の革命途上で必ずさまざまな困難を克服し、持久的な、ねばり強い闘争をへて、最後には米＝タイ反動派の罪惡的支配をくつがえし、自分たちの徹底的な解放をかちとることができる。

(北京4月23日発新華社＝中国通信)

#### 15. タイ人民解放軍、ナン県で相つぐ戦果

バンコクからの報道によると「タイ人民の声」放送は、タイ北部ナン県で英雄的に戦っているタイ人民解放軍が今年に入ってから引き続き積極的に遊撃戦争をくりひろげ、米＝タノム集団に手痛い打撃を与え、輝かしい戦果を勝ちとっていると、次のように報じている。

今年1月1日から4月25日にかけての3カ月半の間に、ナン県の軍隊と人民は、米＝タノム集団の反動軍隊・警官と約60回戦闘をまじえ、200人近くの敵をせん滅、米＝タノム集団の各種の型の飛行機8機を撃墜するとともに、かなりの武器と軍需物資を捕獲した。

3月31日、人民解放軍はナン県ポア郡で、人民を弾圧にきた反動軍隊・警官を待伏せ攻撃し、その中の9人を殺傷した。同日、人民解放軍は敵のヘリコプター7機を撃墜、機上の敵全員をせん滅した。

4月3日、人民解放軍はナン県ワ川東部地区で同地の大衆と共同作戦をとり、人民を弾圧にきた反動軍隊・警官を勇敢に壊滅させた。4月5日、人民解放軍は人民と共同して、ポア郡地区に地雷網を敷設して、米＝タノム集団が人民の弾圧に派遣した1中隊の武装軍隊・警官を待伏せ攻撃し、多数の敵を殺傷した。

4月6日、人民解放軍はポア郡地区で、米＝タノム集団の飛行機2機を撃墜した。同日ナン県の軍隊と人民は、ワ川東部地区で敵の軍隊・警官に攻撃をかけ、敵20人をせん滅大量の弾薬を捕獲した。4月12日、ナン県の軍隊と人民は、またも敵を待伏せ攻撃し死者4人と多数の負傷者を出させた。

人民解放軍は、武装宣伝隊をくり出して村落に深く入り、大衆に宣伝し、大衆を動員組織するとともに、大衆

の政治的自覚を高め、人民の革命武装闘争に積極的に参加させている。人民解放軍はまた敵のスパイと反動的な地方官吏多数を処刑し、大衆から熱烈な支持を得ている。(北京 5 月 9 日発新華社=中国通信)

### 16. タイの大衆運動、広範に展開

バンコクからの報道によると、タイの労働者、農民、青年学生の大衆運動は今年に入ってから、タイの人民革命武装闘争の勢いよい発展に励まされて広範にくりひろげられている。

「タイ人民の声」放送によると、今年 1 月から 5 月中旬まで、タイ人民は米=タノム集団と外国独占資本の残酷な抑圧と搾取に反対して、33 回ストライキ形式の闘争を行ない、1 万近い労働者がこれに参加した。

報道による、6 月 2 日、パクナム県の製材所で 2000 人余りの労働者が、工場側の労働者不当解雇に反対するとともに、労働者の待遇改善など正当な要求をかかげてストライキ闘争を行なった。タノム集団は多数の武装警官を公然と現場におくり、スト労働者を弾圧しようとしたが、労働者たちは一致団結し、暴圧を恐れず、闘争を堅持した。5 月中旬、日本の資本家が所有するパクナム県のオートバイ工場とワイヤー工場の労働者合計 400 人余りは、資本家側の労働者に対する苛酷な搾取と迫害に反対してストライキ闘争にたちあがり、さらに代表をバンコクに送ってタノム集団に抗議を申し入れた。

「タイ人民の声」放送によると、今年に入ってからタイでは米=タノム集団の土地強制収用と政治的迫害に反対する農民の闘争が 80 回余りほっ発し、闘争に参加した農民は 12 万人余りに達している。

同放送はまた、タイの青年学生が米=タノム集団の腐敗した教育制度に反対して、抗議集会などの形の闘争を合計 7 回行ない、6000 人余りがこれに参加したと報じている。

同放送は、タイ人民の革命的大衆運動の広範な展開によって、米=タノム集団の反動支配は痛烈な打撃を受けていると述べた。(北京 6 月 5 日発新華社=中国通信)

### 17. タイ人民武装勢力の 4 年間の輝かしい戦果

「タイ人民の声」放送の報道によると、タイ人民武装勢力はタイ共産党の正しい路線の導きのもとに、大衆を思いきり立ちがらせ、大衆に依拠して、苦しみを恐れず、死を恐れない革命精神を発揚して、4 年来、タイの各地で米=タイ反動派を勇敢に攻撃して輝かしい戦果をおさめた。

タイの東北部において、タイ人民武装勢力は 4 年来、人民戦争を堅持し、あらゆる困難を克服して、つぎつぎ

と米=タノム集団の反革命軍事「包圍討伐」を粉碎するとともに、敵の兵力を大量に消滅した。大まかな統計によると、1965 年から今年 7 月末までに、勇敢なタイ東北部の愛国的軍民は、米=タノム集団の反動軍隊・警官と 890 回余りにわたる戦いをまじえ、敵 1700 人余りをせん滅し、敵機 10 機を撃墜破し、敵軍用車多数を破壊し、大量の軍事物資を捕獲した。

東北部の人民武装勢力はまた大衆に積極的に宣伝し、大衆を組織し、大衆を武装し、大衆を援助して革命政権を樹立している。大まかな統計によると、1965 年から今年 6 月末までに、東北部の人民武装勢力宣伝隊は、各地の村落に深く入って、240 回余りにわたって宣伝と組織を進めた。同時に大衆と協力して、多くの人民に対し罪を犯した米=タノム集団の特務を処罰した。

タイ南部における、人民の武装闘争の烈火はますます激しく燃えさかっている。これまでに、南部人民が愛国武装闘争を繰り広げた地区は、すでに 8 県 40 郡の広大な地区に広がっている。大まかな統計によると、4 年来、南部各県の愛国人民武装勢力と人民は、敵との約 280 回にわたる戦闘で、多くの敵兵力を消滅し、大量の戦利品を捕獲した。

南部愛国人民武装勢力は、戦闘で機動性に富む人民戦争の戦略・戦術を運用して、たえず敵をせん滅している。たとえばスラーターニー県の愛国人民武装勢力は今年 2 月 2 日、ある孤立した拠点の敵に対して突撃をくわえ、拠点の敵を全部せん滅し、銃 11 丁と多くの軍事物資を捕獲し、敵の兵舎を焼き払った。7 月 16 日、スラーターニー県の人民武装勢力はまたもせん滅戦を行なって敵多数を殺傷し、銃 9 丁と多数の戦利品を捕獲した。

タイ北部では、人民武装勢力は勇敢に戦い、遊撃戦争を大いに展開して、米=タノム集団に痛撃をあげた。大まかな統計によると、1967 年 2 月から今年 7 月末までに、タイ北部の愛国的軍民は米=タノム集団の反動軍隊警官と約 710 余回の戦闘をまじえ、敵 1300 人をせん滅し、米=タノム集団の各種航空機 40 機余りを撃墜破し、軍用車数 10 台を破壊するとともに、軍用物資多数を捕獲した。

タイ人民の武装闘争の発展・強大化は、全国の革命的人民を大いに励ましている。タイ人民は自らの闘争を通じて、武装闘争の道を行ってこそ、タイに真の独立をもたらすことができ、人民に徹底的な解放をもたらすことができることを深く体得した。

(北京 8 月 6 日発新華社=中国通信)

## 18. 米＝タノム集団の土地強制収用に反対、タイの農民が闘争

「タイ人民の声」放送の報道によると迫害を受けているタイの広範な農民は、米＝タノム集団による土地強制立ちのきの罪悪行為に反対して、続々と組織して立ち上がり、勇敢にたたかっている。

最近、米＝タノム反動集団はウボン県ウドン郡の6カ村で、同地で生計を営んでいた約1000戸の農民を、強制的に立ちのかせ、農民の土地約1万1000ライ(1ライ＝1600平方メートル)を強引に占領し、人民を弾圧するための強制収容所を建設した。この6カ村の被害農民は勇敢にたたかいを進め、集会を開いて米＝タノム集団の暴挙に抗議した。

8月の初頭、米＝タノム反動集団はラヨン県バンカイ郡において、2000戸余りの農民を強制的に立ちのかせ、土地2万5000ライを強制収用した。被害農民は、米＝タノム集団の迫害に反抗して断固闘争し、代表200人をバンコクに派遣して、カイライ首相タノムに嚴重抗議をした。

タイの農民は、米＝タノム集団の反動的支配にもはや耐えしのぶことができなくなっている。深刻な災難はかれらの自覚を促し、野蛮な迫害がかれらの抵抗を余儀なくさせている。真の解放をかちとるには、タイ共産党の指導する革命的武装闘争に参加して、米＝タノム集団の反動支配を完全にくつがえし、人民の権力をうち立てるのみである、ということをタイの広範な農民が自覚している。現在、ますます多くの農民が革命武装闘争に参加しており、米＝タノム集団の反動支配を完全にくつがえすため奮闘している。

(北京8月14日発新華社＝中国通信)

## 19. タイ共産党が武装闘争を堅持しておさめた偉大な勝利に歓呼(「タイ人民の声」放送)

「タイ人民の声」放送は11月30日、タイ共産党成立27周年(12月1日)に当って、タイ人民がタイ共産党の指導のもとに、武装闘争を堅持し、非常にすばらしい情勢を作りだしていることに熱烈な歓呼を送る論文を発表した。論文の要旨次のとおり。

タイ共産党がタイ人民を指導して進めてきた革命闘争はすでに27年を経た。無敵の毛沢東思想で武装されたタイ共産党は、毛沢東主席の「鉄砲から国家権力がうまれる」という輝かしい教えと、タイ人民の革命闘争の実践とを結びつけ、人民を指導して革命的武装闘争を断固としてくりひろげ、農村で都市を包囲し、武力で政権を奪取するという革命の道を堅持している。1965年8月7

日、ナコンパノム県で、米＝タノム集団に反対する人民の革命闘争の最初の銃声となり響いてから、タイの革命情勢にはきわだった変化がおとずれ、東北部に燃えあがった人民武装闘争の小さな火花は、南部、中部、北部の34県におよぶ広大な地域に燃えひろがった。

タイ共産党は一貫して、民族と人民の利益のために真剣に戦ってきた。このため日増しに、広はん人民大衆の信頼を得ている。

人民武装力はタイ共産党の指導のもとに、激烈な闘争の中で、急速に発展し大きく強くなり強大な人民解放軍を組織した。革命闘争の中で、タイの広はん人民は、毛主席の「武装闘争を離れては、プロレタリア階級の地位はなく、人民の地位はなく、共産党の地位はなく、革命の勝利もない」という輝かしい教えを深く体得した。人びとは、人民の武装闘争はタイ共産党の指導のもとにあれば、正しい方向に進み、最後の勝利をかちとることができることを一段と認識した。このため、ますます多くのタイ人民は、真心から武装闘争を擁護し、断固としてこれに参加している。

いま、農村で広く発展している人民武装闘争は、農民が幅広い闘争をくりひろげるのを励ましている。農民はタイ共産党とタイ人民解放軍を心から擁護しており、人民戦争は短期間に、広く発展し、米＝タノム集団の支配をふるえあがらせている。米＝タノム集団はこれを非常ににくみ、恐れ、反動的な軍隊・警官をくりだして、人民を気遣いのように弾圧し、人民武装闘争の烈火を撲滅しようたくらんでいる。しかし、人民戦争の烈火は撲滅することができない。タイ人民解放軍とタイ人民は、敵の軍事「包囲討伐」を一つひとつ粉碎するとともに、反「包囲討伐」闘争の中で壮大かつ強力となっており、たえず戦略・戦術の水準を高め、ますます多くの敵の兵力を消滅し、作戦地区を広げ、タノム集団の地方政権を一つひとつつぶし、革命根拠地を守りうち固め、革命勢力は断えず大きくし、増強している。

人民の武装闘争がたえずおさめている輝かしい勝利は、タイ人民をこの上なく励まし、人民に勝利への確信を与えている。今後の闘争の中で、タイ人民はいっそう激しく複雑な闘争の過程をへるであろうが、タイ共産党の指導のもとに、団結して武装闘争の道を断固として前進すれば、最後の勝利は人民のものである。米＝タノム集団は結局滅亡するであろう。

(北京12月2日発新華社＝中国通信)

20. 1968年11月～1969年10月に施行されたおもな法令

公布日	法令名	おもな内容または改正の理由	備考
11. 4	国会議員選挙法	資料3参照	官報 第85巻103号
11. 19	輸入に関する経済省告示第48号	ズック、燕窩の輸入制限を廃止	官報 108号
12. 10	政党登録に関する内務省告示	1. タイ国民連合党 2. 民主党 3. 民主主義戦線	官報 117号
12. 24	精糖法 (仏暦 2511 年)		官報 119号
"	政党登録に関する内務省告示	4. 人民党 5. 経済人連合戦線	"
12. 31	関税率変更に関する緊急命令第21号	トラクター、バス、ゾープ等部品の輸入関税引下げ	官報 120号
1969年			
1. 7	政党登録に関する内務省告示	6. 農民援助党 7. 労働党	官報 第86巻第3号
1. 21	政党登録に関する内務省告示	8. 自由民主党	官報 第5号
1. 28	政党登録に関する内務省告示	9. 人民進歩党	官報 第7号
1. 31	関税率に関する緊急命令第22号	タイヤ・チューブの関税率変更	官報 第8号
2. 18	共産活動防止法 (第2号)	仏暦2495年法の一部改正	官報 第14号
2. 18	政党登録に関する内務省告示	10. 農民党 11. 道徳党 12. 新シャム党	官報 第14号
3. 6	工場法	仏暦2482年法, 仏暦2503年法廃止	官報 第19号
3. 6	自動車法 (第12号)		官報 第19号
3. 11	投資奨励委員会告示第42号, 第43号, 第44号, 第45号	C業種追加 石油化学, 輸送, 冷凍船 砕石業 (廃止) 中古船改良業	官報 第20号
3. 27	上院議員補充任命に関する告示	資料4参照	官報 第25号
3. 27	内務省告示住民登録によるタイ国人口	3355万2238人(1968年12月31日現在)	官報 第25号
4. 9	輸入に関する経済省告示第50号	4トン以上のトラックを除く中古車を輸入許可制にする。	官報 第31号
4. 25	投資奨励委員会告示第46号, 第47号	C業種追加 工業用地造成 (500ライ以上) インスタントコーヒー (資本金200万バーツ以上)	官報 第36号
5. 13	政党登録に関する内務省告示	独立党	官報 第42号
6. 3	輸入に関する経済省告示	自動車タイヤの輸入許可制 (6～8 kg) (30～39 kg)	官報 第49号
6. 10	投資奨励委員会告示第48号, 第49号, 第50号	C業種追加	官報 第53号
7. 8	内務省告示—共産主義滲透地域指定	35県指定 資料22参照	官報 第62号
7. 29	投資奨励委員会告示第51号, 第52号, 第53号	C業種追加 セメント (1,000トン/日産以上) 紡織機部品 (資本金 200 万バーツ) 映画製作 (資本金 500 万バーツ)	官報 第69号
8. 26	内務省告示—共産主義滲透地域追加指定	スリン県を追加	官報 第76号
9. 16	投資奨励委員会告示第54号, 第55号	C業種追加 タバコ葉乾燥 瓦, 硝子 (除外)	官報 第80号

## 21. 主要政党一覧

(党名, 党首名, 中央事務所所在地)

1. タイ国民連合党  
United Thai People Party (Saha Pracha Thai)  
党首 Field Marshal Thanom Kittikachorn  
中央事務所  
No. 1/226, Sriyutaya Rd. Dusit, Bangkok.
2. 民主党 Democrat Party (Prachatipat)  
党首 M. R. Seni Pramoj.  
中央事務所  
No. 10 Rajdamnern Rd. Phranakorn, Bangkok.
3. 民主主義戦線  
Democratic United Front (Naew Prachatipatai)  
党首 Nai Paitoon Kruakaew  
中央事務所  
No. 239, Rajtevi Rd. Dusit, Bangkok.
4. 人民党 Peoples Party (Prachachon)  
党首 Nai Liang Chayakan  
中央事務所  
No. 238, Soi Ranong 1 Payathai, Bangkok.
5. 経済人連合戦線 Economist United Front.  
(Naew Ruam Sethakon)  
党首 Nai Thep Chotinuchit  
中央事務所  
No. 104, Soi Ranchai 2 Dusit, Bangkok.
6. 農民援助党 Joint Aid for Farmers Party  
(Sammacheep Chuai Chao-na)  
党首 Phra chuang kasetsilapakan  
中央事務所  
No. 75/2 Soi. Sukhantaram Rama 4 Rd. Dusit,  
Bangkok.
7. 労働党 Labor Party (Raeng gan)  
党首 Nai Chua Kankaew  
中央事務所  
No. 92 G. Soi lang ronggan phanaek  
kruangkorn, Bansu, Dusit, Bangkok.
8. 自由民主党  
Free Democracy Party (Seri Prachatipatai)  
党首 Nai Charubut Ruangsuwan  
中央事務所  
No. 29 Phisanulok Rd, Dusit, Bangkok.
9. 人民進歩党  
People's Progress Party (Pracha Pattana)  
党首 M. R. Wiraphong Thongthaem  
中央事務所  
No. 902 Rama 4, Bangrak, Bangkok.

## 10. 農民党 Farmers and Peasants Party

(Chao-rai Chas-na)

党首 Nai Phaiboon Arichon

中央事務所

No. 1/3 Suapa Rd. Pompram-satrupai, Bangkok.

## 11. 自由道德党 Free Morals Party (Issaratham)

党首 Luang Chain Supa

中央事務所

No. 205, Phisanulok Rd. Dusit, Bangkok.

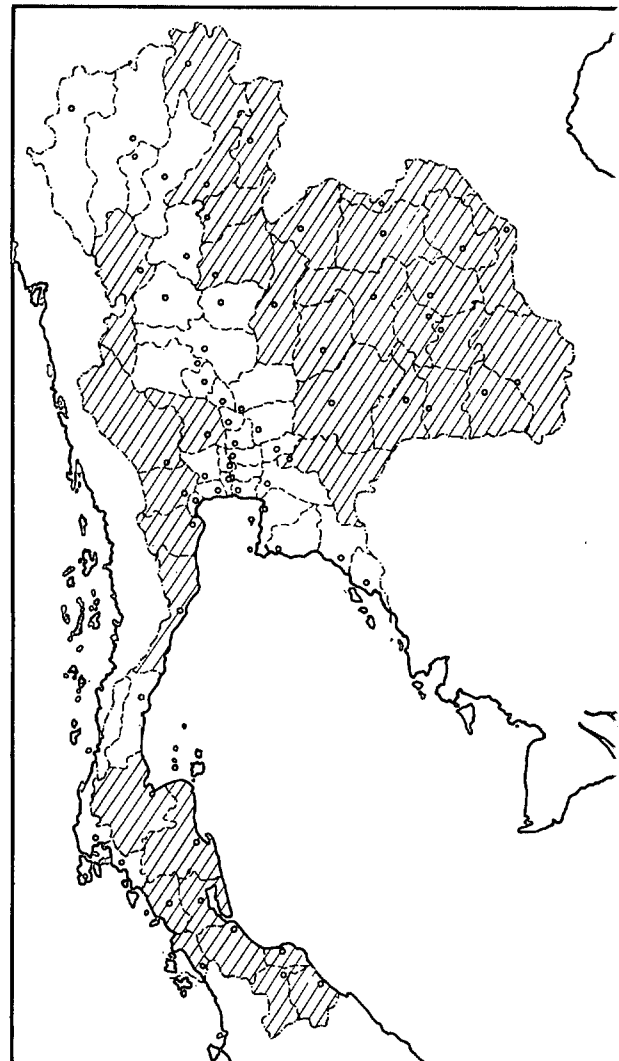
## 12. 新シャム党 New Siam Party (Sayam Mai)

党首 Major gen. Krasae Senapolsit

中央事務所

No. 30/49 Sei Inta Mara 2. Suthisan Rd. Mu 3.  
Payathai, Bangkok.

## 22. 共産活動防止法による共産主義浸透地域





主 要 統 計

1. マネー・サプライ
2. 貿易収支
3. 金・外貨準備高
4. 国際収支
5. 主要輸出商品 (量)
6. 主要輸出商品 (金額)
7. 輸入統計 (消費財・資本財別)
8. 為替レート (1948年~1965年)
9. 為替レート (1965年~1969年)
10. 源泉別財政収入
11. 支途別財政支出
12. バンコク・トンブリー市消費者物価指数
13. 部門別米輸出量
14. 月別米輸出価格 (100% 精白米)
15. 月別米輸出価格 (10% 精白米)
16. 主要工業生産
17. 主要農産物生産
18. 米プレミアムによる政府収入 (1964~1969年)
19. 米プレミアム率の推移 (1958年~1963年)
20. 米プレミアム率の推移 (1962年~1969年)

2. 貿易収支

(単位 100万バーツ)

	輸出 (f.o.b.)	輸入 (c.i.f.)	貿易収支
1960年	8,614	9,622	-1,008
1961年	9,997	10,287	-290
1962年	9,527	11,504	-1,975
1963年	9,676	12,803	-3,127
1964年	12,339	14,253	-1,914
1965年	12,941	15,433	-2,492
1966年	14,099	18,504	-4,405
1967年	14,252	21,054	-6,802
1968年	13,693	23,961	-10,268
1969年 (1~6月)	6,620	12,300	-6,680

(出所) Bangkok Bank *Monthly Review* Aug. 1969.

(注) 1965~69年は軍物資を除く。

3. 金・外貨準備高

(単位 1,000 ドル)

	金	外 貨	合 計
1961年	104,203	317,109	421,312
1962年	104,203	379,410	483,613
1963年	104,203	425,020	529,223
1964年	104,203	494,104	598,307
1965年	96,453	576,099	672,552
1966年	91,703	734,140	825,843
1967年	91,703	784,768	876,471
1968年	91,701	806,258	897,959
1969年 1月	91,701	809,988	901,689
2月	91,701	820,031	911,732
3月	91,701	823,997	915,698
4月	91,701	810,130	901,831
5月	91,701	803,427	895,128
6月	91,701	799,473	891,174

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Report*, July, 1969.

1. マネー・サプライ

(単位 100万バーツ)

	現金流通通貨	預金流通通貨	マネーサプ ライ
1961年	6,511.7	4,563.7	11,075.4
1962年	6,573.4	4,519.9	11,093.3
1963年	6,703.5	5,177.5	11,881.0
1964年	7,290.2	5,628.8	12,919.0
1965年	8,180.7	6,151.4	14,332.1
1966年	9,438.4	7,219.4	16,657.8
1967年	9,910.9	7,963.2	17,874.1
1968年	10,691.1	8,714.3	19,405.1
1969年 1月	11,042.8	8,588.2	19,631.0
2月	11,582.0	8,557.6	20,139.6
3月	11,061.1	8,660.4	19,725.8
4月	10,834.9	8,743.3	19,578.2
5月	10,655.2	8,719.8	19,375.0
6月	10,213.1	8,680.5	18,893.6
7月	10,306.4	8,731.2	19,037.6
8月	10,314.7	8,651.1	18,965.8

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Report*, Oct. 1969.

## 4. 国際収支

	1966年	1967年	1968年
A. 物資およびサービス民間移転収支			
1. 輸出 f.o.b	13,817.2	13,802.6	13,269.4
2. 輸入 c.i.f	-18,172.0	-21,806.8	-23,610.5
貿易収支	-4,354.8	-8,004.2	-10,341.1
3. 非貨幣用金	-124.6	-147.0	-231.8
4. 貨物運賃および保険	338.2	395.9	229.7
5. その他運輸	75.1	154.5	67.1
6. 旅行	266.6	496.6	381.6
7. 投資収益	-8.2	167.4	272.2
8. その他政府取引	3,362.8	4,619.4	5,094.1
9. その他サービス	72.0	78.9	103.7
10. 民間移転収支	216.3	173.8	140.4
計	-156.0	-2,064.7	-4,284.1
B. 政府移転収支			
1. 贈与	715.3	951.7	1,332.1
2. 特別円	58.2	58.2	58.2
3. UNICEF 其他への米贈与	-2.9	-3.1	-0.1
4. その他	-4.2	16.8	17.5
計	766.4	1,023.6	1,407.7
C. 資本取引 (F以外)			
1. 民間			
1.1 直接投資	541.3	756.5	1,137.8
1.2 政府企業への借入引出し	221.8	293.6	319.0
返済	-459.1	-563.7	-615.5
1.3 その他長期	408.9	1,178.5	866.8
1.4 その他短期	358.3	71.5	128.9
2. 政府			
2.1 借入引出し	411.1	544.4	746.4
返済	-49.6	-62.2	-104.2
2.2 長期資産	-142.3	-41.8	-45.9
2.3 その他	73.8	5.9	5.8
計	1,364.2	2,182.7	2,439.1
D. 合計 (A~C)	1,974.6	1,141.6	-437.3
E. 誤差脱漏	1,312.7	131.9	884.3
F. 外貨準備変動	-3,287.3	-1,273.5	-447.0

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Report*, July, 1969.

## 5. 主要輸出商品 (量)

(単位 1,000 メートルトン)

	米	ゴム	メイズ	錫	ケナフ・ジュート
1960年	1,203	169.7	514.7	17.1	61.8
1961年	1,576	148.6	567.2	18.1	143.5
1962年	1,271	194.2	472.4	19.8	237.9
1963年	1,418	186.9	744.0	22.0	125.8
1964年	1,896	217.0	1,115.0	22.3	162.0
1965年	1,895	210.9	804.4	20.5	317.0
1966年	1,508	202.5	1,218.5	18.9	473.0
1967年	1,482	211.1	1,090.8	27.1	317.1
1968年	1,084	252.1	1,626.9	24.6	285.3
1969年 1月	99.6	24.6	222.9	2.0	29.1
2月	89.2	31.1	66.0	2.2	34.9
3月	65.3	26.6	55.5	2.0	32.2
4月	90.2	16.3	36.9	1.7	19.6
5月	69.0	11.4	31.6	2.3	17.4

## 6. 主要輸出商品 (金額) (単位 100 万バーツ)

	米	ゴム	メイズ	錫	ケナフ・ジュート
1960年	2,570	2,579	551	537	230
1961年	3,598	2,130	597	617	626
1962年	3,240	2,111	502	685	579
1963年	3,424	1,903	828	741	358
1964年	4,389	2,060	1,346	962	495
1965年	4,334	1,999	969	1,166	1,102
1966年	4,001	1,861	1,520	1,316	1,613
1967年	4,653	1,574	1,355	1,822	866
1968年	3,776	1,796	1,575	1,547	675
1969年 1月	309	201	243	135	111
2月	285	257	79	140	136
3月	215	245	70	121	118
4月	283	157	46	117	65
5月	213	110	39	159	49

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Report*, July, 1969.

## 7. 輸入統計

(単位 100 万バーツ)

	1964年	1965年	1966年	1967年	1968年
I 消費財	4,377	4,615	5,238	5,907	6,012
A 非耐久	3,357	3,371	3,747	4,131	4,156
B 耐久	1,020	1,244	1,491	1,776	1,856
II 中間製品・原材料	2,342	2,758	3,417	4,165	4,353
A 主として消費財	1,369	1,676	2,028	2,379	2,436
B 主として資本財	973	1,082	1,389	1,786	1,917
III 資本財	4,242	4,775	5,701	7,543	8,304
IV その他	3,293	3,285	4,148	4,574	5,279

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Report*, July, 1969.

8. 為替レート (商業銀行単純平均売相場, 期末)  
(単位 パーツ)

1948年	19.60	1957年	20.90
1949年	23.48	1958年	21.10
1950年	21.13	1959年	21.19
1951年	22.08	1960年	20.14
1952年	16.76	1961年	20.99
1953年	21.16	1962年	20.84
1954年	20.88	1963年	20.84
1955年	20.91	1964年	20.83
1956年	20.66	1965年	20.83

9. 為替レート (商業銀行単純平均為替相場, 期末)

	買相場	売相場
1965年	20.65	20.83
1966年	20.57	20.75
1967年	20.62	20.80
1968年3月	20.62	20.80
6月	20.62	20.80
9月	20.67	20.85
12月	20.67	20.85
1969年1月	20.67	20.85
2月	20.67	20.85
3月	20.67	20.85
4月	20.67	20.85
5月	20.72	20.90
6月	20.82	21.00
7月	20.82	21.00

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Report*, July, 1960.

10. 源泉別財政収入

(単位 100万パーツ)

	収入合計	租 税		販売および 手数料	国営企業	その他
		所得税	その他租税			
1960年	6,777	582 (7.79)	5,620 (82.9)	228 (3.36)	150 (2.21)	197 (2.91)
1961年	7,450	663 (8.90)	6,205 (83.3)	208 (2.79)	158 (2.12)	216 (2.90)
1962年	8,007	728 (9.09)	6,707 (83.8)	231 (2.88)	178 (2.22)	163 (2.04)
1963年	8,817	792 (8.98)	7,268 (82.4)	252 (2.86)	313 (3.55)	192 (2.18)
1964年	9,956	894 (8.98)	8,403 (84.4)	275 (2.76)	128 (1.29)	256 (2.57)
1965年	11,344	1,134 (1.00)	9,253 (81.6)	328 (2.89)	232 (2.05)	397 (3.50)
1966年	12,912	1,293 (1.00)	10,551 (81.7)	354 (2.74)	284 (2.20)	430 (3.33)
1967年*	16,080	1,630 (1.01)	13,211 (82.2)	326 (2.03)	532 (3.31)	381 (2.37)
1968年*	16,259	1,724 (1.06)	13,137 (80.8)	374 (2.30)	557 (3.43)	467 (2.87)
1969年*	17,529	1,770 (1.01)	14,344 (81.8)	426 (2.43)	559 (3.19)	430 (2.45)

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Report*, July, 1969.

(注) カッコ内はパーセント, \* は会計年度, 1969年は同会計年度予算 (1968.10~1969.9)。

11. 支途別財政支出

(単位 100万パーツ)

	支出合計	支 途				
		経 済	社 会	国 防	一 般 行 政	そ の 他
1960年	6,706	1,429 (21.3)	1,885 (28.1)	1,379 (20.6)	1,414 (21.1)	599 (8.9)
1961年	7,786	1,925 (24.7)	2,127 (27.3)	1,461 (18.8)	1,597 (20.5)	676 (8.7)
1962年	8,482	2,069 (24.4)	2,312 (27.3)	1,581 (18.6)	1,738 (20.5)	782 (9.2)
1963年	9,666	2,400 (24.8)	2,674 (27.7)	1,661 (17.2)	1,977 (20.5)	954 (9.9)
1964年	10,888	2,678 (24.6)	3,225 (29.6)	1,767 (16.2)	2,195 (20.2)	1,023 (9.4)
1965年	12,738	3,382 (26.6)	3,771 (29.6)	1,979 (15.5)	2,195 (17.2)	1,411 (11.1)
1966年	14,675	4,205 (28.7)	3,946 (26.9)	2,225 (15.2)	2,694 (18.4)	1,605 (10.9)
1967年	17,912	5,608 (31.3)	4,626 (25.8)	2,694 (15.0)	2,752 (15.4)	2,232 (12.5)
1969年	23,324	6,829 (29.3)	6,051 (25.9)	3,764 (16.1)	3,357 (14.4)	3,323 (14.2)

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Report*, July, 1969.

(注) 1969年は同会計年度支出予算 (1968.10~1969.9)。

12. バンコク・トンブリー市消費者物価指数

(1964.10~1965.9=100)

	合計	食料	衣料	住宅	医療等	交通	リクレーション 教 育	タバコ アルコール
	100	49.0	9.4	17.8	7.2	6.1	5.6	4.9
1964年	99.4	99.5	100.9	98.8	99.0	99.8	99.4	100
1965年	100.3	100.1	99.9	100.6	100.2	100.3	100.1	100
1966年	104.1	106.6	100.4	102.2	104.0	99.9	101.5	99.9
1967年	108.2	114.2	100.4	102.2	107.9	99.0	101.8	99.9
1968年	110.5	118.1	100.7	103.0	107.9	102.8	101.9	99.9
1969年 1月	110.6	118.9	100.3	103.0	107.7	99.1	101.8	99.9
2月	111.5	120.4	100.4	103.3	107.7	99.1	101.8	99.9
3月	111.3	119.9	100.5	103.8	108.0	99.1	101.8	99.9
4月	111.7	120.8	100.5	103.2	108.0	99.1	101.9	99.9
5月	113.1	123.5	100.2	104.0	108.0	99.1	101.9	99.0
6月	112.8	122.9	100.3	104.0	108.0	99.1	101.9	99.9
7月	112.9	123.0	100.4	104.0	108.0	98.9	101.9	99.9
8月	113.0	123.0	100.4	104.5	108.0	98.9	101.9	99.9

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Report*, July 1969.

13. 部門別米輸出品

(単位 トン)

1969年	政 府	民 間	合 計
1月	8,200	73,001	81,201
2月	16,300	77,036	93,336
3月	27,450	52,289	79,739
4月	21,758	68,672	90,430
5月	6,442	57,693	64,135
6月	12,500	39,432	51,932
7月	17,671	26,528	44,199
8月	40,279	60,210	100,489
9月	36,044	63,904	99,948
10月	76,932	46,996	123,928
11月	37,281	61,028	98,309
12月	24,955	33,751	58,696

(出所) 経済省貿易局。

14. 月別米輸出価格 (100% 精白米)

バンコク港 f.o.b. 価格

(単位 ポンド・シリング/トン)

	1966年	1967年	1968年	1969年
1月	54-12	58-15	96-00	81-00
2月	52-17	63-03	99-00	79-00
3月	55-06	70-07	104-00	82-00
4月	59-00	70-09	98-00	82-00
5月	60-19	71-15	95-00	85-00
6月	61-14	76-07	91-00	87-09
7月	63-04	80-17	92-00	89-00
8月	64-07	85-10	90-00	88-00
9月	63-16	90-00	90-00	82-00
10月	66-09	93-00	82-00	84-00
11月	72-10	90-00	77-00	83-00
12月	60-01	102-13	78-00	
平均	61-05	79-08	91-00	

(出所) 経済省貿易局。

15. 月別米輸出価格 (10 %精白米)

バンコク港 f.o.b. 価格

(単位 ポンド-シリング/トン)

	1966年	1967年	1968年	1969年
1月	50-08	55-08	88-00	70-00
2月	49-05	57-12	91-00	69-00
3月	51-02	64-04	96-00	70-00
4月	54-10	63-02	90-00	67-00
5月	55-17	65-07	85-00	72-00
6月	57-09	69-05	80-10	74-00
7月	59-06	73-05	81-10	76-00
8月	60-09	77-10	79-10	75-00
9月	59-17	82-00	79-10	69-00
10月	62-10	85-00	73-00	72-00
11月	67-14	82-00	67-00	
12月		93-07	68-00	
平均		72-07	81-10	

(出所) 経済省貿易局。

16. 主要工業生産

	1965年	1966年	1967年	1968年	1969 (1-6月)
セメント (千トン)	1,248	1,483	1,736	2,168	1,190
綿織物 (百万ヤード)	228	277	286	317	
麻袋(百万枚)	40.3	46.8	54.7	53.7	22.5
砂糖(千トン)	320	269	232	189	350
紙(千トン)	18.1	17.9	21.0	23.9	13.2
タバコ (千トン)	10.1	11.1	12.4	13.5	7.2
石油製品(百万リットル)	1,802	2,110	2,433	2,883	1,480

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Report*, July, 1969.  
Bangkok Bank, *Monthly Review*, Aug. 1969.

17. 主要農産物生産高

(単位 1,000トン)

	1959年	1961年	1963年	1965年	1967年	1969年
ゴム	161.0	186.1	198.3	217.4	220	270
メイズ	317.2	598.3	857.7	1,021.3	1,250	1,400
キャサバ根	1,083.0	1,726.0	2,111.0	1,475.0	1,871	2,200
砂糖きび	4,988.0	3,984.0	4,733.0	4,480.0	3,500	2,300
緑豆	45.9	40.6	116.0	124.8	128.0	
落花生	123.7	107.9	112.9	130.6	216.6	
大豆	22.5	24.2	33.0	19.1	25.0	
胡麻	16.8	12.4	16.0	18.3	18.5	
ココナット	905.0	1,054.0	1,147.0	1,170.0	1,000.0	
ひま	34.0	32.8	52.9	31.6	45.5	
綿	37.4	38.3	48.6	59.8	60.0	
ジュート	3.9	11.6	6.9	8.7	9.6	
ケナフ	50.0	239	211.7	528.6	350.0	300
ラミ	0.6	1.0	0.6	1.1	0.4	
タバコ	67.1	48.4	46.6	75.5	80.0	

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Report*, Oct. 1969.

18. 米プレミアムによる政府収入

	プレミアムによる政府収入 (バーツ)	米輸出量(トン)	トン当り平均プレミアム (バーツ)
1964年	1,311,008,784	1,833,137	715.17
1965年	1,198,794,218	1,851,029	647.64
1966年	982,086,398	1,460,380	672.49
1967年	1,056,206,101	1,442,762	732.07
1968年	1,388,005,444	1,022,444	1,357.54
1969年(1~7月)	638,692,168	504,972	1,264.81

(出所) 経済省貿易局。

19. 米アミノ酸率の推移 (1958~1963)

(単位 ハーツ/トン)

	1958年		1958年		1958年		1958年		1959年		1959年		1960年		1960年		1961年		1962年		1962年		1962年		1963年			
	1.1~ 2.15	2.16~ 4.22	4.23~ 6.17	6.18~ 1959年 8.13	8.14~ 11.3	11.4~ 12.29	12.30~ 1960年 8.1	8.2~ 12.29	12.30~ 1961年 4.16	4.17~ 1962年 6.5	6.6~ 1962年 4.2	4.3~ 5.14	5.15~ 10.2	10.3~ 1963年 7.15	7.16~													
White Rice	100%																											
"	5%																											
"	10%	935	935	935	935	935	935	935	890	890	890	890	890	890	890	890	890	890	890	950	950	950	950	950	950	950	950	
"	15%																											
"	20%																											
"	25%																											
"	35%	730	730	730	650	650	650	650	650	650	650	650	650	650	650	650	650	650	650	700	700	700	700	700	700	700	700	
"	45%																											
White Broken Rice		600	730	730	730	730	730	730	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720	780	780	780	780	780	780	780	780	
"	A1 Super																											
"	A1 Special																											
"	A1 Ordinary																											
"	C1 Super	470	470	590	470	470	470	470	450	540	500	500	500	500	500	500	500	500	500	550	550	550	550	550	550	550	550	
"	C1 Special																											
"	C1 Ordinary																											
"	C Special																											
White Glutinous Rice		600	600	600	600	600	600	600	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	
"	Broken	380	380	380	450	450	450	450	420	420	420	420	420	420	420	420	420	420	420	400	400	400	400	400	400	400	400	
Cargo Rice	100~20%	750	750	750	750	750	750	750	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	650	650	650	650	650	650	650	650	
Cargo Rice	25%																											
"	35%	600	730	730	650	650	650	650	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	650	650	650	650	650	650	650	650	
"	45%																											
Cargo Broken Rice		450	450	570	450	450	450	450	420	420	420	420	420	420	420	420	420	420	420	400	400	400	400	400	400	400	400	
Parboiled Rice		500	650	650	650	650	650	650	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	
Parboiled Broken Rice		400	400	520	400	400	400	400	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	320	320	320	320	320	320	320	320	
Flour Coars																												
Flour Fine																												
Vermicelli																												

